本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0010_改 10
提出年月日	2021年10月20日

基本設計方針に関する説明資料

【第5条 地震による損傷の防止】

【第50条 地震による損傷の防止】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2021年10月

東北電力株式会社

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

2

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機		世頃ログの基本成計の画り ケル原子力発電所第2号機	差異理由
112 77 HERMAN 1777 PERINTINA 177 PM	/N 199/J → /G 193/J	2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。	ALTYLIN
		a. 設計基準対象施設のうち、耐震重要施設は、その 供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそ れがある地震(基準地震動Ss)による加速度によっ て作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれ るおそれがない設計とする。 【5条1】	(基準地震動S s の定義は「1. 地盤等」に
		重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故 防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止 設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設 計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定 重大事故等対処施設を除く。以下同じ。)は、基準地震 動Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処する ために必要な機能が損なわれるおそれがないように設 計する。 【50条2】【50条6】	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
		b. 設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、S クラス, B クラス又は C クラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。 【5 条 2】	表現の相違 (耐震重要度、耐震重要度分類の定義は「1. 地盤等」において記載しているため、ここで は記載しない。)
		重大事故等対処施設については、施設の各設備が有 する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置 状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設	
		置される重大事故等対処施設,常設耐震重要重大事故 防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 ω

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。 以下同じ。)、常設重大事故緩和設備が設置される重大 表現の相違 事故等対処施設, 常設重大事故防止設備(設計基準拡 張) が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故 設計の差異 等対処施設を除く。以下同じ。), 常設重大事故緩和設 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設 ている。) (特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。)及び可 搬型重大事故等対処設備に分類する。 【50条1】 重大事故等対処施設のうち, 常設耐震重要重大事故 防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重 大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準 表現の相違 事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用 される地震力に十分に耐えることができる設計とす 【50条4】 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故 防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大 事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡 設計の差異 張) が設置される重大事故等対処施設の両方に属する (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 重大事故等対処施設については、基準地震動Ss によ ている。) る地震力を適用するものとする。 【50条5】 重大事故等対処施設のうち、常設重大事故防止設備 設計の差異 (設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故 ている。) 等対処施設は、当該設備が属する耐震重要度分類のク ラスに適用される地震力に十分に耐えることができる 設計とする。 【50条8】 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が 設計の差異 属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの) (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和 ている。) 設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設 置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

較表において追記したもの (比較対象外)	(原子炉冷却系統施設(共	通項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		等対処施設については、基準地震動Ssによる地震力	
		を適用するものとする。	
		【50条9】	
		なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本	
		申請の対象外である。	
		【50条10】	
			記載方針の相違
			(用語の定義は冒頭の「1.1 地盤」に記載
			する。)
1			, ,
		c. Sクラスの施設 (e. に記載のもののうち, 津波防護	表現の相違
		施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)は、基	記載方針の相違
		準地震動Ssによる地震力に対してその安全機能が保	
		持できる設計とする。	
		■ 建物・構築物については、構造物全体としての変形	
		能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、	
		建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有す	
		る設計とする。	
		機器・配管系については、その施設に要求される機	
		能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であ	
		っても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性	表現の相違
		限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能	
		に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、	
		基準地震動Ssによる応答に対してその設備に要求さ	
		れる機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要	
		求される機器については、当該機器の構造、動作原理	
		等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の	
		確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないこ	
		とを確認する。	
		また、弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的	表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 Ω

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおれね (弾性設計用地震動 S d の定義は「1. 地盤 弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 等」において記載しているため、ここでは記 載しない。) 建物・構築物については、発生する応力に対して、 「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び 表現の相違 基準による許容応力度を許容限界とする。 機器・配管系については、応答が全体的におおむね 弾性状態にとどまる設計とする。 【5条3】 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和 表現の相違 設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設 (SA 設備に対する設計方針を明確化するた 備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は常 めに記載。) 設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重 大事故等対処施設は、基準地震動Ssによる地震力に 対して, 重大事故等に対処するために必要な機能が損 なわれるおそれがないように設計する。 【50条2】【50条6】 建物・構築物については、構造物全体としての変形 能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、 建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有す る設計とする。機器・配管系については、その施設に 要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生 じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどま 表現の相違 って破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要 求される機能に影響を及ぼさない, また, 動的機器等 については、基準地震動Ssによる応答に対して、そ の設備に要求される機能を保持する設計とする。なお, 動的機能が要求される機器については、当該機器の構 造,動作原理等を考慮した評価を行い,既往の研究等 で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超 えていないことを確認する。 【50条3】【50条7】 d. Sクラスの施設 (e. に記載のもののうち, 津波防護 記載方針の相違 施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。) につい 表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		て、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。また、基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【5条4】	
		常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d による地震力は水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【50条11】	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
		e. 屋外重要土木構造物,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は,基準地震動Ssによる地震力に対して,構造物全体として変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに,それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。 【5条5】【50条13】	
		常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は,基準地震動 S s による地震力に対して,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 【50条12】	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
		f. B クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね 弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。	記載方針の相違 表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

製衣において追記したもの (比較対象外)	(原子炉冷却系統施設(共	共通項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【5条6】	表現の相違
		C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 【5 条 7】	表現の相違
		常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 【50条14】	表現の相違
		常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 【50条15】	
		g. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設が,それ以外の発電所内にある施設(資機材等含む。)の波及的影響によって,その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 【5条8】【50条16】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

収収において担配したもの (比較利家が)	(原子炉冷却系統施設(共通功	頁目) の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		h. 可搬型重大事故等対処設備については, 地震による周辺斜面の崩壊等の影響を受けないように「5.1.5環境条件等」に基づく設計とする。 【50条17】	記載方針の相違
		i. 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については,「(6) 緊急時対策所」に示す。 【50条 18】	記載方針の相違設備名称の相違
		j. 耐震重要施設については、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。 【5条9】【50条19】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 (2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類 a. 耐震重要度分類 設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。 (a) Sクラスの施設 地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を支持ったの重要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系・使用済燃料を貯蔵するための施設・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するた	差異理由

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 ・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外 部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性 物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 ・津波防護施設及び浸水防止設備 ・津波監視設備 【5条10】	
		(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)」第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設・使用済燃料を冷却するための施設・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設【5条11】	表現の相違
		(c) Cクラスの施設 S クラスに属する施設及び B クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。 上記に基づく耐震重要度分類を第 2.1.1 表に示す。なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響	表現の相違 (基本設計方針に記載する表の名称と合わ せた記載としている。)
		を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。 【5条12】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 b. 重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有す 表現の相違 る重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状 (記載を適正化した。) 態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。 (a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち, 重大事故に至るおそれ がある事故が発生した場合であって, 設計基準事故対 処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若 しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失し た機能(重大事故に至るおそれがある事故に対処する ために必要な機能に限る。)を代替することにより重大 事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設 のもの イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属 する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するも 口. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大 事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、イ.以外のもの 【50条 20】 (b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち, 重大事故が発生した場 合において, 当該重大事故の拡大を防止し, 又はその 影響を緩和するための機能を有する設備であって常設 のもの 【50条21】 (c) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 設計の差異 設計基準対象施設のうち, 重大事故等時に機能を期 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 待する設備であって, 重大事故の発生を防止する機能 ている。) を有する(a)以外の常設のもの 【50条22】 (d) 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 設計の差異 設計基準対象施設のうち, 重大事故等時に機能を期 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	」	東ログ 25年 改計 グェリー 女川原子力発電所第2号機	差異理由
# 27 THURS - 1 3 394 - 3 70 PERINT NO. 1 - 3 196	71514-715 PB(7)	待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又は その影響を緩和するための機能を有する(b)以外の常 設のもの 【50条23】	ている。)
		(e) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可搬型のもの	記載方針の相違
		重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2 表に示す。 【50 条 24】	
		(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 a. 静的地震力 設計基準対象施設に適用する静的地震力は、S クラスの施設(津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。),B クラス及び C クラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C;及び震度に基づき算定する。	
		【5条13】 重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの)が設置される重大事故等対処施設に、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を、それぞれ適用する。 【50条25】	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
		(a) 建物・構築物 水平地震力は,地震層せん断力係数C _i に,次に示す 施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ,さらに当	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機		共通項目)の基本設計方針)	差異理由
《参与》作画《四种》,7月光电灯界(方傚	木(甲籽 — 光 电月	タ川原十万発电所第2 76機	左夹凸口
		該層以上の里里を来して昇足りるものとりる。 Sクラス 3.0	
		B クラス 1.5	
		C クラス 1.0	
		ここで、地震層せん断力係数では、標準せん断力係	
		数C。を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤	
		の種類等を考慮して求められる値とする。	
		また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層	
		せん断力係数Ciに乗じる施設の耐震重要度分類に応	
		じた係数は, S クラス, B クラス及び C クラスともに	
		1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 C。は 1.0	
		以上とする。	
		S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震	
		力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとす	
		る。鉛直地震力は,震度 0.3 以上を基準とし,建物・	
		構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向	
		に一定として求めた鉛直震度より算定するものとす	
		3.	
		ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と	
		認められる規格及び基準を参考に、C クラスに適用さ	
		れる静的地震力を適用する。	
		【5条14】	
		(b) 機器・配管系	
		静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数C	
		に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたもの	
		を水平震度として,当該水平震度及び上記(a)の鉛直震	
		度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとす	
		る。	
		S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震	
		力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとす	
		る。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。	
		上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C。等の割増し	
		係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般	
		産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して	
		設定する。	
		【5条15】	
		b. 動的地震力	
		設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラ	
		スの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設の	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原子炉冷却系統施設(共主 東海第二発電所	世頃日) の基本政計 クゴ) 女川原子力発電所第2号機	差異理由
112 37 HEROTALIAN 3 /3/LIPE//1/3/3 1 3/1/X	/NIPAI → JU PBI/I	うち共振のおそれのあるものに適用する。 Sクラスの施設(津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については,基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdから定める入力地震動を適用する。 Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては,弾性設計用地震動Sdから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。 屋外重要土木構造物,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物については,基準地震動Ssによる地震力を適用する。 【5条16】	設計の相違 (津波監視設備が設置された建物・構築物の 設計方針は別途記載することから記載しな い。)
		重大事故等対処施設のうち,常設耐震重要重大事故 防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止 設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設 計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設につい ては,基準地震動Ssによる地震力を適用する。 【50条 26】	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
		常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故 防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち,Bク ラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施 設,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置さ れる重大事故等対処施設のうち,当該設備が属する耐 震重要度分類が B クラスで共振のおそれのある施設に ついては,共振のおそれのある B クラスの施設に適用 する地震力を適用する。 【50条 27】	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
		常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については,基準地震動SSによる地震力を適用する。 重大事故等対処施設のうち,設計基準対象施設の既往評価を適用できる基本構造と異なる施設について	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

収扱において担配したもの(比較対象が)	(原子炉冷却系統施設(共通	担 惧目)の基本設計万針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		は、適用する地震力に対して、要求される機能及び構	
		造健全性が維持されることを確認するため、当該施設	
		の構造を適切にモデル化した上で地震応答解析、加振	
		試験等を実施する。	
		【50条 28】	
		動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料の	
		ばらつきによる変動幅を適切に考慮する。	
		動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切	
		に組み合わせて算定する。動的地震力の水平2方向及	
		び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直	
		方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の	
		可能性がある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可	
		能性も考慮したうえで既往の方法を用いた耐震性に及	
		ぼす影響を評価する。	
		【5条17】	
		(a) 入力地震動	
		原子炉格納施設設置位置周辺は、地質調査の結果に	プラント固有条件の差異
		よれば,約1.4km/sのS波速度を持つ堅硬な岩盤が十	(サイト特有の立地条件の相違による,地盤
		分な広がりをもって存在することが確認されており、	条件の相違。)
		建物・構築物はこの堅硬な岩盤に支持させる。	
		敷地周辺には中生界ジュラ系の砂岩、頁岩等が広く	
		分布し、原子炉建屋の設置レベルにもこの岩盤が分布	
		していることから、解放基盤表面は、この岩盤が分布	
		する原子炉建屋の設置位置 O.P14.1m に設定する。	
		建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、	
		解放基盤表面で定義される基準地震動Ss及び弾性設	
		計用地震動Sdを基に、対象建物・構築物の地盤の非	設計の差異
		線形特性等の条件を適切に考慮した上で、必要に応じ	(適用する解析手法の相違。)
		2 次元 FEM 解析, 1 次元波動論又は 1 次元地盤応答解析	表現の相違
		により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入	
		力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、	
		地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や	
		対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造	
		の違いにも留意するとともに, 地盤の非線形応答に関	
		する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地	
		における観測記録による検証や最新の科学的・技術的	
		知見を踏まえ, 地質・速度構造等の地盤条件を設定す	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		る。 また、設計基準対象施設における耐震 B クラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震 B クラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備又は当該設備が属する耐震重要度分類が B クラスの常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 S d に 2 分の 1 を乗じたものを用いる。 【5 条 18】【50 条 29】	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
		(b) 地震応答解析 イ. 動的解析法 (イ) 建物・構築物 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解析法又は線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。	表現の相違表現の相違
		建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築 物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して 評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定す る。	
		動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を 考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、 基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況、地盤 の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則 として、弾性波試験によるものを用いる。 【5条19】	
		地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 差異理由 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 女川原子力発電所第2号機 基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdに対する 応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性 範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当 する建物部分の構造特性に応じて, その弾塑性挙動を 適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行 表現の相違 また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常 設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備, 表現の相違 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属 設計の差異 する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は常設重大 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故 ている。) 等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討 するための動的解析において、施設を支持する建物・ 構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超え る場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力 特性を考慮した応答解析を行う。 応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定 表現の相違 数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮 する。なお、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地 プラント固有条件の差異 震等の地震やコンクリートの乾燥収縮によるひび割れ (建屋モデルの鉄筋コンクリート告耐震壁、 等に伴う初期剛性の低下については、観測記録や試験 及び屋外重要土木構造物の剛性の決定方法 データなどから適切に応答解析モデルへ反映し, 保守 の相違。) 性を確認した上で適用する。屋外重要土木構造物につ いては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等 の地震に起因する構造上問題となるひび割れが認めら れないこと及び地中構造物である屋外重要土木構造物 に対する支配的な地震時荷重である土圧は、ひび割れ 等に起因する初期剛性低下を考慮しない方が保守的な 評価となる。したがって、屋外重要土木構造物につい ては、初期剛性低下を考慮しないが、必要に応じて機 器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。 更に、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振 動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因 を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析 により設計用地震力を設定する。 【5条20】【50条30】 建物・構築物の動的解析にて、地震時の地盤の有効 応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力 解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 性は, 敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏ま えた上で実施した液状化強度試験結果に基づき、保守 表現の相違 性を考慮して設定する。 【5条21】 プラント固有条件の差異 (液状化検討方針の相違。) 原子炉建屋については、3次元 FEM 解析等から、建 物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配 管系への影響を評価する。 動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により 得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析 モデルの妥当性の確認を行う。 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止 設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 表現の相違 (設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が 設計の差異 Sクラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 拡張)が設置される重大事故等対処施設の十木構造物 ている。) の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる 連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地 震時における非線形挙動の有無や程度に応じて,線形, 等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。 地震力については、水平2方向及び鉛直方向につい て適切に組み合わせて算定する。 【5条22】【50条31】 (ロ) 機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応 表現の相違 答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な 解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべ き減衰定数,剛性等の各種物性値は,適切な規格及び 基準又は試験等の結果に基づき設定する。ここで、原 プラント固有条件の差異 子炉本体の基礎については、鋼板とコンクリートの複 (原子炉本体の基礎の物性値の決定方法の 合構造物として,より現実に近い適正な地震応答解析 相違。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

を実践する臨乏から、コンタコートの開性変化を返回に考慮した概元が開生の変化 に考慮した概元が開生の変化 に含元のでは、哲性や加度や実体の原生を動きえて、表 当性、場所を施工さるかりを戦略を登まえて、表 当性、場所を施工さるかりを戦略を登まえて、表 当性、場所がある。 現態の神経に立ち、表し、特定、特定、特定、特別を制度に対して、 のでは、表して、代表が比較過程を考慮して、できては、表し、特別を持ちました。 のでは、表して、代表が比較過程を考慮して、表し、特別を持ちました。 のでは、表し、一般のでは、表し、のでは、表し、のでは、表し、 のでは、表し、ない、カルー・タンルイー・タンルが特性及び時別がある。 のでは、一般のでは、ました。このでは、ました。 のでは、この計画体性学のはもつきを通面が生産。 がいった。一分の特殊に対している。 のでは、この計画体性学のはもつきを通面が生産。 がいった。一分の特殊に対し、対して、大力・ルーー クル特性及び時別を定された。このでをを求める。 のできた。というには、ました。このでを表である。 のに、このでは、表している。 のに、このでは、表している。 のに、このでは、ました。このでを表である。 のに、このでは、表している。 のに、このでは、表している。 のに、このでは、表している。 のに、このでは、表している。 のに、このでは、表している。 のに、このでは、対している。 のに、このでは、対している。 また、認知の「表しない」が、対している。 また、認知の「表しない」が、また、方の反び形面が 同のである。 のに、は、対している。 のに、は、対している。 のに、対している。 のに、は、対している。 のに、は、対している。 のに、対している。 のに、は、対している。 のに、は、対している。 のに、は、対している。 のに、は、対している。 のに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原子炉/ 科系統施設(共連 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機	東海第二発電所	を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原子炉本体の基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、適用性を確認するとともに、設定における悪産、実性や保守性を考慮し、機器・配管系の設計用地震力を設定する。なお、原子炉本体の基礎の構造強度は、鋼板のみで地震力に耐える設計とする。機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法とり応答を求める。また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。スペクトルモーダル解析法により応答を解析法の遺化、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を解析法でより、強計を対し、設計用床応答曲線を開いたスペクトルモーダル解析法とのきを対した。とい解析が表別では、その性様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答曲線を開析法を表別を複擬する観点で、建物・構築物の剛性の影響を複擬する観点で、建物・構築物の剛性・構造特性等を考慮し適切に選定する。また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		c. 設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。 なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。 また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。 【5条24】【50条32】	
		(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下に よる。 a. 耐震設計上考慮する状態	
		地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.~ハ.の状態,重大事故等対処施設については以下のイ.~ニ.の状態を考慮する。 イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり,通常の自然条件下におかれている状態。	表現の相違
		ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な 過渡変化時を含むものとする。 ロ. 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。 ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件 (風、積雪)。 【5条25】【50条33】	表現の相違表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 ニ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある 表現の相違 事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の 機能を必要とする状態。 【50条34】 (b) 機器 · 配管系 設計基準対象施設については以下のイ. ~ニ. の状 態, 重大事故等対処施設については以下のイ. ~ホ. の 状態を考慮する。 イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃 料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運 表現の相違 転条件が所定の制限値以内にある運転状態。 口. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障 若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこ れらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によっ て発生する異常な状態であって, 当該状態が継続した 場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著し い損傷が生じるおそれがあるものとして安全設計上想 定すべき事象が発生した状態。 表現の相違 ハ. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な 状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原 子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあ るものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状 表現の相違 二. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件 (風,積雪)。 表現の相違 【5条26】【50条35】 ホ、重大事故時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある 表現の相違 事故又は重大事故時の状態で, 重大事故等対処施設の 機能を必要とする状態。 【50条36】

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

	(原子炉伶却糸統施設(共連		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		b. 荷重の種類 (a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.~ニ.の荷 重, 重大事故等対処施設については以下のイ.~ホ.の 荷重とする。 イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず 常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常の気象条件による荷重 ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ニ. 地震力, 風荷重, 積雪荷重 【5条27】【50条37】 ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 【50条38】	
		ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び 重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から 作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震 時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等に よる荷重が含まれるものとする。 【5条28】【50条39】	
		(b) 機器・配管系設計基準対象施設については、以下のイ.~ニ.の荷重,重大事故等対処施設については以下のイ.~ホ.の荷重とする。 イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ニ. 地震力,風荷重,積雪荷重 【5条29】【50条40】 ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 【50条41】	表現の相違
		c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重については,「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

	(原子炉冷却系統施設(共通	担項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。 【5条30】【50条42】	
		(a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時作用している荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 【5条31】【50条43】	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
		ロ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動 Sdによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。*1,*2 【5条32】	
		ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時作用している荷重,設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち,地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ,地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。【50条44】	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け
		二. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時	設計の差異 (女川では設計基準拡張の区分を設けてい

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事 故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によ って引き起こされるおそれがない事象による荷重は. その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超 過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S s 又は弾性設計用地震動 S d による地震力) と組み合 わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、 丁 学的,総合的に勘案の上設定する。なお,継続時間に ついては対策の成立性も考慮した上で設定する。 以上を踏まえ,原子炉格納容器バウンダリを構成す る施設(原子炉格納容器内の圧力,温度の条件を用い て評価を行うその他の施設を含む。) については、いっ たん事故が発生した場合、長時間継続する事象による 荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合 わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象によ る荷重と基準地震動Ssによる地震力を組み合わせ る。なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、 原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては. 重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想 定として評価しており, 本来は機能を期待できる高圧 代替注水系, 低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ) 設備名称の相違 又は低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポン プ) による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能で あることから荷重条件として考慮しない。 また、その他の施設については、いったん事故が発 生した場合, 長時間継続する事象による荷重と基準地 震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 【50条45】 ホ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設 耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設 備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設 設計の差異 備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスの (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け もの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築 ている。) 物については、常時作用している荷重及び運転時の状 態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力 とを組み合わせる。 【5条33】【50条46】

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 \sim

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 *1:Sクラスの建物・構築物の設計基準事故の状態で施 表現の相違 設に作用する荷重については、(b) 機器・配管系の考 え方に沿った下記の2つの考え方に基づき検討した結 果として後者を踏まえ、施設に作用する荷重のうち長 時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動Sdによ る地震力又は静的地震力とを組み合わせることとして いる。この考え方は、JEAG4601における建物・ 構築物の荷重の組合せの記載とも整合している。 ・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態の うち地震によって引き起こされるおそれのある事象に よって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時 間との関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考 慮する。 ・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態の うち地震によって引き起こされるおそれのない事象で あっても, いったん事故が発生した場合, 長時間継続 する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継 続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な 地震力と組み合わせる。 *2:原子炉格納容器バウンダリを構成する施設につい 表現の相違 ては、異常時圧力の最大値と弾性設計用地震動Sdに よる地震力とを組み合わせる。 【5条34】 (b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事 故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防 表現の相違 止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度 設計の差異 分類が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設の機器・ ている。) 配管系については、通常運転時の状態で施設に作用す る荷重と地震力とを組み合わせる。 【5条35】【50条47】 ロ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異 常な渦渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のう ち地震によって引き起こされるおそれのある事象によ って施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 表現の相違 【5条36】 (設置(変更)許可の記載を踏襲した。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 差異理由 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 女川原子力発電所第2号機 ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩 表現の相違 和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該 設計の差異 設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される ている。) 重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転 時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態 及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち, 地震 によって引き起こされるおそれがある事象によって作 用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等に よる荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び 確率論的な考察を踏まえ, 地震によって引き起こされ るおそれがない事象による荷重として扱う。 【50条48】 ニ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異 常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のう ち地震によって引き起こされるおそれのない事象であ っても、いったん事故が発生した場合、長時間継続す る事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続 時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な 地震力と組み合わせる。*3 【5条37】 ホ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩 表現の相違 和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該 設計の差異 設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される ている。) 重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転 時の異常な渦渡変化時の状態、設計基準事故時の状態 及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち 地震によって引き起こされるおそれがない事象による 荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震 動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地 震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)と 組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発 生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考 慮し,工学的,総合的に勘案の上設定する。なお,継続 時間については対策の成立性も考慮した上で設定す る。

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

収扱において担配したもの (比較対象が)	(原子炉冷却糸統施設(共	は通項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力(基準地震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)との組合せについては、以下を基本設計とする。 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 なお、格納容器破損モードの評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧代替注水系、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)又は低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから荷重条件として考慮しない。	表現の相違 設備名称の相違 設置(変更)許可における設計方針の差異 (女川 2 号では設備の復旧に期待した荷重 の設定をしていない。)
		その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 【50条49】 へ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスの	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 もの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管 ている.) 系については、 通常運転時の状態で施設に作用する荷 重及び運転時の異常な渦渡変化時の状態で施設に作用 する荷重と,動的地震力又は静的地震力とを組み合わ せる。 【5条38】【50条50】 ト. 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの 丁事計画の申請範囲の相違 機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆 (女川 2 号は燃料被覆管の耐震性について 管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状 本工事計画の範囲に含める。) 態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事 象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力とを組 み合わせる。 【5条39】 *3:原子炉格納容器バウンダリを構成する設備につい プラント固有条件の差異 ては、異常時圧力最大値と弾性設計用地震動Sdによ (格納容器構造の差異による。) る地震力とを組み合わせる。 (c) 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並 びに浸水防止設備が設置された建物・構築物 イ. 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建 物・構築物については、常時作用している荷重及び運 転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssに よる地震力とを組み合わせる。 口. 浸水防止設備及び津波監視設備については,常時 作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する 荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせ 表現の相違 なお, 上記(c)イ., ロ. については, 地震と津波が同 表現の相違 時に作用する可能性について検討し, 必要に応じて基 準地震動Ssによる地震力と津波による荷重の組合せ を考慮する。また、津波以外による荷重については、 「b. 荷重の種類」に準じるものとする。 【5条40】

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原士炉/行却糸統施設(共 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		(d) 荷重の組合せ上の留意事項	
		動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地	
		震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。	
		【5条41】【50条51】	
		d. 許容限界	
		各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に	
		対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認め	
		られる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されてい	
		る値を用いる。	
		【5条42】【50条52】	
		(a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。)	
		イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事	
		故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防	表現の相違
		止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度	設計の差異
		分類が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設	(女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け
		計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・	ている。)
		構築物(へ. に記載のものを除く。) (イ) 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地	
		震力との組合せに対する許容限界	
		「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及	表現の相違
		び基準による許容応力度を許容限界とする。	JUNE 1875
		ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合	
		せ(原子炉格納容器バウンダリを構成する設備におけ	
		る長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記	
		イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。	
		(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対す	
		る許容限界	
		構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に	Leader - Lande
		ついて十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に	表現の相違
		対し妥当な安全余裕を持たせることとする(評価項目	
		はせん断ひずみ、応力等)。 なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は	表現の相違
		応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが	ACM・2/THAE
		著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、初期剛性	プラント固有条件の差異
		の低下の要因として考えられる平成23年(2011年)	(建屋モデルの鉄筋コンクリート造耐震壁
		東北地方太平洋沖地震等の地震やコンクリートの乾燥	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	・選項目) の基本設計力計)女川原子力発電所第2号機	差異理由
		収縮によるひび割れ等が鉄筋コンクリート造耐震壁の変形能力及び終局耐力に影響を与えないことを確認していることから、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 【5条43】【50条53】	
		ロ. B クラス及び C クラスの建物・構築物(へ. 及びト. に記載のものを除く。)並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(ト. に記載のものを除く。) 上記イ. (イ)による許容応力度を許容限界とする。 【5条44】【50条54】	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け
		ハ. 耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物(へ.及びト. に記載のものを除く。) 上記イ.(ロ)を適用するほか,耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築物の変形等に対して,その支持機能を損なわないものとする。 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は,支持される施設に適用される地震動とする。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 【5条45】【50条55】 ニ. 建物・構築物の保有水平耐力(へ,及びト,に記載 のものを除く。) 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有 水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類 又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計 基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安 全余裕を有しているものとする。 ここでは、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故 設計の差異 緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 処施設については、上記における重大事故等対処施設 ている。) が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属す る耐震重要度分類をSクラスとする。 【5条46】【50条56】 ホ. 気密性, 止水性, 遮蔽性, 通水機能, 貯水機能を 考慮する施設 構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性、 涌水機能、貯水機能が必要な建物・構築物については、 その機能を維持できる許容限界を適切に設定するもの とする。 【5条47】【50条57】 へ. 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故 防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止 表現の相違 設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 設計の差異 類が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設の土木 ている。) 構浩物 (イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応 力度を許容限界とする。 (ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対す る許容限界 設計の差異 (女川 2 号では 3 次元静的材料非線形解析 等の評価において, ひずみを許容値として設 定している。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		構造部材の曲げについては限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント又は許容応力度、構造部材のせん断についてはせん断耐力、許容応力度又は限界せん断ひずみに対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。 3次元静的材料非線形解析により評価を行うもの等、ひずみを許容値とする場合は、構造物の要求機能に応じた許容値に対し妥当な安全余裕を持たせることとする。 【5条48】【50条58】	
		ト. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 【5条49】【50条59】	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
		(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの機器・配管系 (イ) 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地 震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものと する (評価項目は応力等)。 ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合 せ (原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設 備等における長期的荷重との組合せを除く。) に対して	表現の相違表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

牧衣において担配したもの (比較対象が)	(原子炉冷却系統施設(共	:通項目)の基本設計方針)	
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		は、下記イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。 (ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。また、地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求される機器については、基準地震動Ssによる応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。 【5条50】	表現の相違
		ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系イ.(口)に示す許容限界を適用する。ただし,原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動 S d と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は,イ.(イ)に示す許容限界を適用する。 【50条60】	設計の差異
		ハ. Bクラス及び C クラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)(当該設備 スは常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類 B クラス又は C クラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする(評価項目は応力等)。 【5条51】【50条61】	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。) 表現の相違
		ニ. チャンネルボックス チャンネルボックスは、地震時に作用する荷重に対 して、燃料集合体の原子炉冷却材流路を維持できるこ と及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の 挿入が阻害されないものとする。	設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

//	」		差異理由
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	左無奘田
		【5条52】	
		ホ. 燃料被覆管	 工事計画の申請範囲の相違
		が、 然付板復官 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能	工事計画の中韻配囲の相違 (女川 2 号は燃料被覆管の耐震性について
		についての許容限界は、以下のとおりとする。	本工事計画の範囲に含める。)
		(イ) 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地	本工事計画の範囲に占める。)
		震力との組合せに対する許容限界	
		応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることと	
		する。	
		(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対す	
		る許容限界	
		塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さ	
		なレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有	
		し,放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない	
		こととする。	
		【5条53】	
		へ. 主蒸気逃がし安全弁排気管及び主蒸気系(主蒸気	設備名称の相違
		第二隔離弁から主蒸気止め弁まで)	
		主蒸気逃がし安全弁排気管は基準地震動Ssに対して、主蒸気系(主蒸気第二隔離弁から主蒸気止め弁ま	
		で)は弾性設計用地震動Sdに対してイ.(ロ)に示す許	
		容限界を適用する。	
		【5条54】	
		10 × 01	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 (c) 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並 びに浸水防止設備が設置された建物・構築物 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・ 構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造 物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)及び安 定性について十分な余裕を有するとともに、その施設 に要求される機能 (津波防護機能及び浸水防止機能) が保持できるものとする (評価項目はせん断ひずみ、 応力等)。 浸水防止設備及び津波監視設備については、その設 備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機 能) が保持できるものとする。 【5条55】 (5) 設計における留意事項 a. 波及的影響 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、 表現の相違 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計 設計の差異 基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラ (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け スのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) ている。) が設置される重大事故等対処施設(以下「上位クラス 施設」という。)は、下位クラス施設の波及的影響によ って, その安全機能及び重大事故等に対処するために 必要な機能を損なわない設計とする。 波及的影響については、耐震重要施設の設計に用い る地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお,地 震動又は地震力の選定に当たっては,施設の配置状況, 使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的 影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同 時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設, 設備を選定し評価する。 波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰し 表現の相違 た調査・検討等を行う。 ここで, 下位クラス施設とは, 上位クラス施設以外 の発電所内にある施設(資機材等含む。)をいう。

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	(原子炉/ ()	女川原子力発電所第2号機	差異理由
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	/NIP//3 /L PEJ/1	波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて管理する。耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)~(d)の4つの事項から検討を行う。なお、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)~(d)の4つの事項について「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設けている。)
		【5条56】【50条62】【50条63】 (a) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響 イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響。 ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響。 【5条57】	表現の相違表現の相違
		(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による耐震重要施設の安全機能への影響。	表現の相違

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		【5条58】 (c) 建屋内における下位クラス施設の損傷,転倒,落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,建屋内の下位クラス施設の損傷,転倒,落下等による耐震重要施設の安全機能への影響。 【5条59】	表現の相違
		(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷, 転倒, 落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して, 建屋外の下位クラス施設の損傷, 転倒, 落下等による耐震重要施設の安全機能への影響。 【5条60】	表現の相違
		b. 主要施設への地下水の影響 防潮堤下部の地盤改良等により山から海に向かう地下水の流れが遮断され、敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、原子炉建屋、制御建屋及び第3号機海水熱交換器建屋に作用する揚圧力の低減及び周辺の土木構造物等に生じる液状化影響の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するために、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアに地下水位低下設備を各エリア2系統設置する。 耐震評価において、地下水位の影響を受ける施設及びアクセスルートについて、地下水位低下設備の効果が及ぶ範囲(0.P.+14.8m盤)においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。なお、地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。	表現の相違 設計の差異 (地下水位低下設備の設置目的を具体的に 記載している。ここで地盤改良等とは、防潮 堤下の改良地盤及び置換コンクリートを指 す。周辺の土木構造物等には、原子炉機器冷 却海水配管ダクト、排気筒連絡ダクト、軽油 タンク連絡ダクト、取水路、海水ポンプ室、 軽油タンク室、軽油タンク室(H)、取水口(貯留堰)、復水貯蔵タンク基礎、防潮堤、防潮壁、第3号機海水ポンプ室、揚水井戸(第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内)、第3号機補機冷却海水系放水ピット、屋外排水路逆流防止設備(防潮堤南側)、屋外アクセスルート(0.P.+14.8m盤)の他、地下水位低下設備(揚水井戸)が含まれる。)表現の相違 (女川では【5条62】【50条65】と【5条69】 【50条75】において記載)
		地下水位低下設備は、ドレーン、接続桝、揚水井戸、 蓋、揚水ポンプ、配管、水位計、制御盤、電源(非常用	設計の差異 (地下水位低下設備の構成を具体的に記載

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 差異理由 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 女川原子力発電所第2号機 ディーゼル発電機),電源盤及び電路により系統を構成 している。) する。 【5条66】【50条72】 地下水位低下設備は、ドレーン及び接続桝により揚 設計の差異 水井戸に地下水を集水し、揚水ポンプ(容量 375m³/h/ (地下水位低下設備の仕様を具体的に記載 個, 揚程 52m, 原動機出力 110kW/個) により, 揚水ポ している。) ンプに接続された配管を通して地下水を屋外排水路へ 排水する。 揚水ポンプは、地下水の最大流入量を排水可能な容 量を有する設計とし、設備の信頼性向上のため 100% 容量のポンプを1系統当たり2個(計8個)設置し、 集水した地下水を排水できる設計とする。 【5条67】【50条73】 地下水位低下設備は、1系統当たり3個(計12個) 設計の差異 設置した水位計からの水位信号を用いて、2 out of 3 (地下水位低下設備の仕様を具体的に記載 論理により揚水ポンプの自動起動及び自動停止を行う している。) ことで、揚水井戸の水位を自動で制御できる設計とす る。また、各系統の水位を、原子炉建屋及び中央制御 室に設置した制御盤から監視可能な設計とする。水位 や設備の異常時には、これらを確実に検出して自動的 に中央制御室に警報(水位低又は高,水位高高,電源 喪失, 揚水ポンプ故障) を発信する装置を設けるとと もに、表示ランプの点灯、ブザー鳴動により運転員に 通報できる設計とする。 制御盤は、2系統の独立した設備を1系統当たり現 場及び中央制御室に1面ずつ設置し、原子炉建屋・制 御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアの それぞれ1系統の設備ごとに、監視・制御可能な設計 とする。 【5条68】【50条74】 地下水位低下設備は、電源盤 (容量 296kVA), 及び電 設計の差異 路を設置し、非常用交流電源設備である非常用ディー (地下水位低下設備の仕様を具体的に記載 ゼル発電機から設備に必要な電力を供給できる設計と している。) する。また、全交流動力電源喪失となった場合は常設 表現の相違 代替交流電源設備であるガスタービン発電機から設備 に必要な電力を供給できる設計とする。 電源盤は、2系統の独立した設備を1系統当たり1面

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 ずつ設置し、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号 機海水熱交器建屋エリアのそれぞれ1系統の設備ごと に電力を供給できる設計とする。 【5条69】【50条75】 揚水ポンプ,配管及び水位計は揚水井戸内に設置し, 設計の差異 揚水井戸により支持するとともに、揚水井戸上部に蓋 (地下水位低下設備の仕様を具体的に記載 を設置することで、外部事象の影響を受けない設計と している。) する。 【5条70】【50条76】 地下水位低下設備は, 地震時及び地震後を含む, 原 表現の相違 子力発電所の供用期間の全ての状態(通常運転時(起 動時, 停止時含む), 運転時の異常な過渡変化時, 設計 基準事故時及び重大事故等時) において機能維持を可 能とするため、基準地震動Ssによる地震力に対して 機能維持する設計とする。 また、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、 設計の差異 構造及び設備の基準に関する規則 第十二条第2項に (地下水位低下設備は多重性及び独立性を 基づき、地下水位低下設備を設置する原子炉建屋・制 考慮した設計とするとともに,外部事象等に 御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアの よる機能喪失要因に対し機能維持する設計 各エリアで, 多重性及び独立性を備える設計とすると としている。) ともに,外部事象等による機能喪失要因に対し機能維 持する設計とする。 さらに、プラント供用期間中において発生を想定す る大規模損壊についても, その発生要因とプラントの 損壊状況を踏まえ、地下水位低下設備の設計を行う上 で配慮する。 【5条62】【50条65】 地下水位低下設備の機能喪失が発生した場合を想定 設計の差異 し、復旧措置に必要な資機材として、原子炉建屋・制 (地下水位低下設備機能喪失に備えた設計 御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアに としている。) おける全ての地下水位低下設備の機能喪失を考慮し, 予備品及び可搬ポンプ (個数 3. 容量 114m3/h/個 (計 342m³/h)) を搭載した可搬ポンプユニット (個数 2) を 配備する。 【5条71】【50条77】

38 -

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

牧衣にわいて追記したもの (比較対象外)	(原子炉冷却系統施設(共通項			
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由	
		予備品は、復旧措置にあたり機器の交換が必要な場合に備え、各エリアを 1 系統復旧できる数量を配備する。 【5条72】【50条78】	設計の差異 (地下水位低下設備の予備品の配備について具体的に記載している。)	
		可搬ポンプユニットは、各エリアの排水機能の維持を可能とする配備数とし、高台の堅固な地盤に外部事象を考慮して分散配置する。 【5条73】【50条79】	設計の差異 (可搬型設備の配備について具体的に記載 している。)	
		地下水位低下設備は、保安規定において運転上の制限を設定し、地下水位を一定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には、可搬ポンプユニットによる水位低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止する。 また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自然災害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として、保安規定に定めた上で、社内規定に定める。 【5条63】【50条66】	設計の差異 (地下水位低下設備機能喪失に係る運用担 保事項の相違。)	
		地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地中埋設構造物の浮上りに対して、アクセスルートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定期間確保するとともに、アクセスルートの通行性に影響を与える場合は対策を講ずる設計とする。 【5条74】【50条80】	(地下水位低下設備機能喪失を想定しても アクセスルートの通行性に影響を与えない	
		(6) 緊急時対策所 緊急時対策所については、基準地震動Ssによる地 震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機 能が損なわれるおそれがない設計とする。 【50条67】	設備名称の相違	

39 -

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋について 表現の相違 は、耐震構造とし、基準地震動Ssによる地震力に対 して, 遮蔽性能を確保する。また, 緊急時対策所の居 住性を確保するため、基準地震動Ssによる地震力に 設計の差異 対して、緊急時対策所の換気設備の性能とあいまって (緊急時対策所の設計方針の相違。) 十分な気密性を確保する。 【50条68】 更に,施設全体の更なる安全性を確保するため,基 準地震動Ssによる地震力との組合せに対して、短期 許容応力度以内に収める設計とする。 【50条69】 なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限 界については、「2.1.1 (3) 地震力の算定方法 | 及び 表現の相違 「2.1.1 (4) 荷重の組合せと許容限界 に示す建物・ 構築物及び機器・配管系のものを適用する。 【50条70】 2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、 表現の相違 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計 設計の差異 基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラ (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け スのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) ている。) が設置される重大事故等対処施設については、基準地 震動Ssによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響が ないことが確認された場所に設置する。 【5条64】【50条71】

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの (比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	2. 燃料貯蔵設備 2.1 燃料貯蔵設備の基本方針 使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク(兼用キャスクを含む。)は保有しない。 【5条65】 【4条10】【6条47】【7条30】【26条48】	設備構成の差異 (女川 2 号では兼用キャスクを保有していない。)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(地震による損傷の防止)	23/14X #1 77 \$1 (1197)	出行队前为到(区)	イ 発電用原子炉施設の位	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	人の金年級前の新での利用	
			置			
第五条 設計基準対象施設			- (1) 敷地の面積及び形状			
は、これに作用する地震力			発電用原子炉施設を設置			
(設置許可基準規則第四条			する敷地は,宮城県牡鹿半			
第二項の規定により算定す			島のほぼ中央東部に位置			
る地震力をいう。) による損			し、北東側は太平洋に面し			
壊により公衆に放射線障害			ており,三方を山に囲まれ			
を及ぼさないように施設し			た山地と狭小な平地からな			
なければならない。			っている。			
2456			敷地内の地質は、中生界			
【解釈】			ジュラ系及びそれを不整合			
1 第1項の規定は、設置許			で覆う第四系からなる。			
可基準規則第4条第1項の			敷地の形状は海岸線に直			
規定に基づき設置許可で確			径を持つほぼ半円形であ			
認した設計方針に基づき、			り, 敷地全体の広さは約 173			
設計基準対象施設が、設置			万 m² である。			
許可基準規則第4条第2項			常設耐震重要重大事故防			
の地震力に対し、施設の機			止設備又は常設重大事故緩			
能を維持していること又は			和設備が設置される重大事			
構造強度を確保しているこ			故等対処施設については,			
とをいう。			基準地震動Ssによる地震			
2456			力が作用した場合において			
			も、接地圧に対する十分な			
			支持力を有する地盤に設置			
			する。			
2 耐震重要施設(設置許可			また、上記に加え、基準地			
基準規則第三条第一項に規			震動 S s による地震力が作			
定する耐震重要施設をい			用することによって弱面上			
う。以下同じ。)は、基準地			のずれが発生しないことを			
震動による地震力(設置許			含め、基準地震動Ssによ			
可基準規則第四条第三項に			る地震力に対する支持性能			
規定する基準地震動による			を有する地盤に設置する。			
地震力をいう。以下同じ。)			常設耐震重要重大事故防			
に対してその安全性が損な			止設備又は常設重大事故緩			
われるおそれがないように			和設備が設置される重大事			
施設しなければならない。			故等対処施設は, 地震発生			

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表し

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉阳圣中观别 // ///	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	via ·· J
34567			に伴う地殻変動によって生			
【解釈】			じる支持地盤の傾斜及び撓			
2 第2項の規定は、設置許			み並びに地震発生に伴う建			
可基準規則第4条第3項の			物・構築物間の不等沈下,液			
規定に基づき設置許可で確			状化及び揺すり込み沈下等			
認した設計方針に基づき、			の周辺地盤の変状により,			
耐震重要施設が、設置許可			重大事故に至るおそれがあ			
基準規則第4条第3項の基			る事故(運転時の異常な過			
準地震動による地震力に対			渡変化及び設計基準事故を			
し、施設の機能を維持して			除く。)又は重大事故(以下			
いること又は構造強度を確			「重大事故等」という。)に			
保していることをいう。			対処するために必要な機能			
34567			が損なわれるおそれがない			
3 動的機器に対する「施設			地盤に設置する。			
の機能を維持しているこ			常設耐震重要重大事故防			
と」とは、基準地震動による			止設備又は常設重大事故緩			
応答に対して、当該機器に			和設備が設置される重大事			
要求される機能を保持する			故等対処施設は,将来活動			
ことをいう。具体的には、当			する可能性のある断層等の			
該機器の構造、動作原理等			露頭がない地盤に設置す			
を考慮した評価を行うこ			る。 1			
と、既往研究で機能維持の			耐震重要施設について			
確認がなされた機能確認済			は、基準地震動Ssによる			
加速度等を超えていないこ			地震力によって生じるおそ			
とを確認することをいう。			れがある周辺の斜面の崩壊			
234567			に対して、その安全機能が			
			損なわれるおそれがない場			
			所に設置する。①			
			ロ 発電用原子炉施設の一	1.4 耐震設計		
			般構造	発電用原子炉施設の耐震		
			(1) 耐震構造	設計は,「設置許可基準規		
			本発電用原子炉施設は、	則」に適合するように,		
			次の方針に基づき耐震設計	「1.4.1 設計基準対象施設		
			を行い、「設置許可基準規	の耐震設計」,「1.4.2 重大		
			則」に適合するように設計	事故等対処施設の耐震設		
			する。	計1,「1.4.3 主要施設の耐震		
			y る。	川」, 1.4.0 土安旭取り削長		

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
投 州 基 平 規 則 •	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	/佣-/5
				構造」及び「1.4.4 地震検知		
				による耐震安全性の確保」		
				に従って行う。◆		
	2. 自然現象	2. 自然現象	(i) 設計基準対象施設の	1.4.1 設計基準対象施設の	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	2.1 地震による損傷の防	2.1 地震による損傷の防	耐震設計	耐震設計	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	止	止	設計基準対象施設につい	1.4.1.1 <u>設計基準対象施設</u>		
	2.1.1. 耐震設計	2.1.1 耐震設計	ては、耐震重要度分類に応	の耐震設計の基本方針		
	(1) 耐震設計の基本方針	(1) 耐震設計の基本方針	じて、適用する地震力に対	設計基準対象施設の <u>耐震</u>		
	耐震設計は,以下の項目	耐震設計は,以下の項目	して、以下の項目に従って	設計は,以下の項目に従っ		
	に従って行う。	に従って行う。	耐震設計を行う。	<u>て行う。</u>		
	a. 設計基準対象施設のう	a. 設計基準対象施設のう	a. 耐震重要施設は, <u>基準地</u>	(1) 地震により生じるおそ		
	ち, 耐震重要施設は, その供	ち, 耐震重要施設は, その供	震動Ss による地震力に対	れがあるその安全機能の喪		
	用中に当該耐震重要施設に	用中に当該耐震重要施設に	して、安全機能が損なわれ	失に起因する放射線による		
	大きな影響を及ぼすおそれ	大きな影響を及ぼすおそれ	るおそれがないように設計	公衆への影響の程度が特に		
	がある地震(設置(変更)許	がある地震(設置(変更)許	する。 <mark>③b</mark>	大きいもの(以下「耐震重要		
	可を受けた基準地震動(以	可を受けた基準地震動 S s		<u>施設</u> 」という。) <u>は,その供</u>		
	下「基準地震動」という。))	(以下「基準地震動Ss」と		用中に当該耐震重要施設に		
	による加速度によって作用	いう。)) による加速度によ		大きな影響を及ぼすおそれ		
	する地震力に対して, その	って作用する地震力に対し		がある地震による加速度に		
	安全機能が損なわれるおそ	て、その安全機能が損なわ		よって作用する地震力に対		
	れがない設計とする。	れるおそれがない設計とす		して、その安全機能が損な		
	【5条1】	る。		<u>われるおそれがないように</u>		
		②a③a③b 【5条1】		<u>設計する。</u> ②a③a		
	b. 設計基準対象施設は,	b. 設計基準対象施設は,	b. 設計基準対象施設は, 地	(2) 設計基準対象施設は,	同趣旨の記載であるが,表	同上
	地震により発生するおそれ	耐震重要度に応じて, S クラ	震により発生するおそれが	<u>地震により発生するおそれ</u>	現の違いによる差異あり	
	がある安全機能の喪失(地	ス,Bクラス又はCクラスに	ある安全機能の喪失及びそ	がある安全機能の喪失(地		
	震に伴って発生するおそれ	分類し、それぞれに応じた	れに続く放射線による公衆	震に伴って発生するおそれ		
	がある津波及び周辺斜面の	地震力に十分耐えられる設	への影響を防止する観点か	がある津波及び周辺斜面の		
	崩壊等による安全機能の喪	計とする。	ら,各施設の安全機能が喪	崩壊等による安全機能の喪		
	失を含む。) 及びそれに続く	②b④a 【5条2】	失した場合の影響の相対的	<u>失を含む。) 及びそれに続く</u>		
	放射線による公衆への影響		な程度に応じて, 耐震重要	放射線による公衆への影響		
	を防止する観点から,各施		度分類を以下のとおり、S	を防止する観点から,各施		
	設の安全機能が喪失した場		クラス, Bクラス又はCク	設の安全機能が喪失した場		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1〜の展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則·解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	合の影響の相対的な程度		ラスに分類し、それぞれに	合の影響の相対的な程度		
	(以下「耐震重要度」とい		応じた地震力に十分耐えら	(以下「耐震重要度」とい		
	う。) に応じて, S クラス, B		れるように設計する。②(②	<u>う。)に応じて,</u> 耐震重要度		
	クラス又は C クラスに分類		b, ④ a 重複)	分類を <u>Sクラス</u> , Bクラス		
	(以下「耐震重要度分類」と			又はCクラスに分類し、そ		
	いう。) し, それぞれに応じ			れぞれに応じた地震力に十		
	た地震力に十分耐えられる			<u>分耐えられる</u> ように <u>設計す</u>		
	設計とする。			<u>3.</u> 2b4a		
	【5条2】					
				(3) 建物・構築物について		
				は, 耐震重要度分類の各ク		
				ラスに応じて算定する地震		
				力が作用した場合において		
				も,接地圧に対する十分な		
				支持力を有する地盤に設置		
				する。		
	c. 建物・構築物とは,建			なお、建物・構築物とは、	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通
	物、構築物及び土木構造物			建物,構築物及び土木構造	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	(屋外重要土木構造物及び			物(屋外重要土木構造物及		
	その他の土木構造物)の総			びその他の土木構造物)の		
	称とする。			総称とする。		
	また,屋外重要土木構造			また,屋外重要土木構造		
	物とは,耐震安全上重要な			物とは、耐震安全上重要な		
	機器・配管系の間接支持機			機器・配管系の間接支持機		
	能又は非常時における海水			能又は非常時における海水		
	の通水機能を求められる土			の通水機能を求められる土		
	木構造物をいう。			木構造物をいう。		
	【5条2-1】			⟨2⟩		
				_		
	d. Sクラスの施設は、基準	c. Sクラスの施設 (e. に記		(4) <u>Sクラスの施設 (</u> (6) <u>に</u>	基準要求への適合性を明確	同上
		載のもののうち、津波防護		記載のもののうち, 津波防	化	1.4-7-
	てその安全機能が保持でき	施設、浸水防止設備及び津		護機能を有する設備(以下	追加要求事項に伴う差異	
	る設計とする。	波監視設備を除く。)は、基		「津波防護施設」という。)	(津波防護施設,浸水防止	
	OWNIC / Wo	準地震動Ssによる地震力		浸水防止機能を有する設備		
		に対してその安全機能が保		<u> </u>	設備及び年級監視設備, 動 的機能維持の評価方針の明	
		持できる設計とする。③c		う。)及び敷地における津波		
		14 / C の改印 C A の 000		監視機能を有する施設(以	確化。)	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	227 82417321 (1337	## KH173721 (127	11.25	下「津波監視設備」という。)	7,0 22,1 6,1 7,3 2,1 0, 1 7,1 1	
				を除く。)は、基準地震動S		
				sによる地震力に対してそ		
				の安全機能が保持できるよ		
				うに <u>設計する。</u> ③c		
	建物・構築物については、	建物・構築物については、		また、弾性設計用地震動		
	構造物全体としての変形能	構造物全体としての変形能		Sdによる地震力又は静的		
	力(終局耐力時の変形)に対	力(終局耐力時の変形)に対		地震力のいずれか大きい方		
	して十分な余裕を有し、建	して十分な余裕を有し、建		の地震力に対しておおむね		
	物・構築物の終局耐力に対	物・構築物の終局耐力に対		弾性状態にとどまる範囲で		
	し妥当な安全余裕を有する	し妥当な安全余裕を有する		耐えられる設計とする。③		
	設計とする。	設計とする。		(②e 重複)		
	機器・配管系については、	機器・配管系については、				
	その施設に要求される機能	その施設に要求される機能				
	を保持する設計とし、塑性	を保持する設計とし、塑性				
	ひずみが生じる場合であっ	ひずみが生じる場合であっ				
	ても、その量が小さなレベ	ても、その量が小さなレベ				
	ルにとどまって破断延性限	ルにとどまって破断延性限				
	界に十分な余裕を有し、そ	界に十分な余裕を有し、そ				
	の施設に要求される機能に	の施設に要求される機能に				
	影響を及ぼさない、また、動	影響を及ぼさない、また、動				
	的機器等については、基準	的機器等については、基準				
	地震動による応答に対して	地震動Ssによる応答に対				
	その設備に要求される機能	してその設備に要求される				
	を保持する設計とする。	機能を保持する設計とす				
		る。なお、動的機能が要求さ				
		れる機器については、当該				
		機器の構造、動作原理等を				
		考慮した評価を行い、既往				
		の研究等で機能維持の確認				
		がなされた機能確認済加速				
		度等を超えていないことを				
		確認する。 3 d				③d 引用元:P16
	また,設置(変更)許可を	また,設置(変更)許可を				O = 21/11/11 - 1 10
	受けた弾性設計用地震動	受けた弾性設計用地震動S				
	(以下「弾性設計用地震動」	d(以下「弾性設計用地震動				
	という。)による地震力又は	S d」という。) による地震				
	こくりのための地段が入る	ひょうこくりのためが成			<u> </u>	

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 要求事項との対比表

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	1	力又は静的地震力のいずれ				
	い方の地震力に対しておお	か大きい方の地震力に対し				
	むね弾性状態にとどまる範	ておおむね弾性状態にとど				
	囲で耐えられる設計とす	まる範囲で耐えられる設計				
	る。	とする。②c				②c 引用元: P16
	【5条3】	建物・構築物については,				
		発生する応力に対して、「建				
		築基準法」等の安全上適切				
		と認められる規格及び基準				
		による許容応力度を許容限				
		界とする。				
		機器・配管系については、				
		応答が全体的におおむね弾				
		性状態にとどまる設計とす				
		る。				
		②d 【5条3】				②d 引用元: P16
	e. S クラスの施設につい	d. Sクラスの施設 (e. に記		(5) <u>Sクラスの施設((6)に</u>	追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設(共通)
	て,静的地震力は,水平地震	載のもののうち、津波防護		記載のもののうち, 津波防		2.1.1 耐震設計
	力と鉛直地震力が同時に不	施設,浸水防止設備及び津		護施設,浸水防止設備及び		
	利な方向の組合せで作用す	波監視設備を除く。)につい		津波監視設備を除く。)につ		
	るものとする。	て,静的地震力は,水平地震		いては,静的地震力は,水平		
	【5条4】	力と鉛直地震力が同時に不		地震力と鉛直地震力が同時		
		利な方向の組合せで作用す		に不利な方向の組合せで作		
		るものとする。②e		<u>用するものとする。</u> ②e		
		また、基準地震動Ss及		また, 基準地震動 S s 及		
		び弾性設計用地震動Sdに		び弾性設計用地震動Sdに		
		よる地震力は,水平2方向及		よる地震力は、水平2方向		
		び鉛直方向について適切に		及び鉛直方向について適切		
		組み合わせて算定するもの		に組み合わせて算定するも		
		とする。		<u>のとする。</u> 5a なお, 水平2		
		⑤a 【5条4】		方向及び鉛直方向の地震力		
				が同時に作用し,影響が考		
				えられる施設及び設備につ		
				いては許容限界の範囲内に		
				とどまることを確認する。		
				③(②c, ②d, ③d 重複)		

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1〜の展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安小事項との別れなる	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		G 1 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		13.17 11.79	200 (1) (1) (1)	
	f. 屋外重要土木構造物	e. 屋外重要土木構造物,		(6) 屋外重要土木構造物,	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	は、基準地震動による地震	津波防護施設,浸水防止設		津波防護施設,浸水防止設	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	力に対して、構造物全体と	備及び津波監視設備並びに		備及び津波監視設備並びに	追加要求事項に伴う差異	27 17 1 101/2019/11
	して変形能力(終局耐力時	浸水防止設備又は津波監視		浸水防止設備が設置された	(津波防護施設,浸水防止	
	の変形) について十分な余	設備が設置された建物・構		建物・構築物は、基準地震動	設備及び津波監視設備)	
	裕を有するとともに、それ	築物は, 基準地震動 S s に		S s による地震力に対し		
	ぞれの施設及び設備に要求	よる地震力に対して、構造		て、構造物全体としての変		
	される機能が保持できる設	物全体として変形能力(終		形能力(終局耐力時の変形)		
	計とする。	局耐力時の変形)について		について十分な余裕を有す		
	【5条5】	十分な余裕を有するととも		るとともに、それぞれの施		
	10 % 01	に、それぞれの施設及び設		設及び設備に要求される機		
		備に要求される機能が保持		能が保持できるように設計		
		できる設計とする。		<u>する。</u> ③e なお, 基準地震動		
		③e 【5条5】		S s の水平2方向及び鉛直		
				方向の地震力の組合せにつ		
				いては、上記(5)と同様とす		
				る。③(⑤a 重複)		
				また、重大事故等対処施		
				設を津波から防護するため		
				の津波防護施設、浸水防止		
				設備及び津波監視設備並び		
				に浸水防止設備が設置され		
				た建物・構築物についても		
				同様の設計方針とする。		
	g. Bクラスの施設は, 静的	f. Bクラスの施設は, 静的		(7) Bクラスの施設は、静	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	地震力に対しておおむね弾	地震力に対しておおむね弾		的地震力に対しておおむね	1	2.1.1 耐震設計
	性状態にとどまる範囲で耐	性状態にとどまる範囲で耐		弾性状態にとどまる範囲で	追加要求事項に伴う差異	2.1.1 间(及以下)
	えられる設計とする。	えられる設計とする。②f		耐えられるように設計す	(水平 2 方向及び鉛直方向	
	また、共振のおそれのあ	また、共振のおそれのあ		<u>間えられる</u> よ / に <u>飲前 9</u> る。②f	の組合せ)	
	る施設については、その影	る施設については、その影		また、共振のおそれのあ	~>η± [] € /	
	響についての検討を行う。	響についての検討を行う。		る施設については、その影		
	その場合,検討に用いる地	その場合、検討に用いる地		響についての検討を行う。		
	震動は、弾性設計用地震動	震動は、弾性設計用地震動		その場合、検討に用いる地		
	展動は、弾性設計用地展動 に2分の1を乗じたものと	民動は、岸住政司用地展動 Sdに2分の1を乗じたも		震動は、弾性設計用地震動		
	に4分の1を来したものと	3年に4万の1を木したも		長期は, 準性取訂用地展期		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車値との対比素

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	する。	のとする。なお、当該地震動	<u> </u>	Sdに2分の1を乗じたも	及び基本版刊分割での利品	
	【5条6】	による地震力は、水平2方向		のとする。なお、当該地震動		
		及び鉛直方向について適切		による地震力は、水平2方		
		に組み合わせて算定するも		向及び鉛直方向について適		
		のとする。		切に組み合わせて算定する		
		⑤b 【5条6】		ものとし、Sクラス施設と		
				同様に許容限界の範囲内に		
				とどまることを確認する。		
				⑤b		
	Cクラスの施設は, 静的地	C クラスの施設は, 静的地		(8) <u>Cクラスの施設は、静</u>	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	震力に対しておおむね弾性	震力に対しておおむね弾性		的地震力に対しておおむね	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	状態にとどまる範囲で耐え	状態にとどまる範囲で耐え		弾性状態にとどまる範囲で		
	られる設計とする。	られる設計とする。		耐えられるように設計す		
	【5条7】	②g 【5条7】		<u>る。</u> ②g		
		g. 耐震重要施設は、それ		(9) 耐震重要施設は、耐震		同上
		以外の発電所内にある施設		重要度分類の下位のクラス		
		(資機材等含む。) の波及的		に属するものの波及的影響		
		影響によって、その安全機		によって、その安全機能を	(波及的影響の検討)	
		能を損なわない設計とす		損なわないように設計す		
		る。 ③f 【5条8】		る。③(③h⑦a 重複)		@0.71E
				(40) =0=1 甘 淮上 各 井 =0 の		③f 引用元:P45
				(10) 設計基準対象施設の 構造計画及び配置計画に際		
				博垣計画及び配直計画に際 しては、地震の影響が低減		
				されるように考慮する。		
				○410日よりに与思りる。♥		
				(11) 設計基準対象施設の		
				設計においては、防潮堤下		
				部の地盤改良等により地下		
				水の流れが遮断され敷地内		
				の地下水位が地表面付近ま		
				で上昇するおそれがあるこ		
				とを踏まえ,地下水位を一		
				定の範囲に保持する地下水		
				位低下設備を設置し, 同設		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

14.4K # 3# 10.00	設工認申請書	設工認申請書	要水争頃との対比表 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/+- +-
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	本个\(\text{\tin}\text{\tint{\tint{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tint{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tetx{\tinit}}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tinit}}\text{\text{\text{\text{\tinit}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\tinit}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\texit{\tet{\text{\text{\text{\text{\text{\tint}\text{\texit{\text{\t	j. 耐震重要施設については、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。 ③g【5条9】	本义	備の別事が及ぶ範囲においており、そのでは、中国では、大田のののでは、大田ののでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、大田のでは、大田のでは、、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、大田のでは、、田のでは、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、田のでは		原子炉冷却系統施設(共通)2.1.1 耐震設計
	(2) 耐震重要度分類	(2) 耐震重要度分類		1.4.1.2 <u>耐震重要度分類</u>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表 b 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	a. 耐震重要度分類	a. 耐震重要度分類		設計基準対象施設の耐震	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設 (共通)
	設計基準対象施設の耐震	設計基準対象施設の耐震		<u>重要度</u> 分類 <u>を</u> , 次のように	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	重要度を以下のとおり分類	重要度を以下のとおり分類		<u>分類する。</u>	追加要求事項に伴う差異	
	する。	する。			(津波防護施設,浸水防止	
	(a) Sクラスの施設	(a) S クラスの施設	Sクラス	(1) <u>Sクラスの施設</u>	設備及び津波監視設備。)	
	地震により発生するおそ	地震により発生するおそ	地震により発生するおそれ	地震により発生するおそ		
	れがある事象に対して,原	れがある事象に対して、原	がある事象に対して,原子	れがある事象に対して,原		
	子炉を停止し, 炉心を冷却	子炉を停止し, 炉心を冷却	炉を停止し, 炉心を冷却す	子炉を停止し, 炉心を冷却		
	するために必要な機能を持	するために必要な機能を持	るために必要な機能を持つ	するために必要な機能を持		
	つ施設, 自ら放射性物質を	つ施設、自ら放射性物質を	施設、自ら放射性物質を内	つ施設, 自ら放射性物質を		
	内蔵している施設, 当該施	内蔵している施設, 当該施	蔵している施設, 当該施設	内蔵している施設, 当該施		
	設に直接関係しておりその	設に直接関係しておりその	に直接関係しておりその機	設に直接関係しておりその		
	機能喪失により放射性物質	機能喪失により放射性物質	能喪失により放射性物質を	機能喪失により放射性物質		
	を外部に拡散する可能性の	を外部に拡散する可能性の	外部に拡散する可能性のあ	を外部に拡散する可能性の		
	ある施設,これらの施設の	ある施設,これらの施設の	る施設,これらの施設の機	ある施設,これらの施設の		
	機能喪失により事故に至っ	機能喪失により事故に至っ	能喪失により事故に至った	機能喪失により事故に至っ		
	た場合の影響を緩和し,放	た場合の影響を緩和し、放	場合の影響を緩和し、放射	た場合の影響を緩和し,放		
	射線による公衆への影響を	射線による公衆への影響を	線による公衆への影響を軽	射線による公衆への影響を		
	軽減するために必要な機能	軽減するために必要な機能	減するために必要な機能を	軽減するために必要な機能		
	を持つ施設及びこれらの重	を持つ施設及びこれらの重	持つ施設及びこれらの重要	を持つ施設及びこれらの重		
	要な安全機能を支援するた	要な安全機能を支援するた	な安全機能を支援するため	要な安全機能を支援するた		
	めに必要となる施設,並び	めに必要となる施設, 並び	に必要となる施設, 並びに	めに必要となる施設,並び		
	に地震に伴って発生するお	に地震に伴って発生するお	地震に伴って発生するおそ	に地震に伴って発生するお		
	それがある津波による安全	それがある津波による安全	れがある津波による安全機	それがある津波による安全		
	機能の喪失を防止するため	機能の喪失を防止するため	能の喪失を防止するために	機能の喪失を防止するため		
	に必要となる施設であっ	に必要となる施設であっ	必要となる施設であって,	に必要となる施設であっ		
	て, その影響が大きいもの	て,その影響が大きいもの	その影響が大きいもの	て,その影響が大きいもの		
	であり,次の施設を含む。	であり、次の施設を含む。	② (④b 重複)	であり、次の施設を含む。		
	・原子炉冷却材圧力バウン	・原子炉冷却材圧力バウン		・原子炉冷却材圧力バウン		
	ダリを構成する機器・配管	ダリを構成する機器・配管		ダリを構成する機器・配管		
	系	系		<u>系</u>		
	・使用済燃料を貯蔵するた	・使用済燃料を貯蔵するた		・使用済燃料を貯蔵するた		
	めの施設	めの施設		<u>めの施設</u>		
	・原子炉の緊急停止のため	・原子炉の緊急停止のため		・原子炉の緊急停止のため		
	に急激に負の反応度を付	に急激に負の反応度を付		<u>に急激に負の反応度を付加</u>		
	加するための施設, 及び原	加するための施設, 及び原		<u>するための施設,及び原子</u>		
	子炉の停止状態を維持す	子炉の停止状態を維持す		炉の停止状態を維持するた		

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

条色: 故画変更計可と基本改訂方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安小事項との別れなる	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	版工級甲語書 基本設計方針(後)	本文		及び基本設計方針との対比	備考
	るための施設	るための施設		めの施設		
	・原子炉停止後, 炉心から崩	・原子炉停止後, 炉心から崩		・原子炉停止後, 炉心から崩		
	壊熱を除去するための施	壊熱を除去するための施		壊熱を除去するための施設		
	設	設		・原子炉冷却材圧力バウン		
	・原子炉冷却材圧力バウン	・原子炉冷却材圧力バウン		ダリ破損事故後, 炉心から		
	ダリ破損事故後, 炉心から	ダリ破損事故後, 炉心から		崩壊熱を除去するための施		
	崩壊熱を除去するための	崩壊熱を除去するための		設		
	施設	施設		・原子炉冷却材圧力バウン		
	・原子炉冷却材圧力バウン	・原子炉冷却材圧力バウン		ダリ破損事故の際に,圧力		
	ダリ破損事故の際に,圧力	ダリ破損事故の際に, 圧力		障壁となり放射性物質の放		
	障壁となり放射性物質の	障壁となり放射性物質の		散を直接防ぐための施設		
	放散を直接防ぐための施	放散を直接防ぐための施		・放射性物質の放出を伴う		
	設	設		ような事故の際に、その外		
	・放射性物質の放出を伴う	・放射性物質の放出を伴う		部放散を抑制するための施		
	ような事故の際に, その外	ような事故の際に, その外		設であり、上記の「放射性		
	部放散を抑制するための	部放散を抑制するための		物質の放散を直接防ぐため		
	施設であり、上記の「放射	施設であり, 上記の 「放射		の施設」以外の施設		
	性物質の放散を直接防ぐ	性物質の放散を直接防ぐ		・津波防護施設及び浸水防		
	ための施設」以外の施設	ための施設」以外の施設		<u>止設備</u>		
	【5条10】	津波防護施設及び浸水防		• 津波監視設備		
		止設備		4 b		
		• 津波監視設備				
		④b 【5条10】				
	(1) 20 1 2 2 2 14 2 1	(1) 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20				
	(b) Bクラスの施設	(b) Bクラスの施設	Bクラス	(2) <u>Bクラスの施設</u>	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	安全機能を有する施設の	安全機能を有する施設の	安全機能を有する施設のう	安全機能を有する施設の	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	うち、機能喪失した場合の	うち、機能喪失した場合の	ち、機能喪失した場合の影	うち、機能喪失した場合の		
	影響がSクラス施設と比べ	影響がSクラス施設と比べ	響がSクラス施設と比べ小	影響がSクラス施設と比べ		
	小さい施設であり,次の施	小さい施設であり、次の施	さい施設 <mark>2 (④c 重複)</mark>	小さい施設であり、次の施		
	設を含む。	設を含む。		<u>設を含む。</u>		
	・原子炉冷却材圧力バウン	・原子炉冷却材圧力バウン		・原子炉冷却材圧力バウン		
	ダリに直接接続されてい	ダリに直接接続されてい		ダリに直接接続されてい		
	て、一次冷却材を内蔵して	て、一次冷却材を内蔵して		て,一次冷却材を内蔵して		
	いるか又は内蔵し得る施	いるか又は内蔵し得る施		いるか又は内蔵し得る施設		
	設	設		・放射性廃棄物を内蔵して		
	・放射性廃棄物を内蔵して	・放射性廃棄物を内蔵して		いる施設(ただし,内蔵量		
	いる施設(ただし,内蔵量	いる施設(ただし,内蔵量		が少ない又は貯蔵方式によ		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

	設工認申請書	設工認申請書	安小事項との別れる一	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	が少ない又は貯蔵方式に	が少ない又は貯蔵方式に		り、その破損により公衆に		
	より,その破損により公衆	より,その破損により公衆		与える放射線の影響が「実		
	に与える放射線の影響が	に与える放射線の影響が		用発電用原子炉の設置、運		
	「実用発電用原子炉の設	「実用発電用原子炉の設		転等に関する規則(昭和 53		
	置,運転等に関する規則	置,運転等に関する規則		年通商産業省令第77号)」		
	(昭和 53 年通商産業省令	(昭和 53 年通商産業省令		第2条第2項第6号に規定		
	第77号)」第2条第2項第	第77号)」第2条第2項第		する「周辺監視区域」外に		
	6 号に規定する「周辺監視	6 号に規定する「周辺監視		おける年間の線量限度に比		
	区域」外における年間の線	区域」外における年間の線		べ十分小さいものは除く。)		
	量限度に比べ十分小さい	量限度に比べ十分小さい		・放射性廃棄物以外の放射		
	ものは除く。)	ものは除く。)		性物質に関連した施設で,		
	・放射性廃棄物以外の放射	・放射性廃棄物以外の放射		その破損により,公衆及び		
	性物質に関連した施設で,	性物質に関連した施設で、		従事者に過大な放射線被ば		
	その破損により,公衆及び	その破損により,公衆及び		くを与える可能性のある施		
	従事者に過大な放射線被	従事者に過大な放射線被		設		
	ばくを与える可能性のあ	ばくを与える可能性のあ		- ・使用済燃料を冷却するた		
	る施設	る施設		めの施設		
	・使用済燃料を冷却するた	・使用済燃料を冷却するた		・放射性物質の放出を伴う		
	めの施設	めの施設		ような場合に、その外部放		
	・放射性物質の放出を伴う	・放射性物質の放出を伴う		散を抑制するための施設		
	ような場合に,その外部放	ような場合に,その外部放		で、Sクラスに属さない施		
	散を抑制するための施設	散を抑制するための施設		設		
	で、Sクラスに属さない施	で、Sクラスに属さない施		4 c		
	設	設				
	【5条11】	④c 【5条11】				
	(c) C クラスの施設	(c) Cクラスの施設	Cクラス	(3) <u>Cクラスの施設</u>	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
	Sクラスに属する施設及	Sクラスに属する施設及	Sクラスに属する施設及び	<u>Sクラスに属する施設及</u>	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	び B クラスに属する施設以	び B クラスに属する施設以	Bクラスに属する施設以外	<u>びBクラスに属する施設以</u>		
	外の一般産業施設又は公共	外の一般産業施設又は公共	の一般産業施設又は公共施	外の一般産業施設又は公共		
	施設と同等の安全性が要求	施設と同等の安全性が要求	設と同等の安全性が要求さ	施設と同等の安全性が要求		
	される施設である。	される施設である。	れる施設	される施設である。		
	上記に基づく耐震重要度	上記に基づく耐震重要度	② (④d 重複)	上記に基づく耐震重要度		
	分類を第2.1.1表に示す。	分類を第2.1.1表に示す。		<u>分類を第</u> 1.4.1-1 <u>表に示</u>		
	なお、同表には当該施設	なお、同表には当該施設		<u>す。</u>		
	を支持する構造物の支持機	を支持する構造物の支持機		なお,同表には当該施設		
	能が維持されることを確認	能が維持されることを確認		<u>を支持する構造物の支持機</u>		

様式-7

第5条-12

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安小事項との別れなる	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	する地震動及び波及的影響	する地震動及び波及的影響		能が維持されることを確認		
	を考慮すべき施設に適用す	を考慮すべき施設に適用す		する地震動及び波及的影響		
	る地震動についても併記す	る地震動についても併記す		を考慮すべき施設に適用す		
	る。	る。		る地震動についても併記す		
	【5条12】	④d 【5条12】		<u>5.</u>		
				<u>4</u> d		
	(3) 地震力の算定方法	(3) 地震力の算定方法	c. Sクラスの施設(e. に	1.4.1.3 地震力の算定方法	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	耐震設計に用いる地震力	耐震設計に用いる地震力	記載のもののうち, 津波防	設計基準対象施設の耐震	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	の算定は以下の方法によ	の算定は以下の方法によ	護機能を有する設備(以下	設計に用いる地震力の算定	追加要求事項に伴う差異	
	る。	る。	「津波防護施設」という。),	は以下の方法による。	(津波防護施設,浸水防止	
	a. 静的地震力	a. 静的地震力	浸水防止機能を有する設備	(1) 静的地震力	設備及び津波監視設備。)	
	設計基準対象施設に適用	設計基準対象施設に適用	(以下「浸水防止設備」とい	静的地震力は, Sクラス		
	する静的地震力は, S クラス	する静的地震力は, S クラス	う。) 及び敷地における津波	の施設 (津波防護施設, 浸水		
	の施設,Bクラス及びCクラ	の施設 (津波防護施設, 浸水	監視機能を有する施設(以	防止設備及び津波監視設備		
	スの施設に適用することと	防止設備及び津波監視設備	下「津波監視設備」という。)	を除く。), Bクラス及びC		
	し、それぞれ耐震重要度分	を除く。), Bクラス及び C ク	を除く。), Bクラス及びC	クラスの施設に適用するこ		
	類に応じて次の地震層せん	ラスの施設に適用すること	クラスの施設は、建物・構築	ととし、それぞれ耐震重要		
	断力係数Ci及び震度に基	とし、それぞれ耐震重要度	物については, 地震層せん	度分類に応じて次の地震層		
	づき算定する。	分類に応じて次の地震層せ	断力係数Ciに、それぞれ	せん断力係数Ci及び震度		
	【5条13】	ん断力係数Ci及び震度に	3.0, 1.5 及び 1.0 を乗じて	に基づき算定する。		
		基づき算定する。	求められる水平地震力,機	(5)c		
		⑤c 【5条13】	器・配管系については、それ			
			ぞれ 3.6, 1.8 及び 1.2 を			
	(a) 建物·構築物	(a) 建物・構築物	乗じた水平震度から求めら	a. 建物・構築物	同趣旨の記載であるが,表	同上
	水平地震力は,地震層せ	水平地震力は,地震層せ	れる水平地震力に十分に耐	水平地震力は、地震層せ	現の違いによる差異あり	
	ん断力係数Ciに,次に示す	ん断力係数CiC,次に示す	えられるように設計する。	<u>ん断力係数C_iに, 次に示す</u>		
	施設の耐震重要度分類に応	施設の耐震重要度分類に応	建物・構築物及び機器・配管	施設の耐震重要度分類に応		
	じた係数を乗じ、さらに当	じた係数を乗じ、さらに当	系ともに、おおむね弾性状	じた係数を乗じ, さらに当		
	該層以上の重量を乗じて算	該層以上の重量を乗じて算	態にとどまる範囲で耐えら	該層以上の重量を乗じて算		
	定するものとする。	定するものとする。	れるように設計する。	定するものとする。		
	S クラス 3.0	S クラス 3.0	ここで、地震層せん断力	<u>Sクラス 3.0</u>		
	B クラス 1.5	B クラス 1.5	係数Ciは、標準せん断力係	<u>Bクラス 1.5</u>		
	C クラス 1.0	C クラス 1.0	数C。を 0.2 以上とし, 建	<u> Cクラス 1.0</u>		
	ここで,地震層せん断力	ここで,地震層せん断力	物・構築物の振動特性, 地盤	ここで,地震層せん断力		
	係数C _i は,標準せん断力係	係数C _i は,標準せん断力係	の種類等を考慮して求めら	<u>係数C_iは、標準せん断力係</u>		
	数Coを0.2以上とし,建物・	数Coを0.2以上とし,建物・	れる値とする。	<u>数C。を 0.2 以上とし,建</u>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前) 構築物の振動特性, 地盤の	基本設計方針(後) 構築物の振動特性, 地盤の	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	種類等を考慮して求められ	構築物の振動特性, 地盤の 種類等を考慮して求められ	ただし、土木構造物の静	物・構築物の振動特性、地盤の無数なる表表しており		
	を	種類寺を与慮して水められ る値とする。	的地震力は、Cクラスに適 田される特的地震力な済田	の種類等を考慮して求めら		
	また、必要保有水平耐力	つ個とりつ。 また,必要保有水平耐力	用される静的地震力を適用	れる値とする。		
	の算定においては、地震層	の算定においては、地震層	する。	また、必要保有水平耐力		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	Sクラスの施設(e.に記	の算定においては、地震層		
	せん断力係数 C _i に乗じる 施設の耐震重要度分類に応	せん断力係数C _i に乗じる 施設の耐震重要度分類に応	載のもののうち、津波防護	せん断力係数Ciに乗じる施		
			施設、浸水防止設備及び津	設の耐震重要度分類に応じ		
	じた係数は、Sクラス、Bク	じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0	波監視設備を除く。)につい	た係数は、Sクラス、Bクラ		
			ては、水平地震力と鉛直地	ス及びCクラスともに 1.0		
	とし、その際に用いる標準	とし、その際に用いる標準	震力が同時に不利な方向の	とし、その際に用いる標準		
	せん断力係数Coは1.0以上	せん断力係数Coは1.0以上	組合せで作用するものとす	<u>せん断力係数C。は 1.0 以</u>		
	とする。	とする。	る。鉛直地震力は、建物・構	上とする。		
	Sクラスの施設について	S クラスの施設について	築物については、震度 0.3	Sクラスの施設について		
	は、水平地震力と鉛直地震	は、水平地震力と鉛直地震	以上を基準とし、建物・構築	は、水平地震力と鉛直地震		
	力が同時に不利な方向の組	力が同時に不利な方向の組入れて作用力です。	物の振動特性、地盤の種類	力が同時に不利な方向の組		
	合せで作用するものとす		等を考慮して求められる鉛	合せで作用するものとす		
		る。鉛直地震力は、震度 0.3	直震度、機器・配管系につい	る。鉛直地震力は、震度 0.3		
	以上を基準とし、建物・構築		ては、これを1.2 倍した鉛	以上を基準とし、建物・構築		
	物の振動特性、地盤の種類	物の振動特性、地盤の種類	直震度より算定する。ただ	物の振動特性、地盤の種類		
	等を考慮し、高さ方向に一	等を考慮し、高さ方向に一	し、鉛直震度は高さ方向に	等を考慮し、高さ方向に一		
	定として求めた鉛直震度よ	定として求めた鉛直震度よ	一定とする。	定として求めた鉛直震度よ		
	り算定するものとする。	り算定するものとする。	2 (2c, 2d, 2f, 2g, 5c,	り算定するものとする。		
	ただし、土木構造物の静	ただし、土木構造物の静	⑤d, ⑤e 重複)	ただし、土木構造物の静		
	的地震力は,安全上適切と	的地震力は、安全上適切と		的地震力は,安全上適切と		
	認められる規格及び基準を	認められる規格及び基準を		認められる規格及び基準を		
	参考に、Cクラスに適用され	参考に、Cクラスに適用され		参考に、Cクラスに適用さ		
	る静的地震力を適用する。	る静的地震力を適用する。		れる静的地震力を適用す		
	【5条14】	⑤d 【5 条 14】		<u>5.</u>		
	(1) 146 HH TT 166	(1) LOW DEL TERMINE		5d		
	(b) 機器·配管系	(b) 機器·配管系		b. <u>機器・配管系</u>	同趣旨の記載であるが、表	
	静的地震力は、上記(a)に	静的地震力は、上記(a)に		静的地震力は, 上記 a. に	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	示す地震層せん断力係数C	示す地震層せん断力係数C		示す地震層せん断力係数C _i	追加要求事項に伴う差異	
	iに施設の耐震重要度分類	;に施設の耐震重要度分類		に施設の耐震重要度分類に	(標準せん断係数 C ₀ 等の割	
	に応じた係数を乗じたもの	に応じた係数を乗じたもの		応じた係数を乗じたものを	増し係数の適用)	
	を水平震度として、当該水	を水平震度として、当該水		水平震度として、当該水平		
	平震度及び上記(a)の鉛直			震度及び上記 a. の鉛直震		
	震度をそれぞれ 20%増しと	震度をそれぞれ 20%増しと		度をそれぞれ 20%増しとし		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		an and the state of the state o	要水事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	した震度より求めるものと	した震度より求めるものと		た震度より求めるものとす		
	する。	する。		<u>る。</u>		
	Sクラスの施設について	S クラスの施設について		 なお, Sクラスの施設に		
	は,水平地震力と鉛直地震	は,水平地震力と鉛直地震		ついては,水平地震力と鉛		
	力は同時に不利な方向の組	力は同時に不利な方向の組		直地震力は同時に不利な方		
	合せで作用するものとす	合せで作用するものとす		向の組合せで作用するもの		
	る。ただし、鉛直震度は高さ	る。ただし、鉛直震度は高さ		とする。ただし、鉛直震度は		
	方向に一定とする。	方向に一定とする。		高さ方向に一定とする。		
	【5条15】	上記(a)及び(b)の標準せ		上記 a . 及び b . の標準せ		
		ん断力係数Co等の割増し		ん断力係数C。等の割増し		
		係数の適用については、耐		係数の適用については, 耐		
		震性向上の観点から,一般		震性向上の観点から,一般		
		産業施設,公共施設等の耐		産業施設,公共施設等の耐		
		震基準との関係を考慮して		震基準との関係を考慮して		
		設定する。		設定する。		
		⑤e 【5条15】		5 e		
			d. Sクラスの施設 (e. に			
			記載のもののうち、津波防			
			護施設,浸水防止設備及び			
			津波監視設備を除く。)は、			
			基準地震動Ssによる地震			
			力に対して安全機能が保持			
			できるように設計する。 2			
			(②a, ③a 重複) 建物·構築			
			物については、構造物全体			
			としての変形能力(終局耐力はの変形)とこれである。			
			力時の変形)について十分			
			な余裕を有し、建物・構築物の数量がある。			
			の終局耐力に対し妥当な安全を含めた方式をよるに記さ			
			<u>全余裕を有する</u> ように <u>設計</u> する。機器・配管系について			
			は、その施設に要求される			
			<u>は, その施設に要求される</u> 機能を保持するように <u>設計</u>			
			し、 塑性ひずみが生じる場			
			合であっても、その量が小			
			さなレベルにとどまって破			
			断延性限界に十分な余裕を			
	1		<u> 別には既かに1刀は赤附と</u>			

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

 様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

<関連する資料>

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安小事項との別れ致一	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則 • 解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	E-1 80 F1 73 21 (1337		有し, その施設に要求され	Mill 1 1 797	70 E RH 70 F 2 7 7 1	
			る機能に影響を及ぼさない			
			ように、また、動的機器等に			
			ついては, 基準地震動 S s			
			による応答に対して、その			
			設備に要求される機能を保			
			持するように設計する。3d			
			また、弾性設計用地震動			
			Sdによる地震力又は静的			
			地震力のいずれか大きい方			
			の地震力に対しておおむね			
			弾性状態にとどまる範囲で			
			耐えられるように設計す			
			る。 ②c 建物・構築物につい			
			ては、発生する応力に対し			
			て、「建築基準法」等の安全			
			上適切と認められる規格及			
			び基準による許容応力度を			
			許容限界とする。機器・配管			
			系については, 応答が全体			
			的におおむね弾性状態にと			
			<u>どまる</u> ように <u>設計する。</u> ②d			
			なお、基準地震動Ss及			
			び弾性設計用地震動Sdに			
			よる地震力は、水平2方向			
			及び鉛直方向について適切			
			に組み合わせて算定するも			
			のとする。 ② (⑤a 重複)			
	b. 動的地震力	b. 動的地震力		(2) <u>動的地震力</u>	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
	設計基準対象施設につい	設計基準対象施設につい		動的地震力は, Sクラス	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	ては,動的地震力は,Sクラ	ては、動的地震力は、Sクラ		の施設,屋外重要土木構造	追加要求事項に伴う差異	
	スの施設,屋外重要土木構	スの施設、屋外重要土木構		<u>物及びBクラスの施設のう</u>	(津波防護施設,浸水防止	
	造物及び B クラスの施設の	造物及び B クラスの施設の		<u>ち共振のおそれのあるもの</u>	設備及び津波監視設備。)	
	うち共振のおそれのあるも	うち共振のおそれのあるも		<u>に適用する</u> こととし, <u>基準</u>		
	のに適用する。	のに適用する。		地震動Ss及び弾性設計用		
	S クラスの施設について	Sクラスの施設 (津波防護		地震動Sdから定める入力		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前) は、基準地震動及び弾性設	基本設計方針(後) 施設,浸水防止設備及び津	本文	添付書類八 地震動を入力として, (5)f 動	及び基本設計方針との対比	
	計用地震動から定める入力	波監視設備を除く。)につい		的解析により水平2方向及		
	地震動を適用する。	ては、基準地震動Ss及び		び鉛直方向について適切に		
	心放射を週川りる。	弾性設計用地震動Sdから		組み合わせて算定する。 うi		
		定める入力地震動を適用す		なお、構造特性から水平2		
		る。⑤f		方向及び鉛直方向の地震力		
	B クラスの施設のうち共	B クラスの施設のうち共		の影響が考えられる施設及		
	振のおそれのあるものにつ	振のおそれのあるものにつ		び設備については、水平2		
	いては、弾性設計用地震動	いては,弾性設計用地震動		方向及び鉛直方向の地震力		
	から定める入力地震動の振	Sdから定める入力地震動		の組合せに対して, 許容限		
	幅を2分の1にしたものに	の振幅を2分の1にしたも		界の範囲内にとどまること		
	よる地震力を適用する。	のによる地震力を適用す		を確認する。 		
		る。⑤g		d 重複)		
	屋外重要土木構造物につ	屋外重要土木構造物,津		Bクラスの施設のうち共		
	いては、基準地震動による	波防護施設,浸水防止設備		振のおそれのあるものにつ		
	地震力を適用する。	及び津波監視設備並びに浸		いては, 弾性設計用地震動		
	【5条16】	水防止設備が設置された建		Sdから定める入力地震動		
		物・構築物については、基準		の振幅を2分の1にしたも		
		地震動Ssによる地震力を		のによる地震力を適用す		
		適用する。		<u>る。</u> ⑤g		
		⑤h 【5条16】		屋外重要土木構造物,津		
				波防護施設,浸水防止設備		
		動的解析においては、地		及び津波監視設備並びに浸	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
		盤の諸定数も含めて材料の		水防止設備が設置された建	(評価時の考慮事項を明確	2.1.1 耐震設計
		ばらつきによる変動幅を適		物・構築物については、基準	化)	
		切に考慮する。		地震動Ssによる地震力を	追加要求事項に伴う差異	
		動的地震力は水平 2 方向		<u>適用する。</u> ⑤h	(ばらつき等の考慮並びに	
		及び鉛直方向について適切			水平2方向及び鉛直方向の	
		に組み合わせて算定する。			組合せ)	
		動的地震力の水平2方向及				
		び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方				
		向地震力を組み合わせた既				
		一向地展力を組み合わせた既 往の耐震計算への影響の可				
		住の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽				
		出し、3次元応答性状の可能				
		性も考慮したうえで既往の				
		性も考慮したりんで就任の				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後) 方法を用いた耐震性に及ぼ	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
		方伝を用いたIII展性に及は す影響を評価する。				
						©: ∃I⊞ = _ p.g
		⑤i 【5条17】	甘滋田最利 0 0 1 水田			⑤i 引用元:P17
			基準地震動Ssは、敷地	「添付書類六 5. 地震」に		
			ごとに震源を特定して策定	示す基準地震動Ssは、「敷		
			する地震動及び震源を特定	地ごとに震源を特定して策		
			せず策定する地震動につい	定する地震動」及び「震源を		
			て、敷地の解放基盤表面に	特定せず策定する地震動」		
			おける水平方向及び鉛直方	について、解放基盤表面に		
			向の地震動としてそれぞれ	おける水平方向及び鉛直方		
			策定する。策定した基準地	向の地震動としてそれぞれ		
			震動Ssの応答スペクトル	策定した。「敷地ごとに震源		
			を第1図及び第2図に、基	を特定して策定する地震		
			準地震動Ssの加速度時刻	動」に基づき策定した基準		
			歴波形を第3図から第5図	地震動 S s - D 1 ~ D 3 の		
			に示す。3	年超過確率は 10-4~10-6程		
			原子炉格納施設設置位置	度で、Ss-F1~F2の		
			周辺は、地質調査の結果に	年超過確率は, Ss-D1		
			よれば,約1.4km/s のS波	を超過する帯域で 10 ⁻⁶ よ		
			速度を持つ堅硬な岩盤が十	り低くなっており, Ss-		
			分な広がりをもって存在す	F3の年超過確率は, 短周		
			ることが確認されており,	期側でおおむね 10-4 程度		
			建物・構築物はこの堅硬な	である。「震源を特定せず策		
			岩盤に支持させる。	定する地震動」に基づき設		
			敷地周辺には中生界ジュ	定した基準地震動 S s - N		
			ラ系の砂岩, 頁岩等が広く	1の年超過確率は 10-4~10		
			分布し,原子炉建屋の設置	⁻⁷ 程度である。		
			レベルにもこの岩盤が分布	また、弾性設計用地震動		
			していることから,解放基	Sdは, 基準地震動Ssと		
			盤表面は、この岩盤が分布	の応答スペクトルの比率が		
			する原子炉建屋の設置位置	目安として 0.5 を下回らな		
			0. P. −14.1m に設定する。	いよう基準地震動Ssに係		
			②(⑤j重複)	数を乗じて設定する。ここ		
			また、弾性設計用地震動	で、係数は工学的判断とし		
			Sdは、基準地震動Ssと	て、原子炉施設の安全機能		
			の応答スペクトルの比率が	限界と弾性限界に対する入		
			目安として 0.5 を下回らな	力荷重の比率が 0.5 程度で		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	坐學取引力到 (刊)	坐平队引力到(饭)	い値とし、さらに応答スペ	あるという知見(1)を踏ま	及び空平取引力到との利比	
			クトルに基づく手法による	え、さらに、「発電用原子炉		
			基準地震動Ss-D1, D	施設に関する耐震設計審査		
			2に対しては、「発電用原子	指針 (昭和 56 年 7 月 20 日		
			炉施設に関する耐震設計審	原子力安全委員会決定, 平		
			查指針(昭和 56 年 7 月 20	成 13 年 3 月 29 日一部改		
			日原子力安全委員会決定,	訂)」における基準地震動S		
			平成13年3月29日一部改	1の応答スペクトルをおお		
			訂)」における基準地震動 S	むね下回らないよう配慮し		
			1を踏まえて設定する。具	た値とする。具体的には、S		
			体的には、工学的判断によ	s - F 1 ~ F 3 及びS s -		
			り,基準地震動Ss-F1,	N 1 は係数 0.5 を乗じた地		
			F 2, F 3及びS s - N 1	震動、応答スペクトルに基		
			は係数 0.5 を乗じた地震	づく地震動評価による基準		
			動,基準地震動Ss-D1,	地震動 S s - D 1 ~ D 3 は		
			D2, D3は係数 0.58 を乗	係数 0.58 を乗じた地震動		
			じた地震動を弾性設計用地	を弾性設計用地震動 S d と		
			震動 S d として設定する。 3	して設定する。また、建物・		
				構築物及び機器・配管系と		
				もに係数 0.5 又は 0.58 を		
				採用することで、弾性設計		
				用地震動Sdに対する設計		
				に一貫性をとる。弾性設計		
				用地震動Sdの年超過確率		
				は短周期側で 10-2~10-4		
				程度, 長周期側で 10-3~10-		
				5 程度である。弾性設計用地		
				震動Sdの応答スペクトル		
				を第1.4-1 図に, 弾性設計		
				用地震動Sdの加速度時刻		
				歴波形を第 1.4-2 図~第		
				1.4-8 図に, 弾性設計用地		
				震動Sdと基準地震動S1		
				の応答スペクトルの比較を		
				第1.4-9 図に, 弾性設計用		
				地震動Sdと解放基盤表面		
				における地震動の一様ハザ		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

14-415-44-410-101 - \$2350	設工認申請書	設工認申請書	要水争頃との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/+++ -+ -
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				ードスペクトルの比較を第		
				1.4-10 図に示す。		
				6		
	(a) 入力地震動	(a) 入力地震動		a. <u>入力地震動</u>	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	原子炉格納施設設置位置	原子炉格納施設設置位置		原子炉格納施設設置位置	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	周辺は,地質調査の結果に	周辺は、地質調査の結果に		周辺は、地質調査の結果に		
	よれば,約1.4km/sのS波	よれば,約1.4km/sのS波		<u>よれば、約1.4km/s のS波</u>		
	速度を持つ堅硬な岩盤が十	速度を持つ堅硬な岩盤が十		速度を持つ堅硬な岩盤が十		
	分な広がりをもって存在す	分な広がりをもって存在す		分な広がりをもって存在す		
	ることが確認されており,	ることが確認されており,		ることが確認されており,		
	建物・構築物はこの堅硬な	建物・構築物はこの堅硬な		建物・構築物はこの堅硬な		
	岩盤に支持させる。	岩盤に支持させる。		岩盤に支持させる。		
	敷地周辺には中生界ジュ	敷地周辺には中生界ジュ		敷地周辺には中生界ジュ		
	ラ系の砂岩, 頁岩等が広く	ラ系の砂岩、頁岩等が広く		ラ系の砂岩, 頁岩等が広く		
	分布し、原子炉建屋の設置	分布し、原子炉建屋の設置		分布し,原子炉建屋の設置		
	レベルにもこの岩盤が分布	レベルにもこの岩盤が分布		レベルにもこの岩盤が分布		
	していることから、解放基	していることから、解放基		していることから、解放基		
	盤表面は、この岩盤が分布	盤表面は、この岩盤が分布		盤表面は、この岩盤が分布		
	する原子炉建屋の設置位置	する原子炉建屋の設置位置		する原子炉建屋の設置位置		
	0. P14. 1m に設定する。	0. P14. 1m に設定する。		0. P14. 1m に設定する。		
	建物・構築物の地震応答	建物・構築物の地震応答		建物・構築物の地震応答		
	解析における入力地震動	解析における入力地震動は、網技工の表表		解析における入力地震動		
	は、解放基盤表面で定義さ	は、解放基盤表面で定義さ		は、解放基盤表面で定義さ		
	れる基準地震動及び弾性設	れる基準地震動Ss及び弾		れる基準地震動Ss及び弾		
	計用地震動を基に、対象建	性設計用地震動Sdを基		性設計用地震動Sdを基		
	物・構築物の地盤の非線形	に,対象建物・構築物の地盤		に、対象建物・構築物の地盤		
	特性等の条件を適切に考慮した上で,必要に応じ2次元	の非線形特性等の条件を適 切に考慮した上で,必要に		の非線形特性等の条件を適切に考慮した。		
	FEM 解析, 1 次元波動論又は	応じ2次元 FEM 解析, 1次元		切に考慮した上で、必要に		
	1次元地盤応答解析により,	波動論又は 1 次元地盤応答		応じ2次元FEM解析, 1 次元波動論又は1次元地盤		
	地震応答解析モデルの入力	解析により、地震応答解析				
	位置で評価した入力地震動	展析により、地展心唇解析 モデルの入力位置で評価し		応答解析により、地震応答 解析モデルの入力位置で評		
	を設定する。地盤条件を考	た入力地震動を設定する。		価した入力地震動を設定す		
	慮する場合には、地震動評	地盤条件を考慮する場合に		る。地盤条件を考慮する場		
	価で考慮した敷地全体の地	は、地震動評価で考慮した		合には、地震動評価で考慮		
	下構造との関係や対象建	敷地全体の地下構造との関		した敷地全体の地下構造と		
1	「悟坦しい民体で対象性			しに数地主件の地下傳道と		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
及们盃中/////	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	инэ <i>3</i>
	物・構築物位置と炉心位置	係や対象建物・構築物位置		の関係にも留意し, 地盤の		
	での地質・速度構造の違い	と炉心位置での地質・速度		非線形応答に関する動的変		
	にも留意するとともに,地	構造の違いにも留意すると		形特性を考慮する。また,必		
	盤の非線形応答に関する動	ともに, 地盤の非線形応答		要に応じ敷地における観測		
	的変形特性を考慮する。ま	に関する動的変形特性を考		記録による検証や最新の科		
	た、必要に応じ敷地におけ	慮する。また,必要に応じ敷		学的・技術的知見を踏まえ		
	る観測記録による検証や最	地における観測記録による		<u>設定する。</u> ⑤j		
	新の科学的・技術的知見を	検証や最新の科学的・技術				
	踏まえ, 地質・速度構造等の	的知見を踏まえ、地質・速度				
	地盤条件を設定する。	構造等の地盤条件を設定す				
		る。 ⑤ j				
	また,設計基準対象施設	また、設計基準対象施設	なお, <u>Bクラスの</u> 施設 <u>の</u>			
	における耐震 B クラスの建	における耐震 B クラスの建	<u>うち</u> , <u>共振のおそれ</u> のある			
	物・構築物のうち共振のお	物・構築物のうち共振のお	施設については, <u>弾性設計</u>			
	それがあり,動的解析が必	それがあり、動的解析が必	用地震動Sdに2分の1を			
	要なものに対しては, 弾性	要なものに対しては, 弾性	乗じた 地震動によりその影			
	設計用地震動に2分の1を	設計用地震動Sdに 2 分の	響についての検討を行う。			
	乗じたものを用いる。	1を乗じたものを用いる。	建物・構築物及び機器・配			
	【5条 18】	⑤k 【5条 18】	管系ともに,おおむね弾性			
			状態にとどまる範囲で耐え			
			られるように設計する。 <mark>5</mark> k			
			e. 津波防護施設, 浸水防止			
			設備及び津波監視設備並び			
			に浸水防止設備が設置され			
			た建物・構築物は, 基準地震			
			動Ssによる地震力に対し			
			て、それぞれの施設及び設			
			備に要求される機能が保持			
			できるように設計する。②			
			(③e 重複)			
	(b) 地震応答解析	(b) 地震応答解析		b. 地震応答解析	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共诵)
	イ. 動的解析法	イ. 動的解析法		(a) <u>動的解析法</u>	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	(イ) 建物・構築物	(イ) 建物・構築物		i . 建物・構築物	52 - 22 - 1 - 3 - 3 /22/10/	= 1044/95-05-5-0-1
	動的解析による地震力の	動的解析による地震力の		動的解析による地震力の		
	算定に当たっては、地震応	算定に当たっては、地震応		算定に当たっては、地震応		
	1 7 7C 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	1 3.7=: 3.1=: 1.1:, 1.23278		21 /C12 - 1 / C 2 C 16; 20 / K// C	<u> </u>	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要水事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	答解析手法の適用性,適用	答解析手法の適用性, 適用		答解析手法の適用性, 適用		
	限界等を考慮の上、適切な			限界等を考慮の上、適切な		
	解析法を選定するととも			解析法を選定するととも		
	に、建物・構築物に応じた適	に, 建物・構築物に応じた適		に、建物・構築物に応じた適		
	切な解析条件を設定する。	切な解析条件を設定する。		切な解析条件を設定する。		
	動的解析は,時刻歴応答解	動的解析は, 時刻歴応答解		動的解析は,時刻歴応答解		
	析法又は線形解析に適用可	析法又は線形解析に適用可		析法又は線形解析に適用可		
	能な周波数応答解析法によ	能な周波数応答解析法によ		能な周波数応答解析法によ		
	る。	る。		<u>る。</u>		
	建物・構築物の動的解析	建物・構築物の動的解析		建物・構築物の動的解析		
	に当たっては,建物・構築物	に当たっては,建物・構築物		に当たっては,建物・構築物		
	の剛性はそれらの形状,構	の剛性はそれらの形状,構		の剛性はそれらの形状,構		
	造特性等を十分考慮して評	造特性等を十分考慮して評		造特性等を十分考慮して評		
	価し,集中質点系等に置換	価し、集中質点系等に置換		価し,集中質点系等に置換		
	した解析モデルを設定す	した解析モデルを設定す		した解析モデルを設定す		
	る。	る。		<u>る。</u>		
	動的解析には、建物・構築	動的解析には,建物・構築		動的解析には,建物・構築		
	物と地盤との相互作用を考			物と地盤との相互作用を考		
	慮するものとし,解析モデ	慮するものとし、解析モデ		慮するものとし,解析モデ		
	ルの地盤のばね定数は,基	ルの地盤のばね定数は,基		ルの地盤のばね定数は,基		
	礎版の平面形状,基礎側面	礎版の平面形状,基礎側面		礎版の平面形状, 地盤の剛		
	と地盤の接触状況、地盤の			性等を考慮して定める。設		
	剛性等を考慮して定める。	剛性等を考慮して定める。		計用地盤定数は,原則とし		
	設計用地盤定数は,原則と			て, 弾性波試験によるもの		
	して、弾性波試験によるも			<u>を用いる。</u> ⑤1		
	のを用いる。	のを用いる。				
	【5条19】	⑤1 【5条19】				
					20.66 20.21 × 00.26 0	
		地盤一建物・構築物連成		地盤-建物・構築物連成	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
		系の減衰定数は、振動エネ		系の減衰定数は、振動エネ	(設計用地震力の設定方法	2.1.1 耐震設計
		ルギの地下逸散及び地震応		ルギーの地下逸散及び地震	を記載)	
		答における各部のひずみレ		応答における各部のひずみ	同趣旨の記載であるが、表現の意味を表現する	
		ベルを考慮して定める。		レベルを考慮して定める。	現の違いによる差異あり	
		基準地震動Ss及び弾性 設計用地震動Sdに対する		基準地震動Ss及び弾性	追加要求事項に伴う差異	
		応答解析において、主要構		設計用地震動Sdに対する	(ひずみレベルの考慮並び	
				応答解析において,主要構	に応答解析の検討)	
		造要素がある程度以上弾性		造要素がある程度以上弾性		

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

条色: 設直変更計可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料 > ・様式-1 への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考		
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比			
		範囲を超える場合には、実		範囲を超える場合には、実				
		験等の結果に基づき、該当		験等の結果に基づき、該当				
		する建物部分の構造特性に		する建物部分の構造特性に				
		応じて、その弾塑性挙動を		応じて, その弾塑性挙動を				
		適切に模擬した復元力特性		適切に模擬した復元力特性				
		を考慮した応答解析を行		を考慮した応答解析を行				
		う 。		<u>5.</u>				
		また、Sクラスの施設を支		また, Sクラスの施設を				
		持する建物・構築物の支持		支持する建物・構築物の支				
		機能を検討するための動的		持機能を検討するための動				
		解析において、施設を支持		的解析において,施設を支				
		する建物・構築物の主要構		持する建物・構築物の主要				
		造要素がある程度以上弾性		構造要素がある程度以上弾				
		範囲を超える場合には、そ		性範囲を超える場合には,				
		の弾塑性挙動を適切に模擬		その弾塑性挙動を適切に模				
		した復元力特性を考慮した		擬した復元力特性を考慮し				
		応答解析を行う。		た応答解析を行う。				
		応答解析に用いる材料定		応答解析に用いる材料定				
		数については,地盤の諸定		数については,地盤の諸定				
		数も含めて材料のばらつき		数も含めて材料のばらつき				
		による変動幅を適切に考慮		による変動幅を適切に考慮				
		する。なお, 平成 23 年 (2011		<u>する。なお、平成23年(2011</u>				
		年) 東北地方太平洋沖地震		年) 東北地方太平洋沖地震				
		等の地震やコンクリートの		等の地震やコンクリートの				
		乾燥収縮によるひび割れ等		乾燥収縮によるひび割れ等				
		に伴う初期剛性の低下につ		に伴う初期剛性の低下につ				
		いては, 観測記録や試験デ		いては、観測記録や試験デ				
		ータなどから適切に応答解		<u>ー</u> タなどから適切に応答解				
		析モデルへ反映し, 保守性		析モデルへ反映し, 保守性				
		を確認した上で適用する。		を確認した上で適用する。				
		屋外重要土木構造物につい		屋外重要土木構造物につい				
		ては,平成23年(2011年)		ては, 平成23年(2011年)				
		東北地方太平洋沖地震等の		東北地方太平洋沖地震等の				
		地震に起因する構造上問題		地震に起因するひび割れが				
		となるひび割れが認められ		認められないこと及び地中				
		ないこと及び地中構造物で		構造物である屋外重要土木				
		ある屋外重要土木構造物に		構造物に対する支配的な地				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車値との対比素

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	坐/中以日 / 月 / Ⅰ (刊 /	対する支配的な地震時荷重	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	震時荷重である土圧は、ひ		
		である土圧は、ひび割れ等		び割れ等に起因する初期剛		
		に起因する初期剛性低下を				
		考慮しない方が保守的な評		性低下を考慮しない方が保		
		価となることから、初期 剛		守的な評価となることか		
				ら、初期剛性低下は考慮し		
		性低下は考慮しないが、必要にないが、必要にないでは、		ない。また、必要に応じて建		
		要に応じて機器・配管系の		物・構築物及び機器・配管系		
		設計用地震力に及ぼす影響		の設計用地震力に及ぼす影		
		を検討する。更に、材料のば		<u>響を検討する。</u> 5m		
		らつきによる変動が建物・				
		構築物の振動性状や応答性				
		状に及ぼす影響として考慮				
		すべき要因を選定した上				
		で、選定された要因を考慮				
		した動的解析により設計用				
		地震力を設定する。				
		⑤m 【5条20】				
		建物・構築物の動的解析		建物・構築物の動的解析	同趣旨の記載であるが、表	 原子炉冷却系統施設(共通)
		にて, 地震時の地盤の有効		において、地震時における	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		応力の変化に応じた影響を		地盤の有効応力の変化に伴	追加要求事項に伴う差異	2. 2. 2 (4.7)2(8.4)
		考慮する場合は、有効応力		う影響を考慮する場合に	(有効応力解析の実施と設	
		解析を実施する。有効応力		は、有効応力解析等を実施	定)	
		解析に用いる液状化強度特		する。有効応力解析に用い	727	
		性は、敷地の原地盤におけ		る液状化強度特性は、敷地		
		る代表性及び網羅性を踏ま		の原地盤における代表性及		
		えた上で実施した液状化強		び網羅性を踏まえた上で実		
		度試験結果に基づき、保守		施した液状化強度試験結果		
		性を考慮して設定する。		に基づき、保守性を考慮し		
		⑤n 【5条21】		<u>に塞っと</u> , <u>休り日との思し</u> て設定する。 ⑤ n		
				NAVE) OO OH		
		原子炉建屋については,3		原子炉建屋については,	設備設計の明確化	同上
		次元 FEM 解析等から,建物・		3次元FEM解析等から,	(解析モデル関する考慮事	
		構築物の 3 次元応答性状及		建物・構築物の3次元応答	項の明確化)	
		びそれによる機器・配管系		性状及び機器・配管系への	追加要求事項に伴う差異	
		への影響を評価する。		影響を評価する。	(解析による評価並びに水	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
2011 22 1 78EV1 71EV	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	NIN 2
		動的解析に用いる解析モ		屋外重要土木構造物の動	平2方向及び鉛直方向の組	
		デルは、地震観測網により		的解析は、構造物と地盤の	合せ)	
		得られた観測記録により振		相互作用を考慮できる連成		
		動性状の把握を行い、解析		系の地震応答解析手法と		
		モデルの妥当性の確認を行		し、地盤及び構造物の地震		
		う。		時における非線形挙動の有		
		屋外重要土木構造物の動		無や程度に応じて、線形、等		
		的解析は、構造物と地盤の		価線形又は非線形解析のい		
		相互作用を考慮できる連成		ずれかにて行う。		
		系の地震応答解析手法と		また、地震力については、		
		し、地盤及び構造物の地震		水平2方向及び鉛直方向に		
		時における非線形挙動の有		ついて適切に組み合わせて		
		無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のい		<u>算定する。</u> ⑤o		
		一個線形又は非線形解例のい ずれかにて行う。				
		地震力については、水平2				
		方向及び鉛直方向について				
		適切に組み合わせて算定す				
		過期に組み日初はて昇足り				
		<u></u> 5。 5。 【5条22】				
	(ロ) 機器・配管系	(ロ) 機器・配管系		ii.機器・配管系	設備設計の明確化	 原子炉冷却系統施設(共通
	動的解析による地震力の	動的解析による地震力の		動的解析による地震力の	(評価時の考慮事項を明確	2.1.1 耐震設計
	算定に当たっては, 地震応	算定に当たっては,地震応		算定に当たっては, 地震応	化)	
	答解析手法の適用性,適用	答解析手法の適用性、適用		答解析手法の適用性, 適用	追加要求事項に伴う差異	
	限界等を考慮の上, 適切な	限界等を考慮の上,適切な		限界等を考慮の上, 適切な	(原子炉本体基礎の復元力	
	解析法を選定するととも	解析法を選定するととも		解析法を選定するととも	特性の設定並びに加力試験	
	に,解析条件として考慮す	に,解析条件として考慮す		に、解析条件として考慮す	結果を踏まえた不確実性,	
	べき減衰定数, 剛性等の各	べき減衰定数,剛性等の各		べき減衰定数,剛性等の各	保守性の考慮)	
	種物性値は,適切な規格及	種物性値は,適切な規格及		種物性値は,適切な規格及		
	び基準又は試験等の結果に	び基準又は試験等の結果に		び基準又は試験等の結果に		
	基づき設定する。なお,原子	基づき設定する。ここで,原		基づき設定する。ここで、原		
	炉本体の基礎の構造強度	子炉本体の基礎について		子炉本体の基礎について		
	は,鋼板のみで地震力に耐	は、鋼板とコンクリートの		は, 鋼板とコンクリートの		
	える設計とする。	複合構造物として,より現		複合構造物として,より現		
		実に近い適正な地震応答解		実に近い適正な地震応答解		
		析を実施する観点から、コ		析を実施する観点から, コ		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車値との対比素

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
		ンクリートの剛性変化を適		ンクリートの剛性変化を適		
		切に考慮した復元力特性を		切に考慮した復元力特性を		
		設定する。復元力特性の設		設定する。復元力特性の設		
		定に当たっては、既往の知		定に当たっては, 既往の知		
		見や実物の原子炉本体の基		見や実物の原子炉本体の基		
		礎を模擬した試験体による		<u>礎を模擬した試験体による</u>		
		加力試験結果を踏まえて,		加力試験結果を踏まえて,		
		妥当性、適用性を確認する		<u>妥当性,適用性を確認する</u>		
		とともに、設定における不		とともに、設定における不		
		確実性や保守性を考慮し,		確実性や保守性を考慮し,		
		機器・配管系の設計用地震		機器・配管系の設計用地震		
		力を設定する。なお,原子炉		力を設定する。なお,原子炉		
		本体の基礎の構造強度は,		本体の基礎の構造強度は,		
		鋼板のみで地震力に耐える		鋼板のみで地震力に耐える		
		設計とする。		<u>設計とする。</u>		
	機器の解析に当たって	機器の解析に当たって		機器の解析に当たって		
	は,形状,構造特性等を考慮	は, 形状, 構造特性等を考慮		は,形状,構造特性等を考慮		
	して,代表的な振動モード	して、代表的な振動モード		して、代表的な振動モード		
	を適切に表現できるよう質	を適切に表現できるよう質		を適切に表現できるよう質		
	点系モデル,有限要素モデ	点系モデル,有限要素モデ		点系モデル,有限要素モデ		
	ル等に置換し、設計用床応	ル等に置換し、設計用床応		ル等に置換し,設計用床応		
	答曲線を用いたスペクトル	答曲線を用いたスペクトル		答曲線を用いたスペクトル		
	モーダル解析法又は時刻歴	モーダル解析法又は時刻歴		モーダル解析法又は時刻歴		
	応答解析法により応答を求	応答解析法により応答を求		応答解析法により応答を求		
	める。	める。⑤p		める。 ⑤p 配管系について		
	また、時刻歴応答解析法	また, 時刻歴応答解析法		は、配管の形状や構造を考		
	及びスペクトルモーダル解	及びスペクトルモーダル解		慮して,代表的な振動モー		
	析法を用いる場合は地盤物	析法を用いる場合は地盤物		ドを適切に表現できるモデ		
	性等のばらつきを適切に考	性等のばらつきを適切に考		ルを作成し、設計用床応答		
	慮する。スペクトルモーダ	慮する。スペクトルモーダ		曲線を用いたスペクトルモ		
	ル解析法には地盤物性等の	ル解析法には地盤物性等の		ーダル解析法又は時刻歴応		
	ばらつきを考慮した床応答	ばらつきを考慮した床応答		答解析法により応答を求め		
	曲線を用いる。	曲線を用いる。5		る。 5 q スペクトルモーダ		
	配管系については、その	配管系については、その		ル解析法及び時刻歴応答解		
	仕様に応じて適切なモデル	仕様に応じて適切なモデル		析法の選択に当たっては,		
	に置換し、設計用床応答曲	に置換し、設計用床応答曲		衝突, すべり等の非線形現		
	線を用いたスペクトルモー	線を用いたスペクトルモー		象を模擬する観点又は既往		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++-公二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/#± +r.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	ダル解析法又は時刻歴応答	ダル解析法又は時刻歴応答		研究の知見を取り入れ実機		
	解析法により応答を求め	解析法により応答を求め		の挙動を模擬する観点で,		
	る。	る。 ⑤ q		建物・構築物の剛性, 地盤物		⑤q 引用元: P26
	スペクトルモーダル解析	スペクトルモーダル解析		性のばらつき等への配慮を		
	法及び時刻歴応答解析法の	法及び時刻歴応答解析法の		しつつ時刻歴応答解析法を		
	選択に当たっては,衝突・す	選択に当たっては, 衝突・す		用いる等,解析対象とする		
	べり等の非線形現象を模擬	べり等の非線形現象を模擬		現象,対象設備の振動特性,		
	する観点又は既往研究の知	する観点又は既往研究の知		構造特性等を考慮し適切に		
	見を取り入れ実機の挙動を	見を取り入れ実機の挙動を		選定する。		
	模擬する観点で,建物・構築	模擬する観点で,建物・構築		また,設備の3次元的な		
	物の剛性, 地盤物性のばら	物の剛性、地盤物性のばら		広がりを踏まえ,適切に応		
	つきへの配慮をしつつ時刻	つきへの配慮をしつつ時刻		答を評価できるモデルを用		
	歴応答解析法を用いる等,	歴応答解析法を用いる等,		い,水平2方向及び鉛直方		
	解析対象とする現象、対象	解析対象とする現象,対象		向の応答成分について適切		
	設備の振動特性・構造特性	設備の振動特性・構造特性		に組み合わせるものとす		
	等を考慮し適切に選定す	等を考慮し適切に選定す		<u>る。</u>		
	る。	る。		なお、剛性の高い機器は、		
	また,設備の3次元的な広	また,設備の3次元的な広		その機器の設置床面の最大		
	がりを踏まえ,適切に応答	がりを踏まえ,適切に応答		応答加速度の1.2 倍の加速		
	を評価できるモデルを用	を評価できるモデルを用		度を震度として作用させて		
	い,水平2方向及び鉛直方向	い,水平2方向及び鉛直方向		地震力を算定する。 ⑤r		
	の応答成分について適切に	の応答成分について適切に				
	組み合わせるものとする。	組み合わせるものとする。				
	剛性の高い機器は,その	剛性の高い機器は,その				
	機器の設置床面の最大応答	機器の設置床面の最大応答				
	加速度の 1.2 倍の加速度を	加速度の 1.2 倍の加速度を				
	震度として作用させて構造	震度として作用させて構造				
	強度評価に用いる地震力を	強度評価に用いる地震力を				
	算定する。	算定する。				
	【5条23】	⑤r 【5条23】				
	c. 設計用減衰定数	c. 設計用減衰定数		(3) 設計用減衰定数	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	地震応答解析に用いる減	地震応答解析に用いる減		応答解析に用いる減衰定	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	衰定数は,安全上適切と認	衰定数は,安全上適切と認		数は、安全上適切と認めら	追加要求事項に伴う差異	
	められる規格及び基準に基	められる規格及び基準に基		れる規格及び基準、既往の	(屋外重要土木構造物の地	
	づき, 設備の種類, 構造等に	づき, 設備の種類, 構造等に		振動実験, 地震観測の調査	震応答解析モデルの減衰定	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++ 45 甘 淮 +H H I I . <i>A</i> 7 40	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	/#=
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	より適切に選定するととも	より適切に選定するととも		結果等を考慮して適切な値	数設定の妥当性確認)	
	に, 試験等で妥当性を確認	に, 試験等で妥当性を確認		を定める。		
	した値も用いる。	した値も用いる。		なお、建物・構築物の応答		
	なお,建物・構築物の地震	なお, 建物・構築物の地震		解析に用いる鉄筋コンクリ		
	応答解析に用いる鉄筋コン	応答解析に用いる鉄筋コン		ートの減衰定数の設定につ		
	クリートの減衰定数の設定	クリートの減衰定数の設定		いては、既往の知見に加え,		
	については, 既往の知見に	については, 既往の知見に		既設施設の地震観測記録等		
	加え, 既設施設の地震観測	加え, 既設施設の地震観測		により, その妥当性を検討		
	記録等により, その妥当性	記録等により、その妥当性		<u>する。</u>		
	を検討する。	を検討する。		また, 地盤と屋外重要土		
	【5条24】	また、地盤と屋外重要土		木構造物の連成系地震応答		
		木構造物の連成系地震応答		解析モデルの減衰定数につ		
		解析モデルの減衰定数につ		いては,地中構造物として		
		いては,地中構造物として		<u>の特徴</u> 及び同モデルの振動		
		の特徴、同モデルの振動特		特性を考慮して適切に設定		
		性を考慮して適切に設定す		<u>する。</u> ⑤s		
		る。				
		⑤s 【5 条 24】				
	(4) 荷重の組合せと許容	 (4) 荷重の組合せと許容		1.4.1.4 荷重の組合せと許	同趣旨の記載であるが、表	 原子炉冷却系統施設(共通)
	限界	限界		容限界	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	耐震設計における荷重の	耐震設計における荷重の		設計基準対象施設の耐震		
	組合せと許容限界は以下に	組合せと許容限界は以下に		設計における荷重の組合せ		
	よる。	よる。		と許容限界は以下による。		
	a. 耐震設計上考慮する状	a. 耐震設計上考慮する状		(1) 耐震設計上考慮する状		
	態	態		 <u>能</u>		
	地震以外に設計上考慮す	地震以外に設計上考慮す		地震以外に設計上考慮す		
	る状態を以下に示す。	る状態を以下に示す。		る状態を以下に示す。		
	(a) 建物·構築物	(a) 建物・構築物		<u>a</u> . 建物・構築物		
	設計基準対象施設につい	設計基準対象施設につい		(a) <u>運転時の状態</u>		
	ては以下のイ. ~ハ. の状態	ては以下のイ. ~ハ. の状態		発電用原子炉施設が運転		
	を考慮する。	を考慮する。		状態にあり、通常の自然条		
	イ. 運転時の状態	イ. 運転時の状態		件下におかれている状態。		
	発電用原子炉施設が運転	発電用原子炉施設が運転		ただし、運転状態には通		
	状態にあり, 通常の自然条	状態にあり, 通常の自然条		常運転時,運転時の異常な		
	件下におかれている状態。	件下におかれている状態。		過渡変化時を含むものとす		
	ただし,運転状態には通常	ただし、運転状態には通		<u>る。</u>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

<関連する資料>

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

安水争項とり対比衣							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	運転時、運転時の異常な過	常運転時、運転時の異常な		(b) 設計基準事故時の状態	及び空本取引力到とり利比		
	渡変化時を含むものとす	過渡変化時を含むものとす		発電用原子炉施設が設計			
	る。	る。		基準事故時にある状態。			
	ロ. 設計基準事故時の状	ロ. 設計基準事故時の状		(c) 設計用自然条件			
	能	態		設計上基本的に考慮しな			
	発電用原子炉施設が設計	発電用原子炉施設が設計		ければならない自然条件			
	基準事故時にある状態。	基準事故時にある状態。		(風,積雪等)。			
	八. 設計用自然条件	ハ. 設計用自然条件		6)a			
	設計上基本的に考慮しな	設計上基本的に考慮しな					
	ければならない自然条件	ければならない自然条件					
	(風、積雪)。	(風,積雪)。					
	【5条25】	⑥ a 【5条25】					
	(b) 機器・配管系	(b) 機器・配管系		<u>b</u> . 機器・配管系	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)	
	設計基準対象施設につい	設計基準対象施設につい		(a) 通常運転時の状態	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計	
	ては以下のイ. ~二. の状態	ては以下のイ. ~ニ. の状態		発電用原子炉の起動,停			
	を考慮する。	を考慮する。		止, 出力運転, 高温待機, 燃			
	イ. 通常運転時の状態	イ. 通常運転時の状態		料取替等が計画的又は頻繁			
	発電用原子炉の起動,停	発電用原子炉の起動,停		に行われた場合であって運			
	止, 出力運転, 高温待機, 燃	止, 出力運転, 高温待機, 燃		転条件が所定の制限値以内			
	料取替等が計画的又は頻繁	料取替等が計画的又は頻繁		にある運転状態。			
	に行われた場合であって運	に行われた場合であって運		(b) <u>運転時の異常な過渡変</u>			
	転条件が所定の制限値以内	転条件が所定の制限値以内		化時の状態			
	にある運転状態。	にある運転状態。		通常運転時に予想される			
	口. 運転時の異常な過渡	口. 運転時の異常な過渡		機械又は器具の単一の故障			
	変化時の状態	変化時の状態		若しくはその誤作動又は運			
	通常運転時に予想される	通常運転時に予想される		転員の単一の誤操作及びこ			
	機械又は器具の単一の故障	機械又は器具の単一の故障		れらと類似の頻度で発生す			
	若しくはその誤作動又は運	若しくはその誤作動又は運		<u>ると予想される外乱によっ</u>			
	転員の単一の誤操作及びこ	転員の単一の誤操作及びこ		て発生する異常な状態であ			
	れらと類似の頻度で発生す	れらと類似の頻度で発生す		って, 当該状態が継続した			
	ると予想される外乱によっ	ると予想される外乱によっ		場合には炉心又は原子炉冷			
	て発生する異常な状態であ	て発生する異常な状態であ		却材圧力バウンダリの著し			
	って, 当該状態が継続した	って, 当該状態が継続した		い損傷が生じるおそれがあ			
	場合には炉心又は原子炉冷	場合には炉心又は原子炉冷		<u>るものとして安全設計上想</u>			
	却材圧力バウンダリの著し	却材圧力バウンダリの著し		定すべき事象が発生した状			
	い損傷が生じるおそれがあ	い損傷が生じるおそれがあ		<u>能。</u>			

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

条色: 設直変更計可と基本設計方針(後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後) との対比 < 関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安水事項との別れなる	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	版工総甲語書 基本設計方針(後)	放 直 計 り 中 胡 音 本 文		及び基本設計方針との対比	備考
	るものとして安全設計上想	るものとして安全設計上想		(c) 設計基準事故時の状態		
	定すべき事象が発生した状	定すべき事象が発生した状		発生頻度が運転時の異常		
	態。	能。		な過渡変化より低い異常な		
	ハ. 設計基準事故時の状	ハ. 設計基準事故時の状		状態であって, 当該状態が		
	態	態		発生した場合には発電用原		
	発生頻度が運転時の異常	発生頻度が運転時の異常		子炉施設から多量の放射性		
	な過渡変化より低い異常な	な過渡変化より低い異常な		物質が放出するおそれがあ		
	状態であって, 当該状態が	状態であって, 当該状態が		るものとして安全設計上想		
	発生した場合には発電用原	発生した場合には発電用原		定すべき事象が発生した状		
	子炉施設から多量の放射性	子炉施設から多量の放射性		能。		
	物質が放出するおそれがあ	物質が放出するおそれがあ		(d) 設計用自然条件		
	るものとして安全設計上想	るものとして安全設計上想		設計上基本的に考慮しな		
	定すべき事象が発生した状	定すべき事象が発生した状		ければならない自然条件		
	態。	態。		<u>(風,積雪等)。</u>		
	二. 設計用自然条件	二. 設計用自然条件		6 b		
	設計上基本的に考慮しな	設計上基本的に考慮しな				
	ければならない自然条件	ければならない自然条件				
	(風,積雪)。	(風,積雪)。				
	【5条26】	⑥b 【5条 26】				
	b. 荷重の種類	b. 荷重の種類		(2) 荷重の種類	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	(a) 建物・構築物	(a) 建物・構築物		a. 建物・構築物	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	設計基準対象施設につい	設計基準対象施設につい		(a) 発電用原子炉のおかれ		
	ては以下のイ. ~ニ. の荷重	ては以下のイ. ~ニ. の荷重		ている状態にかかわらず常		
	とする。	とする。		時作用している荷重, すな		
	イ. 発電用原子炉のおか	イ. 発電用原子炉のおか		わち固定荷重, 積載荷重, 土		
	れている状態にかかわらず	れている状態にかかわらず		圧, 水圧及び通常の気象条		
	常時作用している荷重, す	常時作用している荷重, す		件による荷重		
	なわち固定荷重, 積載荷重,	なわち固定荷重,積載荷重,		(b) 運転時の状態で施設に		
	土圧、水圧及び通常の気象	土圧, 水圧及び通常の気象		作用する荷重		
	条件による荷重	条件による荷重		(c) <u>設計基準事故時の状態</u>		
	口. 運転時の状態で施設	口. 運転時の状態で施設		で施設に作用する荷重		
	に作用する荷重	に作用する荷重		(d) <u>地震力, 風荷重, 積雪荷</u>		
	ハ. 設計基準事故時の状	ハ. 設計基準事故時の状		<u>重</u> 等		
	態で施設に作用する荷重	態で施設に作用する荷重		6 c		
	二. 地震力,風荷重,積雪	二. 地震力,風荷重,積雪				
	荷重	荷重				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車値との対比素

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	【5条27】	⑥c 【5 条 27】				⑥c 引用元:P30		
	ただし、運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。 【5条28】	ただし、運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。 ⑥d【5条28】		ただし、運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。⑥d		原子炉冷却系統施設(共道 2.1.1 耐震設計		
	(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については、以下のイ.~二.の荷重とする。 イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重	(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については、以下のイ.~二.の荷 重とする。 イ. 通常運転時の状態で 施設に作用する荷重 ロ. 運転時の異常な過渡 変化時の状態で施設に作用 する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態 態で施設に作用する荷重		b.機器・配管系 (a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等 ⑥e	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	同上		
	 二. 地震力,風荷重,積雪荷重 【5条29】 c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重については,以下のとおり設定する。 【5条30】 	ニ. 地震力,風荷重,積雪荷重 「「「「「「「「」」」」。 「「」」」。 に、荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重 については、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止 し、で設定している風及び 積雪による荷重を考慮し、 以下のとおり設定する。 「「「「」」。 「「」「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「「」」。 「」。 「		(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組 合せを以下に示す。	基準要求への適合性を明確 化	同上		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車項との対比表

			要求事項との対比表し		•	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	(a) 建物・構築物 イ. S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 【5条31】	物については、常時作用している荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態で施		a. 建物・構築物(c. に記載のものを除く。) (a) Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。⑥f	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通)2.1.1 耐震設計
	ロ. S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 【5条32】	物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力又		(b) Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。⑥g	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	同上
	ハ. Bクラス及び C クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 【5条33】	の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び 運転時の状態で施設に作用 する荷重と動的地震力又は		(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。⑥h	同趣旨の記載であるが,表 現の違いによる差異あり	同上
		*1:Sクラスの建物・構築物の設計基準事故の状態で施設に作用する荷重については、(b) 機器・配管系の考え方に沿った下記の2つの			設備設計の明確化追加要求事項に伴う差異	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

亜半単位アッカドキ

			要求事項との対比表し		I	
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1X 的 圣牛州织	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C. WA
		考え方に基づき検討した結				
		果として後者を踏まえ,施				
		設に作用する荷重のうち長				
		時間その作用が続く荷重と				
		弾性設計用地震動Sdによ				
		る地震力又は静的地震力と				
		を組み合わせることとして				
		いる。この考え方は, JEA				
		G4601における建物・				
		構築物の荷重の組合せの記				
		載とも整合している。				
		・常時作用している荷重及				
		び設計基準事故時の状態				
		のうち地震によって引き				
		起こされるおそれのある				
		事象によって施設に作用				
		する荷重は, その事故事象				
		の継続時間との関係を踏				
		まえ,適切な地震力と組み				
		合わせて考慮する。				
		・常時作用している荷重及				
		び設計基準事故時の状態				
		のうち地震によって引き				
		起こされるおそれのない				
		事象であっても, いったん				
		事故が発生した場合、長時				
		間継続する事象による荷				
		重は、その事故事象の発生				
		確率,継続時間及び地震動				
		の超過確率の関係を踏ま				
		え,適切な地震力と組み合				
		わせる。				
		*2:原子炉格納容器バウン				
		ダリを構成する施設につい				
		ては, 異常時圧力の最大値				
		と弾性設計用地震動Sdに				
		よる地震力とを組み合わせ				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

<関連する資料>

: 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

様式-7

亜水車値との対比素

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	(b) 機器・配管系 イ. S クラスの機器・配管 系については、通常運転時 の状態で施設に作用する荷 重と地震力とを組み合わせ	る。 ⑥ 【5条34】 (b) 機器・配管系((c)に記載のものを除く。) イ. S クラスの機器・配管 系については、通常運転時 の状態で施設に作用する荷 重と地震力とを組み合わせ	7.20	b. 機器・配管系 (c. に記載のものを除く。) (a) <u>S</u> クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせ		原子炉冷却系統施設(共通)2.1.1 耐震設計
	る。 【5条35】 ロ. S クラスの機器・配管 系については、運転時の異 常な過渡変化時の状態及び 設計基準事故時の状態のう ち地震によって引き起こさ れるおそれのある事象によ って施設に作用する荷重と 地震力とを組み合わせる。 【5条36】	る。 ⑥i【5条35】 ロ. S クラスの機器・配管 系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び 設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 ⑥j【5条36】		る。⑥i (b) <u>S</u> クラスの機器・配管 系については、運転時の異 常な過渡変化時の状態及び 設計基準事故時の状態のう ち地震によって引き起こさ れるおそれのある事象によ って施設に作用する荷重と 地震力とを組み合わせる。 ⑥j	設備設計の明確化 (地震力との組み合わせ時 の考え方を明確化した)	同上
	ハ. S クラスの機器・配管 系については、運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によっている。 設計基準事故時の引きを記こされるおそれのない事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過で変別候を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。 【5条37】	ニ. S クラスの機器・配管 系については,運転時の異 常な過渡変化時の状態及び 設計基準事故時の状態のう ち地震によっない事故が起 生しまったん事故が発生した場合,長時間継続する事象による荷重は,その 事故事象の発生確率,継続時間及び地震動の年超過な地震列係を踏まえ,適切な 地震力と組み合わせる。*3 ⑥k【5条37】		(c) <u>Sクラスの機器・配管系については</u> ,運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。⑥k	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	同上

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要水事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	ニ. Bクラス及び C クラス	へ. Bクラス及び C クラス		(d) <u>B</u> クラス及びCクラス	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
	の機器・配管系については,	の機器・配管系については,		の機器・配管系については、	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	通常運転時の状態で施設に	通常運転時の状態で施設に		通常運転時の状態で施設に		
	作用する荷重及び運転時の	作用する荷重及び運転時の		作用する荷重及び運転時の		
	異常な過渡変化時の状態で	異常な過渡変化時の状態で		異常な過渡変化時の状態で		
	施設に作用する荷重と、動	施設に作用する荷重と、動		施設に作用する荷重と,動		
	的地震力又は静的地震力と	的地震力又は静的地震力と		的地震力又は静的地震力と		
	を組み合わせる。	を組み合わせる。		<u>を組み合わせる。</u> ⑥1		
	【5条38】	⑥1 【5条38】				
		ト. 炉心内の燃料被覆管		(e) 炉心内の燃料被覆管の	同趣旨の記載であるが、表	同上
		の放射性物質の閉じ込めの		放射性物質の閉じ込めの機	現の違いによる差異あり	
		機能の確認においては,通		能の確認においては、通常	追加要求事項に伴う差異	
		常運転時の状態で燃料被覆		運転時の状態で燃料被覆管	(燃料被覆管の耐震性につ	
		管に作用する荷重及び運転		に作用する荷重及び運転時	いては追加要求事項であ	
		時の異常な過渡変化時の状		の異常な過渡変化時の状態	る。)	
		態のうち地震によって引き		のうち地震によって引き起		
		起こされるおそれのある事		こされるおそれのある事象		
		象によって燃料被覆管に作		によって燃料被覆管に作用		
		用する荷重と地震力とを組		する荷重と地震力とを組み		
		み合わせる。		<u>合わせる。</u> ⑥m®a		
		⑥m8 a 【5条39】				
		*3:原子炉格納容器バウン				
		ダリを構成する設備につい				
		ては, 異常時圧力最大値と				
		弾性設計用地震動Sdによ				
		る地震力とを組み合わせ				
		る。 <mark>⑥ 【5条 76】</mark>				
		(c) 津波防護施設,浸水防		c.津波防護施設,浸水防止	同趣旨の記載であるが、表	同上
		止設備及び津波監視設備並		設備及び津波監視設備並び		IH) L
		びに浸水防止設備が設置さ		に浸水防止設備が設置され	追加要求事項に伴う差異	
		れた建物・構築物		た建物・構築物	(津波防護施設、浸水防止	
		イ. 津波防護施設及び浸		(a) 津波防護施設及び浸水	設備及び津波監視設備並び	
		水防止設備が設置された建		防止設備が設置された建	に浸水防止設備が設置され	
		物・構築物については、常時		物・構築物については、常時	た建物・構築物に関する耐	
		作用している荷重及び運転		作用している荷重及び運転	震設計は追加要求事項であ	
		IF/II している刑里及い連転		<u> IF/用している側里及い連転</u>	成以口は坦加安不事項しの	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	20 27 2+ -+.	20 27 d. 24 ds.	安水争項との対比衣・	20. m 26> -1- 24- 45.	30. BB 36	T
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	773 L WY H L NA 98 L (194)	時の状態で施設に作用する	7:2	時の状態で施設に作用する	る。)	
		荷重と基準地震動Ssによ		荷重と基準地震動Ssによ		
		る地震力とを組み合わせ		る地震力とを組み合わせ		
		る。		<u>る。</u>		
		口. 浸水防止設備及び津		(b) 浸水防止設備及び津波		
		波監視設備については、常		監視設備については、常時		
		時作用している荷重及び運		作用している荷重及び運転		
		転時の状態で施設に作用す		時の状態で施設に作用する		
		る荷重と基準地震動Ssに		荷重と基準地震動Ssによ		
		よる地震力とを組み合わせ		る地震力とを組み合わせ		
		る。		<u>る。</u>		
		なお, 上記(c)イ., ロ. に		<u>なお,上記c</u> . (a), (b) <u>に</u>		
		ついては,地震と津波が同		ついては、地震と津波が同		
		時に作用する可能性につい		時に作用する可能性につい		
		て検討し、必要に応じて基		て検討し、必要に応じて基		
		準地震動 S s による地震力		準地震動Ssによる地震力		
		と津波による荷重の組合せ		と津波による荷重の組合せ		
		を考慮する。また、津波以外		を考慮する。また、津波以外		
		による荷重については、「b.		による荷重については,		
		荷重の種類」に準じるもの		<u>「(2) 荷重の種類」に準じ</u>		
		とする。		<u>るものとする。</u> ⑥n		
		6 n 【5条40】				
		(d) 荷重の組合せ上の留		d. 荷重の組合せ上の留意	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
		意事項		事項	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		動的地震力については,		(a) Sクラスの施設に作用	追加要求事項に伴う差異	
		水平 2 方向と鉛直方向の地		する地震力のうち <u>動的地震</u>	(動的地震力の荷重の組合	
		震力とを適切に組み合わせ		力については、水平2方向	せについては追加要求事項	
		算定するものとする。		と鉛直方向の地震力とを適	である。)	
		⑤t 【5条41】		切に組み合わせ算定するも		
				<u>のとする。</u> ⑤t		
				(b) ある荷重の組合せ状態		
				での評価が明らかに厳しい		
				ことが判明している場合に		
				は、その他の荷重の組合せ		
				状態での評価は行わないこ		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要水争頃との対比表 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文		及び基本設計方針との対比	備考
	名/ K	257 (K) (K)	7.2	とがある。 ⑥	人の金年級前の針との内に	
				(c) 複数の荷重が同時に作		
				用する場合、それらの荷重		
				による応力の各ピークの生		
				起時刻に明らかなずれがあ		
				ることが判明しているなら		
				ば、必ずしもそれぞれの応		
				力のピーク値を重ねなくて		
				もよいものとする。⑥		
				(d) 上位の耐震重要度分類		
				の施設を支持する建物・構		
				築物の当該部分の支持機能		
				を確認する場合において		
				は、支持される施設の耐震		
				重要度分類に応じた地震力		
				と常時作用している荷重,		
				運転時の状態で施設に作用		
				する荷重及びその他必要な		
				荷重とを組み合わせる。		
				なお, 第1.4.1-1 表に対		
				象となる建物・構築物及び		
				その支持機能が維持されて		
				いることを検討すべき地震		
				動等について記載する。 ⑥		
				(e) 地震と組み合わせる自		
				然現象として、風及び積雪		
				を考慮し,風荷重及び積雪		
				荷重については、施設の設		
				置場所、構造等を考慮して、		
				地震荷重と組み合わせる。		
				6		
	d. 許容限界	d. 許容限界		(4) <u>許容限界</u>	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	各施設の地震力と他の荷	各施設の地震力と他の荷		各施設の地震力と他の荷	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	重とを組み合わせた状態に	重とを組み合わせた状態に		重とを組み合わせた状態に		
	対する許容限界は次のとお	対する許容限界は次のとお		対する許容限界は次のとお		
	りとし,安全上適切と認め	りとし,安全上適切と認め		りとし,安全上適切と認め		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車項との対比表

			要求事項との対比表し		•	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	られる規格及び基準、試験	られる規格及び基準、試験	7.7	られる規格及び基準、試験	次0盆中队们为到已97月2	
	等で妥当性が確認されてい	等で妥当性が確認されてい		等で妥当性が確認されてい		
	る値を用いる。	る値を用いる。		る許容応力等を用いる。 60		
	【5条42】	6o【5条42】		<u>る</u> 自存心のも <u>を用いる。</u> 00		
	[0 未 42]	00 Ko × 12				
	(a) 建物・構築物	(a) 建物・構築物 ((c)に記		a. 建物・構築物(c. に記	同趣旨の記載であるが、表	│ │ 原子炉冷却系統施設(共通
		載のものを除く。)		載のものを除く。)	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	イ. Sクラスの建物・構築	イ. Sクラスの建物・構築		(a) Sクラスの建物・構築	追加要求事項に伴う差異	
	物	物		物	(長期的荷重に対する許容	
	(イ) 弾性設計用地震動に	(イ) 弾性設計用地震動 S		i. 弾性設計用地震動 S d	限界, 東北地方太平洋沖地	
	よる地震力又は静的地震力	dによる地震力又は静的地		による地震力又は静的地震	震やコンクリートの乾燥収	
	との組合せに対する許容限	震力との組合せに対する許		力との組合せに対する許容	縮によるひび割れの影響に	
	界	容限界		限界	ついては追加要求事項であ	
	「建築基準法」等の安全	「建築基準法」等の安全		「建築基準法」等の安全	る)	
	上適切と認められる規格及	上適切と認められる規格及		上適切と認められる規格及		
	び基準による許容応力度を	び基準による許容応力度を		び基準による許容応力度を		
	許容限界とする。	許容限界とする。		許容限界とする。		
		ただし、冷却材喪失事故		ただし、冷却材喪失事故		
		時に作用する荷重との組合		時に作用する荷重との組合		
		せ(原子炉格納容器バウン		せ(原子炉格納容器バウン		
		ダリを構成する設備におけ		ダリにおける長期的荷重と		
		る長期的荷重との組合せを		の組合せを除く。) に対して		
		除く。) に対しては, 下記イ.		は, 下記 ii. に示す許容限界		
		(ロ) に示す許容限界を適		<u>を適用する。</u>		
		用する。		ii. 基準地震動 S s による		
	(ロ) 基準地震動による地	(ロ) 基準地震動Ssによ		地震力との組合せに対する		
	震力との組合せに対する許	る地震力との組合せに対す		<u>許容限界</u>		
	容限界	る許容限界		構造物全体としての変形		
	構造物全体としての変形	構造物全体としての変形		能力(終局耐力時の変形)に		
	能力(終局耐力時の変形)に	能力(終局耐力時の変形)に		ついて十分な余裕を有し,		
	ついて十分な余裕を有し,	ついて十分な余裕を有し,		建物・構築物の終局耐力に		
	. =	建物・構築物の終局耐力に		対し妥当な安全余裕を持た		
	対し妥当な安全余裕を持た	対し妥当な安全余裕を持た		せることとする(評価項目		
	せることとする(評価項目	せることとする(評価項目		はせん断ひずみ、応力等)。		
	はせん断ひずみ、応力等)。	はせん断ひずみ、応力等)。		なお,終局耐力は,建物・		
	なお、終局耐力は、建物・	なお、終局耐力は、建物・		構築物に対する荷重又は応		
	構築物に対する荷重又は応	構築物に対する荷重又は応		<u>力を漸次増大していくと</u>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安水争切との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	力を漸次増大していくと	力を漸次増大していくと		き、その変形又はひずみが		
	き、その変形又はひずみが	き、その変形又はひずみが		著しく増加するに至る限界		
	著しく増加するに至る限界	著しく増加するに至る限界		の最大耐力とし,初期剛性		
	の最大耐力とし, 既往の実	の最大耐力とし, 初期剛性		の低下の要因として考えら		
	験式等に基づき適切に定め	の低下の要因として考えら		れる平成 23 年 (2011 年)		
	るものとする。	れる平成 23 年(2011 年)東		東北地方太平洋沖地震等の		
	【5条43】	北地方太平洋沖地震等の地		地震やコンクリートの乾燥		
		震やコンクリートの乾燥収		収縮によるひび割れ等が鉄		
		縮によるひび割れ等が鉄筋		筋コンクリート造耐震壁の		
		コンクリート造耐震壁の変		変形能力及び終局耐力に影		
		形能力及び終局耐力に影響		響を与えないことを確認し		
		を与えないことを確認して		ていることから,既往の実		
		いることから、既往の実験		験式等に基づき適切に定め		
		式等に基づき適切に定める		<u> るものとする。</u> ⑥p		
		ものとする。				
		⑥p 【5 条 43】				
		ロ. Bクラス及び C クラス		(b) <u>Bクラス及びCクラス</u>	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設 (共通)
	の建物・構築物(へ. 及びト.	の建物・構築物(へ. 及びト.		<u>の建物・構築物 (</u> (e) <u>及び</u> (f)	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	に記載のものを除く。)	に記載のものを除く。)		に記載のものを除く。)		
	上記イ.(イ)による許容	上記イ.(イ)による許容		<u>上記(a) i . による許容応</u>		
	応力度を許容限界とする。	応力度を許容限界とする。		力度を許容限界とする。 <a>⑥q		
	【5条44】	⑥ q 【5条44】				
	工房手再広り掘る田	工屋手再座八架の田				
	ハ. 耐震重要度分類の異				同趣旨の記載であるが、表	同上
	なる施設を支持する建物・	なる施設を支持する建物・		る施設を支持する建物・構	現の違いによる差異あり	
	構築物(へ.及びト.に記載 のものを除く。)	構築物(へ. 及びト. に記載 のものを除く。)		<u>築物 ((e)及び(f)に記載の</u>		
	上記イ.(ロ)を適用する	上記イ.(ロ)を適用する		<u>ものを除く。)</u>		
	ほか、耐震重要度分類の異	ほか、耐震重要度分類の異		上記(a) ii. <u>を適用するほか、耐震重要度分類の異な</u>		
	なる施設がそれを支持する	なる施設がそれを支持する		が、 III 展里安度分類の異なる る施設を支持する建物・構		
	建物・構築物の変形等に対	建物・構築物の変形等に対		<u>る肥設を又持りる建物・構</u> 築物が、変形等に対してそ		
	して、その支持機能を損な	して、その支持機能を損な		<u>条物</u> が、 <u>変形等に対してて</u> の支持機能を損なわないも		
	わないものとする。	わないものとする。		のとする。		
	当該施設を支持する建	当該施設を支持する建		<u>なお</u> , 当該施設を支持す		
	物・構築物の支持機能が維	物・構築物の支持機能が維		る建物・構築物の支持機能		
	持されることを確認する際			が損なわれないことを確認		
	いられてのことではありのは	17 これでの ここでは 11年 117 日 177		1/1月は474UはV' <u>ここを唯認</u>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	安水事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	の地震動は,支持される施	の地震動は,支持される施		する際の地震動は,支持さ				
	設に適用される地震動とす	設に適用される地震動とす		れる施設に適用される地震				
	る。	る。		動とする。 ⑥ r				
	【5条45】	6 r 【5条45】						
	ニ. 建物・構築物の保有水	ニ. 建物・構築物の保有水		(d) 建物・構築物の保有水	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)		
	平耐力(へ.及びト.に記載	平耐力(へ.及びト.に記載		<u>平耐力 (</u> (e) <u>及び</u> (f) <u>に記載</u>	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計		
	のものを除く。)	のものを除く。)		のものを除く。)				
	建物・構築物については,	建物・構築物については,		建物・構築物については,				
	当該建物・構築物の保有水	当該建物・構築物の保有水		当該建物・構築物の保有水				
	平耐力が必要保有水平耐力	平耐力が必要保有水平耐力		平耐力が必要保有水平耐力				
	に対して耐震重要度分類に	に対して耐震重要度分類に		に対して耐震重要度分類に				
	応じた安全余裕を有してい	応じた安全余裕を有してい		<u>応じた</u> 妥当な <u>安全余裕を有</u>				
	るものとする。	るものとする。		<u>している</u> ことを確認する。				
	【5条46】	⑥s 【5条 46】		6 s				
					20.66-20.21 × 60.26.0			
		ホ. 気密性, 止水性, 遮蔽			設備設計の明確化	同上		
	性, 通水機能, 貯水機能を考慮する施設	性, 通水機能, 貯水機能を考慮する施設			(通水, 貯水機能を考慮す			
	應りる施設 構造強度の確保に加えて	思りる旭設 構造強度の確保に加えて			る施設があるため、その耐			
	気密性、止水性、遮蔽性、通	気密性, 止水性, 遮蔽性, 通			震設計について明確化した)			
	水機能、貯水機能が必要な	水機能、貯水機能が必要な			72)			
	建物・構築物については、そ	建物・構築物については、そ						
	の機能を維持できる許容限	の機能を維持できる許容限						
	界を適切に設定するものと	界を適切に設定するものと						
	する。	する。						
	【5条47】	6 【5条47】						
		<u> </u>						
	へ. 屋外重要土木構造物	へ. 屋外重要土木構造物		(e) 屋外重要土木構造物	同趣旨の記載であるが、表	同上		
	(イ) 静的地震力との組合	(イ) 静的地震力との組合		i.静的地震力との組合せ	現の違いによる差異あり	. , _		
	せに対する許容限界	せに対する許容限界		に対する許容限界				
	安全上適切と認められる	安全上適切と認められる		安全上適切と認められる				
	規格及び基準による許容応	規格及び基準による許容応		規格及び基準による許容値				
	力度を許容限界とする。	力度を許容限界とする。		を許容限界とする。				
	(ロ) 基準地震動による地	(ロ) 基準地震動 Ssによ		ii. 基準地震動Ssによる				
	震力との組合せに対する許	る地震力との組合せに対す		地震力との組合せに対する				
	容限界	る許容限界		許容限界				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車項との対比表

			要求事項との対比表し		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	構造部材の曲げについては 限界層間変形角,許容応力 度等,構造部材の世ん断に ついてはせん断耐力,許容 応力度に対して,妥当なを 全余裕を持たせることとす る。 3 次元静的材料非線形解 析により評価を行うもる 場合は、構造物の要求機能 に応じた許容値に対しる な安全余裕を持たせること とする。 【5条48】	構造部材の曲げについては限界を作成である。 構造部材の曲げについては限界を作曲が表別では、限界の世のでは、構造地の側でである。 おな安全会がでする。 お次元静的材料非線形解がまる。 お次元静的がは、一部であるが、では、大きなでは、、本ででは、大きなでは、できるがです。 は、大きなが、できるが、できるでは、大きなでは、できるでは、大きなでは、大きなでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、な	ΨX.	構造部材の曲げについて は限界層間変形角,許容応 力度等,構造部材のせん断 についてはせん断耐力,許 容応力度等に対して,妥当 な安全余裕を持たせること とする。3次元静的材料非 線形解析により評価を行う もの等,ひずみを許容値と する場合は,構造物の要求 機能に応じた許容値に対し 妥当な安全余裕を持たせる こととする。 ⑥t	人の金件队日 万利 C V 利比	
	ト. その他の土木構造物 安全上適切と認められる 規格及び基準による許容応 力度を許容限界とする。 【5条49】	ト. その他の土木構造物 安全上適切と認められる 規格及び基準による許容応 力度を許容限界とする。 ⑥u 【5条49】		(f) その他の土木構造物 安全上適切と認められる 規格及び基準による許容値 を許容限界とする。 ⑥u	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 2.1.1 耐震設計
	(b) 機器・配管系 イ. S クラスの機器・配管系 (イ) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする(評価項目は応力等)。	(b) 機器・配管系((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの機器・配管系(イ) 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする(評価項目は応力等)。ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合		b.機器・配管系(c. に記載のものを除く。) (a) <u>Sクラスの機器・配管系</u> i. 弾性設計用地震動Saによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする(評価項目は応力等)。 ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合	設備設計の明確化 (動的機能の他,電気的機 能を発揮するものがあるた め具体的に記載した。) 追加要求事項に伴う差異 (荷重の組合せの考え方に ついては追加要求に該当す る。)	同上

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1文州	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1用 右
		せ(原子炉格納容器バウン		せ(原子炉格納容器バウン		
		ダリ及び非常用炉心冷却設		<u>ダリ</u> を構成する設備, <u>非常</u>		
		備等における長期的荷重と		用炉心冷却設備等における		
		の組合せを除く。)に対して		長期的荷重との組合せを除		
		は、下記イ.(ロ)に示す許容		く。) に対しては, 下記 ii.		
		限界を適用する。		に示す許容限界を適用す		
	(ロ) 基準地震動による地	(ロ) 基準地震動 S s によ		<u>る。</u>		
	震力との組合せに対する許	る地震力との組合せに対す		ii. <u>基準地震動Ssによる</u>		
	容限界	る許容限界		地震力との組合せに対する		
	塑性ひずみが生じる場合	塑性ひずみが生じる場合		許容限界		
	であっても,その量が小さ	であっても、その量が小さ		塑性ひずみが生じる場合		
	なレベルにとどまって破断	なレベルにとどまって破断		であっても,その量が小さ		
	延性限界に十分な余裕を有	延性限界に十分な余裕を有		なレベルにとどまって破断		
	し、その施設に要求される	し、その施設に要求される		延性限界に十分な余裕を有		
	機能に影響を及ぼさないよ	機能に影響を及ぼさないよ		し,その施設に要求される		
	うに応力,荷重等を制限す	うに応力,荷重等を制限す		機能に影響を及ぼさないよ		
	る値を許容限界とする。	る値を許容限界とする。		うに応力,荷重等を制限す		
	また、地震時又は地震後	また, 地震時又は地震後		る値を許容限界とする。		
	に動的機能又は電気的機能	に動的機能又は電気的機能		また,地震時又は地震後		
	が要求される機器について	が要求される機器について		に動的機能が要求される機		
	は,基準地震動による応答	は、基準地震動Ssによる		器等については、基準地震		
	に対して,実証試験等によ	応答に対して,実証試験等		動Ssによる応答に対し		
	り確認されている機能確認	により確認されている機能		て, 実証試験等により確認		
	済加速度等を許容限界とす	確認済加速度等を許容限界		されている機能確認済加速		
	る。	とする。		度等を許容限界とする。		
	【5条50】	⑥v 【5条 50】		⑥v		
		ハ. Bクラス及び C クラス		(b) <u>Bクラス及びCクラス</u>	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
	の機器・配管系	の機器・配管系		の機器・配管系	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	応答が全体的におおむね	応答が全体的におおむね		応答が全体的におおむね		
	弾性状態にとどまることと	弾性状態にとどまることと		弾性状態にとどまることと		
	する(評価項目は応力等)。	する(評価項目は応力等)。		する (評価項目は応力等)。		
	【5条51】	⑥w 【5条 51】		⑥w		
	ハーチョンウェギュカラ	ー チャンウルギッカラ		() 1, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	回極にの割井ペナフボーナ	
	ハ. チャンネルボックス チャンネルボックスは,	ニ. チャンネルボックス チャンネルボックスは,		(c) <u>チャンネルボックス</u>	同趣旨の記載であるが、表現の書いたとの意思を	同上
				地震時に作用する荷重に	現の違いによる差異あり	
	地震時に作用する荷重に対	地辰时にTF用りる何里に为		対して,燃料集合体の冷却		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

条色: 設直変更計可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			安水争頃との対比衣り			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	して、燃料集合体の原子炉	して、燃料集合体の原子炉	<u> </u>	材流路を維持できること及	次の基本版計分割での利品	
	冷却材流路を維持できるこ	冷却材流路を維持できるこ				
	と及び過大な変形や破損を	と及び過大な変形や破損を		び過大な変形や破損を生じ		
	生ずることにより制御棒の	生ずることにより制御棒の		ることにより制御棒の挿入		
		_ /		が阻害されることがないこ		
	挿入が阻害されないものと	挿入が阻害されないものと		とを確認する。⑥x		
	する。	する。				
	【5条52】	⑥x 【5条 52】				
		本. 燃料被覆管		(d) 燃料被覆管	同趣旨の記載であるが、表	 原子炉冷却系統施設(共通)
		炉心内の燃料被覆管の放		デルカの燃料被覆管の放 があるが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		射性物質の閉じ込めの機能		射性物質の閉じ込めの機能	追加要求事項に伴う差異	
		についての許容限界は,以		についての許容限界は,以	(燃料被覆材の耐震性につ	
		下のとおりとする。		下のとおりとする。	いては追加要求に該当す	
		(イ) 弾性設計用地震動 S		i. 弹性設計用地震動 S d	る。)	
		dによる地震力又は静的地		による地震力又は静的地震	307	
		震力との組合せに対する許		力との組合せに対する許容		
		容限界		限界		
		応答が全体的におおむね		<u>応が</u>		
		弾性状態にとどまることと		<u> </u>		
		する。		する。		
		(ロ) 基準地震動 Ssによ		<u>する。</u> ii . 基準地震動Ssによる		
		る地震力との組合せに対す		地震力との組合せに対する		
		る許容限界				
		型性ひずみが生じる場合 対性のずみが生じる場合		許容限界		
		であっても、その量が小さ		塑性ひずみが生じる場合		
		なレベルにとどまって破断		であっても、その量が小さ		
				なレベルにとどまって破断		
		延性限界に十分な余裕を有		延性限界に十分な余裕を有		
		し、放射性物質の閉じ込め		し、放射性物質の閉じ込め		
		の機能に影響を及ぼさない		の機能に影響を及ぼさない		
		こととする。		<u>こととする。</u> ⑥y®b		
		⑥y⑧b 【5 条 53】				
	ニ. 主蒸気逃がし安全弁	へ. 主蒸気逃がし安全弁			設備設計の明確化	同上
	排気管及び主蒸気系(主蒸	排気管及び主蒸気系(主蒸			(JEAG4601-1984	
	気第二隔離弁から主蒸気止	気第二隔離弁から主蒸気止			への適合性を明確化するた	
	め弁まで)	め弁まで)			め記載している。)	
	主蒸気逃がし安全弁排気	主蒸気逃がし安全弁排気			-> 40-30	
	エぶんだ。 しタエガ 野人	ユニスというスエガガス		<u> </u>	l	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

14.45° ++ 34.40 D.1	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/+++ y
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	管は基準地震動に対して,	管は基準地震動Ssに対し				
	主蒸気系(主蒸気第二隔離	て, 主蒸気系(主蒸気第二隔				
	弁から主蒸気止め弁まで)	離弁から主蒸気止め弁ま				
	は弾性設計用地震動に対し	で)は弾性設計用地震動S				
	てイ.(ロ)に示す許容限界	d に対してイ.(ロ)に示す				
	を適用する。	許容限界を適用する。				
	【5条54】	⑥ 【5条 54】				
		(c) 津波防護施設,浸水防		c. 津波防護施設, 浸水防止	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
		止設備及び津波監視設備並		設備及び津波監視設備並び	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		びに浸水防止設備が設置さ		に浸水防止設備が設置され	追加要求事項に伴う差異	
		れた建物・構築物		た建物・構築物	(津波防護施設,浸水防止	
		津波防護施設及び浸水防		津波防護施設及び浸水防	設備及び津波監視設備並び	
		止設備が設置された建物・		止設備が設置された建物・	に浸水防止設備が設置され	
		構築物については, 当該施		構築物については, 当該施	た建物・構築物については	
		設及び建物・構築物が構造		設及び建物・構築物が構造	追加要求事項に該当する。)	
		物全体としての変形能力		物全体としての変形能力		
		(終局耐力時の変形) 及び		(終局耐力時の変形)につ		
		安定性について十分な余裕		いて十分な余裕を有すると		
		を有するとともに、その施		ともに, その施設に要求さ		
		設に要求される機能(津波		れる機能(津波防護機能及		
		防護機能及び浸水防止機		び浸水防止機能)が保持で		
		能)が保持できるものとす		きることを確認する(評価		
		る(評価項目はせん断ひず		項目はせん断ひずみ, 応力		
		み, 応力等)。		等)。		
		浸水防止設備及び津波監		浸水防止設備及び津波監		
		視設備については,その設		視設備については, その設		
		備に要求される機能(浸水		備に要求される機能(浸水		
		防止機能及び津波監視機		防止機能及び津波監視機		
		能) が保持できるものとす		能)が保持できることを確		
		る。		認 <u>する。⑥</u> z		
		⑥z 【5条55】				
				d. 基礎地盤の支持性能 ②		
				(a) Sクラスの建物・構築		
				物及びSクラスの機器・配		
				管系(津波防護施設,浸水防		
				止設備及び津波監視設備を		

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州 圣中 观别 一种 似	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	NH 47
				除く。)の基礎地盤		
				i. 弾性設計用地震動 S d		
				による地震力又は静的地震		
				力との組合せに対する許容		
				限界		
				接地圧に対して、安全上		
				適切と認められる規格,基		
				準等による地盤の短期許容		
				支持力度を許容限界とす		
				る。		
				ii. 基準地震動Ssによる		
				地震力との組合せに対する		
				許容限界		
				接地圧が、安全上適切と		
				認められる規格、基準等に		
				よる地盤の極限支持力度に		
				対して妥当な余裕を有する		
				ことを確認する。		
				(b) 屋外重要土木構造物,		
				津波防護施設,浸水防止設		
				備及び津波監視設備並びに		
				浸水防止設備が設置された		
				建物・構築物の基礎地盤		
				i. 基準地震動Ssによる		
				地震力との組合せに対する		
				許容限界		
				(c) Bクラス及びCクラ		
				スの建物・構築物, Bクラス		
				及びCクラスの機器・配管		
				系並びにその他の土木構造		
				物の基礎地盤		
				上記 (a) i. による許容		
			f. <u>耐震重要施設は</u> ,耐震重	支持力度を許容限界とす		
			要度分類の下位のクラスに	る。		
			属する施設の波及的影響に			
		(5) 設計における留意事	よって、その安全機能を損	1.4.1.5 設計における留意	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
		項	なわないように設計する。	事項	(波及的影響を防止するた	2.1.1 耐震設計
	1	1 **	<u>87-81</u> 6 7 (2 <u>BAH</u> / 80	<u> </u>	(WW61W) = C MT) 01C	1. 1 INT/DX BV B1

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

条色: 設直変更計可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安小事項との別れなる	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則 • 解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文		及び基本設計方針との対比	備考
	各个队们/J到(向)	a. 波及的影響	③f 波及的影響の評価に当	耐震重要施設は, 耐震重	め、設備設計を運用で担保	
		耐震重要施設(以下「上位	たっては、敷地全体を俯瞰	要度分類の下位のクラスに	する事項を明確化。また、上	
		クラス施設」という。) は,	した調査・検討を行い,事象	属する施設(以下「下位クラ	位クラス, 下位クラスの定	
		下位クラス施設の波及的影	選定及び影響評価を行う。	ス施設」という。)の波及的	義を明記した。)	
		響によって, その安全機能	なお、影響評価においては、	影響によって、その安全機	追加要求事項に伴う差異	
		を損なわない設計とする。	耐震重要施設の設計に用い	能を損なわないように設計	(下位クラスの波及的影響	
		波及的影響については,	る地震動又は地震力を適用	する。	については追加要求事項に	
		耐震重要施設の設計に用い	する。② (③h, ⑦a 重複)	波及的影響については,	該当する。以下, 波及的影響	
		る地震動又は地震力を適用		耐震重要施設の設計に用い	に関する基本設計方針につ	
		して評価を行う。なお,地震		る地震動又は地震力を適用	いて同じ。)	
		動又は地震力の選定に当た		して評価を行う。なお,地震		
		っては,施設の配置状況,使		動又は地震力の選定に当た		
		用時間等を踏まえて適切に		っては,施設の配置状況,使		
		設定する。また,波及的影響		用時間等を踏まえて適切に		
		においては水平 2 方向及び		設定する。また,波及的影響		
		鉛直方向の地震力が同時に		においては水平2方向及び		
		作用する場合に影響を及ぼ		鉛直方向の地震力が同時に		
		す可能性のある施設, 設備		作用する場合に影響を及ぼ		
		を選定し評価する。		<u>す可能性のある施設</u> 及び <u>設</u>		
		波及的影響の評価に当た		備を選定し評価する。		
		っては、敷地全体を俯瞰し		波及的影響の評価に当た		
		た調査・検討等を行う。		<u>っては,</u> 以下(1)~(4)をも		
		ここで,下位クラス施設		とに、敷地全体を俯瞰した		
		とは,上位クラス施設以外		調査・検討を行い、耐震重要		
		の発電所内にある施設(資		施設の安全機能への影響が		
		機材等含む。)をいう。		ないことを確認する。		
		波及的影響を防止するよ		なお,原子力発電所の地		
		う現場を維持するため、機		震被害情報をもとに,以下		
		器設置時の配慮事項等を保		(1)~(4)以外に検討すべき		
		安規定に定めて管理する。		事項がないかを確認し, <u>新</u>		
		耐震重要施設に対する波		たな検討事項が抽出された		
		及的影響については、以下		場合には、その観点を追加		
		に示す(a)~(d)の 4 つの事		<u>する。</u>		
		項から検討を行う。		3h7a		
		なお、原子力発電所の地				
		震被害情報等から新たに検				
		討すべき事項が抽出された				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則 • 解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	E. I BY H. 1/2 N. (114)	場合には、これを追加する。	1125	BW17 E 797	7,0 ab par 7,0 b	
		③h⑦a 【5条56】				
		(a) 設置地盤及び地震応		(1) 設置地盤及び地震応答	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
		答性状の相違等に起因する		性状の相違等に起因する不	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		不等沈下又は相対変位によ		等沈下又は相対変位による	500年(による圧突の)	2. 1. 1 IIII /IX BX II
		る影響		影響		
		イ. 不等沈下		 		
		耐震重要施設の設計に用		耐震重要施設の設計に用		
		いる地震動又は地震力に対		いる地震動又は地震力に対		
		して、不等沈下による耐震		して不等沈下により、耐震		
		重要施設の安全機能への影		重要施設の安全機能へ影響		
		響。		がないことを確認する。		
		口. 相対変位		b. 相対変位		
		耐震重要施設の設計に用		M震重要施設の設計に用		
		いる地震動又は地震力に対		いる地震動又は地震力によ		
		して、下位クラス施設と耐		る下位クラス施設と耐震重		
		震重要施設の相対変位によ		要施設の相対変位により、		
		る耐震重要施設の安全機能		安心説の作材気位により、		
		への影響。		影響がないことを確認す		
		③i⑦b 【5条57】		<u>家</u> 書かないことを確認する。3i7b		
		0100 to x 311		<u>್ಮ </u>		
		(b) 耐震重要施設と下位		(2) 耐震重要施設と下位ク	同趣旨の記載であるが、表	 原子炉冷却系統施設(共通)
		クラス施設との接続部にお		ラス施設との接続部におけ	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		ける相互影響		る相互影響	元の選べによる左兵のう	2.1.1 01/12/12/17
		耐震重要施設の設計に用		耐震重要施設の設計に用		
		いる地震動又は地震力に対		いる地震動又は地震力に対		
		して、耐震重要施設に接続		して、耐震重要施設に接続		
		する下位クラス施設の損傷		する下位クラス施設の損傷		
		による耐震重要施設の安全		により、耐震重要施設の安		
		機能への影響。		全機能へ影響がないことを		
		③j(7)c 【5条58】		<u>主機能、影響</u> がないことを 確認する <u>。</u> ③j⑦c		
		6700 to × 001		中国PIC 7 'A' <u>。 少りい</u> し		
		(c) 建屋内における下位		 (3) 建屋内における下位ク	同趣旨の記載であるが、表	
		クラス施設の損傷,転倒,落		ラス施設の損傷,転倒,落下	現の違いによる差異あり	151
		下等による耐震重要施設へ		等による耐震重要施設への	シルン屋でによる圧光のリ	
		の影響		影響		
		*/ か 音		<u>於管</u>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		設工認申請書	要水争頃との対比表 b 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	m. I.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		耐震重要施設の設計に用		耐震重要施設の設計に用		
		いる地震動又は地震力に対		いる地震動又は地震力に対		
		して, 建屋内の下位クラス		して, 建屋内の下位クラス		
		施設の損傷, 転倒, 落下等に		施設の損傷, 転倒, 落下等に		
		よる耐震重要施設の安全機		より, 耐震重要施設の安全		
		能への影響。		機能へ影響がないことを確		
		③k⑦d 【5条 59】		認する <u>。</u> ③k⑦d		
		(d) 建屋外における下位		(4) 建屋外における下位ク	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
		クラス施設の損傷, 転倒, 落		ラス施設の損傷, 転倒, 落下	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		下等による耐震重要施設へ		等による耐震重要施設への		
		の影響		影響		
		耐震重要施設の設計に用		a. <u>耐震重要施設の設計に</u>		
		いる地震動又は地震力に対		用いる地震動又は地震力に		
		して, 建屋外の下位クラス		対して, 施設の設置地盤及		
		施設の損傷,転倒,落下等に		び周辺地盤の液状化による		
		よる耐震重要施設の安全機		影響を考慮した上で,建屋		
		能への影響。		外の下位クラス施設の損		
		③1 ⑦ e 【5条60】		傷, 転倒, 落下等により, 耐		
				震重要施設の安全機能へ影		
				響がないことを確認する。		
				317e		
		b. 主要施設への地下水の	g. 設計基準対象施設は, <u>防</u>			
		影響	潮堤下部の地盤改良等によ			
		防潮堤下部の地盤改良等	り地下水の流れが遮断され		設備設計の明確化	同上
		により山から海に向かう地	敷地内の地下水位が地表面		(地下水位による耐震性へ	
		下水の流れが遮断され、敷	付近まで上昇するおそれが		の影響が生じうる建屋範囲	
		地内の地下水位が地表面付	あることを踏まえ,地下水		を明確化。地下水位低下設	
		近まで上昇するおそれがあ	位を一定の範囲に保持する		備の設置目的(揚圧力・液状	
		ることを踏まえ、原子炉建	地下水位低下設備を設置		化影響低減)と設置するエ	
		屋,制御建屋及び第3号機海	し、同設備の効果が及ぶ範		リア,各エリア2系統設置す	
		水熱交換器建屋に作用する	囲においては、その機能を		る方針を明確化。また、地下	
		揚圧力の低減及び周辺の土	考慮した設計用地下水位を		水位は下設備の効果が及ぶ	
		木構造物等に生じる液状化	設定し水圧の影響を考慮す		範囲が 0. P. +14. 8m 盤である	
		影響の低減を目的とし、地下水位な一家の笹田に保持	<u>る。</u> 地工と片瓜工乳港の効用		ことを明惟化。) ・	
		下水位を一定の範囲に保持	地下水位低下設備の効果		追加要求事項に伴う差異	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車値との対比素

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基 平	本本設計方針(後) するために、原子炉建屋・制	本文 が及ばない範囲において	添付書類八	及び基本設計方針との対比 (地下水位低下設備の要求	
		御建屋エリア及び第3号機	は、自然水位より保守的に		は追加要求に該当)	
		海水熱交換器建屋エリアに			は坦加安水に該当)	
		地下水位低下設備を各エリ	設定した水位又は地表面に			
		ア2系統設置する。	て設計用地下水位を設定し 水圧の影響を考慮する。③m			
		耐震評価において,地下	水圧の影響を考慮する。 (3m)			
		水位の影響を受ける施設及				
		びアクセスルートについ				
		て、地下水位低下設備の効				
		果が及ぶ範囲 (0. P. +14. 8m				
		盤)においては、その機能を				
		考慮した設計用地下水位を				
		設定し水圧の影響を考慮す				
		る。なお、地下水位低下設備				
		の効果が及ばない範囲にお				
		いては、自然水位より保守				
		的に設定した水位又は地表				
		面にて設計用地下水位を設				
		定し水圧の影響を考慮す				
		3.				
		③m 【5条61】				③m 引用元: P48
		地下水位低下設備は、ド			設備設計の明確化	 原子炉冷却系統施設(共
		レーン、接続桝、揚水井戸、			(地下水位低下設備の設計	2.1.1 耐震設計
		蓋, 揚水ポンプ, 配管, 水位			方針について明確化)	a. 1. 1 101/3CBCH1
		計,制御盤,電源(非常用デ			追加要求事項に伴う差異	
		ィーゼル発電機),電源盤及			(地下水位低下設備の要求	
		び電路により系統を構成す			は追加要求に該当)	
		る。				
		③n 【5条66】				③n 引用元: P66
		地下水位低下設備は、ド			設備設計の明確化	同上
		レーン及び接続桝により揚			(地下水位低下設備の設計	
		水井戸に地下水を集水し,			方針(設置する設備とその	
		揚水ポンプ (容量 375m³/h/			仕様)について明確化)	
		個, 揚程 52m, 原動機出力			追加要求事項に伴う差異	
		110kW/個) により, 揚水ポン			(地下水位低下設備の要求	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後) プに接続された配管を通し	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比 は追加要求に該当)	
		て地下水を屋外排水路へ排			は近加安米に該当り	
		水する。				
		揚水ポンプは、地下水の				
		最大流入量を排水可能な容				
		量を有する設計とし、設備				
		の信頼性向上のため 100%				
		容量のポンプを 1 系統当た				
		り 2 個 (計 8 個) 設置し,集				
		水した地下水を排水できる				
		設計とする。				
		③ 【5条67】				
		地下水位低下設備は,1系			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
		統当たり3個(計12個)設			(地下水位低下設備の設計	2.1.1 耐震設計
		置した水位計からの水位信			方針(設置する設備とその	2. 1. 1 101/1/2/1/2/1/
		号を用いて, 2 out of 3 論			仕様)について明確化)	
		理により揚水ポンプの自動			追加要求事項に伴う差異	
		起動及び自動停止を行うこ			(地下水位低下設備の要求	
		とで、揚水井戸の水位を自			は追加要求に該当)	
		動で制御できる設計とす				
		る。また,各系統の水位を,				
		原子炉建屋及び中央制御室				
		に設置した制御盤から監視				
		可能な設計とする。水位や				
		設備の異常時には,これら				
		を確実に検出して自動的に				
		中央制御室に警報(水位低				
		又は高,水位高高,電源喪				
		失, 揚水ポンプ故障) を発信				
		する装置を設けるととも				
		に,表示ランプの点灯,ブザ				
		一鳴動により運転員に通報				
		できる設計とする。				
		制御盤は,2系統の独立し				
		た設備を1系統当たり現場				
		及び中央制御室に 1 面ずつ				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		T	安水争頃との対比衣		1	1
技術基準規則 • 解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
2011-12-1-73203-731-1-7	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	D113 3
		設置し,原子炉建屋・制御建				
		屋エリア及び第 3 号機海水				
		熱交換器建屋エリアのそれ				
		ぞれ1系統の設備ごとに,監				
		視・制御可能な設計とする。				
		③ 【5条68】				
		地下水位低下設備は,電			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
		源盤 (容量 296kVA),及び電			(地下水位低下設備の設計	2.1.1 耐震設計
		路を設置し、非常用交流電			方針(設置する設備とその	
		源設備である非常用ディー			仕様) について明確化)	
		ゼル発電機から設備に必要			追加要求事項に伴う差異	
		な電力を供給できる設計と			(地下水位低下設備の要求	
		する。			は追加要求に該当)	
		電源盤は、2系統の独立し			(8) 是加及外(6) [8]	
		た設備を1系統当たり1面				
		ずつ設置し、原子炉建屋・制				
		御建屋エリア及び第3号機				
		海水熱交器建屋エリアのそ				
		れぞれ1系統の設備ごとに				
		電力を供給できる設計とす				
		電力を 内相 くさ る以前 と y る。				
		3 【5条69】				
		[5 条 69]				
		揚水ポンプ,配管及び水			ラル (共会ル会)。 の ロロフタ (1)。	
					設備設計の明確化	同上
		位計は揚水井戸内に設置			(地下水位低下設備の設計	
		し、揚水井戸により支持するよりまた。			方針(設置する設備とその	
		るとともに、揚水井戸上部			仕様)について明確化)	
		に蓋を設置することで、外			追加要求事項に伴う差異	
		部事象の影響を受けない設			(地下水位低下設備の要求	
		計とする。			は追加要求に該当)	
		③ 【5条70】				
		地下水位低下設備は、地			設備設計の明確化	同上
		震時及び地震後を含む,原			(設置許可基準12条2項へ	
		子力発電所の供用期間の全			の適合性を明記)	
		ての状態 (通常運転時 (起動			追加要求事項に伴う差異	
	•				•	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

 様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

<関連する資料>

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	22.1 BXH123.21 (114)	時, 停止時含む), 運転時の	17.7	130017 E 7557	(地下水位低下設備の要求	
		異常な過渡変化時, 設計基			は追加要求に該当)	
		準事故時及び重大事故等			10.2.74 \$ 1,11 = 1,11	
		時)において機能維持を可				
		能とするため、基準地震動				
		Ssによる地震力に対して				
		機能維持する設計とする。				
		また、「実用発電用原子炉				
		及びその附属施設の位置、				
		構造及び設備の基準に関す				
		る規則」第十二条第2項に基				
		づき、地下水位低下設備を				
		設置する原子炉建屋・制御				
		建屋エリア及び第 3 号機海				
		水熱交換器建屋エリアの各				
		エリアで, 多重性及び独立				
		性を備える設計とするとと				
		もに、外部事象等による機				
		能喪失要因に対し機能維持				
		する設計とする。				
		さらに、プラント供用期				
		間中において発生を想定す				
		る大規模損壊時の対応も考				
		慮する。				
		③o③p 【5条62】				③o③p 引用元:P65
		地下水位低下設備の機能			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
		喪失が発生した場合を想定			(地下水位低下設備機能喪	2.1.1 耐震設計
		し、復旧措置に必要な資機			失時の対応方針を明記)	
		材として,原子炉建屋・制御			追加要求事項に伴う差異	
		建屋エリア及び第 3 号機海			(地下水位低下設備の要求	
		水熱交換器建屋エリアにお			は追加要求に該当)	
		ける全ての地下水位低下設				
		備の機能喪失を考慮し,予				
		備品及び可搬ポンプ(個数				
		3, 容量 114m³/h/個 (計				
		342m³/h))を搭載した可搬ポ				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車項との対比表

			要求事項との対比表し		•	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		ンプユニット (個数 2) を配				
		備する。				
		③ 【5条71】				
		予備品は、復旧措置にあ			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設 (共通)
		たり機器の交換が必要な場			(地下水位低下設備機能喪	2.1.1 耐震設計
		合に備え,各エリアを1系統			失時の対応方針を明記)	
		復旧できる数量を配備す			追加要求事項に伴う差異	
		る。			(地下水位低下設備の要求	
		③ 【5条72】			は追加要求に該当)	
		可搬ポンプユニットは,			設備設計の明確化	同上
		各エリアの排水機能の維持			(地下水位低下設備機能喪	
		を可能とする配備数とし,			失時の対応方針を明記)	
		高台の堅固な地盤に外部事			追加要求事項に伴う差異	
		象を考慮して分散配置す			(地下水位低下設備の要求	
		る。			は追加要求に該当)	
		③ 【5条73】				
		地下水位低下設備は、保			設備設計の明確化	同上
		安規定において運転上の制			(地下水位低下設備機能喪	
		限を設定し、地下水位を一			失時の対応方針を明記)	
		定の範囲に保持できない場			追加要求事項に伴う差異	
		合又はそのおそれがある場			(地下水位低下設備の要求	
		合には、可搬ポンプユニッ			は追加要求に該当)	
		トによる水位低下措置を速				
		やかに開始するとともに,				
		原子炉を停止する。				
		また、地下水位低下設備				
		の復旧措置に的確かつ柔軟				
		に対処できるように,復旧 措置に係る資機材の配備,				
		指直に係る質機材の配偏, 手順書及び体制の整備並び				
		子順音及び体制の登備並び に教育訓練の実施方針を自				
		然災害発生時等の体制の整				
		備として、保安規定に定め				
		た上で、社内規定に定める。				
		た上く、在FI死足に足のる。				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

条色: 故画変更計可と基本改訂方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料 >
・様式-1 への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

T	Ant Ant L. A.L La	C.H. and Cape 11 and the site	安水争項との対比衣・	an mi ala di ada da	30 m 36 17 /19 45 W/ 19 5 1	1
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	坐/中队时/751 (四/	③q 【5条63】	TA		人の基本版前分割での利品	③q 引用元:P66
						@q 3////22 · 1 00
		地下水位低下設備の機能			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
		喪失を想定しても、地震時			(地下水位低下設備機能喪	2.1.1 耐震設計
		の液状化に伴う地中埋設構			失時の対応方針を明記)	
		造物の浮上りに対して、ア			追加要求事項に伴う差異	
		クセスルートの通行性を外			(地下水位低下設備の要求	
		部からの支援が可能となる			は追加要求に該当)	
		までの一定期間確保すると			10.2.74 \$ 1,11 = 1,11	
		ともに、アクセスルートの				
		通行性に影響を与える場合				
		は対策を講ずる設計とす				
		る。				
		③ 【5条74】				
		地下水位低下設備で汲み			数計の差異	
		上げた地下水は屋外排水路			(地下水位低下設備に上り	
		を通じて O. P. +14.8m 盤から			汲み上げられた地下水は	
		海へ自然流下により排水さ			屋外排水路の耐震化された	
		れるが、排水をより確実な			節用を通じて () P +14 8m 般	
		ものとするため、敷地側集			から海へ排水される)	
		水ピット(北側)についても			追加要求事項に伴う差異	
		基準地震動 Ss に対し機能維			(屋外排水路の要求は追加	
		持させる設計とする。③【5			要求に該当)	
		条 75】【50条 81】			安水に映画/	
		来 73】 [30 来 61]				
3 耐震重要施設が設置許		2.1.2 地震による周辺斜		b. 耐震重要施設の設計に	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
3 順展里安施設が設直計 可基準規則第四条第三項の		面の崩壊に対する設計方針		用いる地震動又は地震力に	現の違いによる差異あり	原子炉行却系統施設(共通) 2.1.2 地震による周辺斜面
中 基 年 規 則 弟 四 呆 弟 三 項 の 日 地 震 に よ り 生 ず る 斜 面 の 崩		耐震重要施設について		対して、耐震重要施設の周	追加要求事項に伴う差異	2.1.2 地展による同辺斜面 の崩壊に対する設計方針
地長により生り る料画の朋 壊によりその安全性が損な		は、基準地震動Ssによる		図斜面が崩壊しないことを 対象を表現しないことを	近加安水争頃に作り定典 (地盤に関する要求は追加	▽/別例(□N) り ○ □ □ □ □ □ □ □ □
級によりての安全性が損な われるおそれがないよう、		地震力により周辺斜面の崩		22 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	要求事項に該当)	
われるねてれかないよう、 防護措置その他の適切な措		壊の影響がないことが確認		1年前9000 ♥(世里後)	女小尹はに該ヨリ	
防護指直での他の適切な指 置を講じなければならな		された場所に設置する。		なお,上記(1)~(4)の検		
<u> </u> 単 と		CAUC物がに取担する。		なわ, 上記(1)~(4)の検	l	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

条色: 設直変更計可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++-分字:甘、淮-+日日山 - 477年日	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1佣 与
٧٠。 <u>1</u>		① 【5条64】		討に当たっては, 溢水及び		①引用元: P2
【解釈】				火災の観点からも波及的影		
4 第3項の規定は、設置許		使用済燃料を貯蔵する兼		響がないことを確認する。	基準要求への適合性を明確	核燃料物質の取扱施設及び
可基準規則第4条第4項の		用キャスクは保有しない。		上記の観点で検討した波	化	貯蔵施設
規定に基づき設置許可で確		⑨ 【5条65】		及的影響を考慮する施設	兼用キャスクの要求に対し	2.1 燃料貯蔵設備の基本方
認した設計方針に基づき、				を, 第1.4.1-1 表中に「波	ては、当該設備を保有しな	針
設置許可基準規則第4条第				及的影響を考慮すべき施	い旨を記載	
3項の地震により斜面の崩				設」として記載する。 💠	追加要求事項に伴う差異	
壊が生じるおそれがある場						
合には、耐震重要施設の安						
全性を損なわないよう、敷						
地内土木工作物による斜面						
の保持等の措置を講ずるこ						
と及びその機能を維持して						
いることをいう。①						
4 炉心内の燃料被覆材は、			h. 炉心内の燃料被覆材 (燃			
基準地震動による地震力に			料被覆管)の放射性物質の			
対して放射性物質の閉じ込			閉じ込めの機能について			
めの機能が損なわれるおそ			は、以下のとおり設計する。			
れがないように施設しなけ			弾性設計用地震動Sdに			
ればならない。8			よる地震力又は静的地震力			
【解釈】			のいずれか大きい方の地震			
5 第4項に規定する「基準			力に対して, 炉心内の燃料			
地震動による地震力に対し			被覆管の応答が全体的にお			
て放射性物質の閉じ込めの			おむね弾性状態にとどまる			
機能が損なわれるおそれが			ように設計する。			
ない」とは、通常運転時及び			基準地震動Ssによる地			
運転時の異常な過渡変化時			震力に対して、放射性物質			
に生じるそれぞれの荷重と			の閉じ込めの機能に影響を			
基準地震動による地震力を			及ぼさないように設計す			
組み合わせた荷重条件によ			る。② (⑥y, ⑧b 重複)			
り塑性ひずみが生じる場合						
であっても、その量が小さ				1.4.1.6 構造計画と配置計		
なレベルに留まって破断延				画		
性限界に十分な余裕を有				設計基準対象施設の構造		
し、放射性物質の閉じ込め				計画及び配置計画に際して		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7 : 前回提出時からの変更箇所 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

			要求事項との対比表し	紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)	との対比 : 前回提出時かり	の変更箇所
++ 45 + 2	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/共士
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
の機能に影響を及ぼさない				は,地震の影響が低減され		
ことをいう。⑧				るように考慮する。		
5 兼用キャスクは、設置許				建物・構築物は、原則とし		
可基準規則第四条第六項に				て剛構造とし、重要な建物・		
規定する地震力に対してそ				構築物は、地震力に対し十		
の安全性が損なわれるおそ				分な支持性能を有する地盤		
れがないように施設しなけ				に支持させる。剛構造とし		
ればならない。9				ない建物・構築物は, 剛構造		
【解釈】				と同等又はそれを上回る耐		
6 第5項の規定は、設置許				震安全性を確保する。		
可基準規則第4条第6項の				機器・配管系は,応答性状		
規定に基づき設置許可で確				を適切に評価し、適用する		
認した設計方針に基づき、				地震力に対して構造強度を		
兼用キャスクが、同項の地				有する設計とする。配置に		
震力に対し、施設の機能を				自由度のあるものは、耐震		
維持していること又は構造				上の観点からできる限り重		
強度を確保していることを				心位置を低くし、かつ、安定		
いう。 ⑨				性のよい据付け状態になる		
				よう配置する。		
6 兼用キャスクが設置許				また, 建物・構築物の建屋		
可基準規則第四条第七項の				間相対変位を考慮しても,		
地震により生ずる斜面の崩				建物・構築物及び機器・配管		
壊によりその安全性が損な				系の耐震安全性を確保する		
われるおそれがないよう、				設計とする。		
防護措置その他の適切な措				下位クラス施設は原則,		
置を講じなければならな				耐震重要施設に対して離隔		
ν _° 9				をとり配置する,又は基準		
【解釈】				地震動Ssに対し構造強度		
7 第6項の規定は、設置許				を保つようにし、耐震重要		
可基準規則第4条第7項の				施設の安全機能を損なわな		
規定に基づき設置許可で確				い設計とする。		
認した設計方針に基づき、				\$		
同項の斜面の崩壊が生じる				1.4.3 主要施設の耐震構造		
おそれがある場合には、兼				1.4.3.1 原子炉建屋		
用キャスクの安全性を損な				原子炉建屋は,中央部に		
わないよう、敷地内土木工				地上3階,地下3階で,平面		
作物による斜面の保持等の				が約 66m(南北方向)×約 53m		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
措置を講ずること及びその	<u> </u>	<u> </u>	4人	(東西方向)の原子炉建屋	及び基本設計方針との対比	
機能を維持していることを				原子炉棟があり、その周囲		
がう。9				に地上2階、地下3階の原		
(1), (9)				子炉建屋付属棟を配置した		
				鉄筋コンクリート造(一部		
				鉄骨鉄筋コンクリート造及		
				び鉄骨造)の建物である。原		
				子炉建屋原子炉棟と原子炉		
				建屋付属棟は、一体構造で		
				同一基礎版上に設置され,		
				本建屋の平面は外側で約		
				77m (南北方向) ×約 84m (東		
				西方向) である。最下階床面		
				からの高さは約59m で,地		
				上高さは約 36m である。		
				原子炉建屋原子炉棟中央部		
				には, 鋼製の原子炉格納容		
				器を囲む厚さ約2mの鉄筋		
				コンクリート造の生体遮蔽		
				壁があり, その外側に内部		
				ボックス壁及び原子炉建屋		
				付属棟の外側である外部ボ		
				ックス壁がある。		
				これらは,原子炉建屋の		
				主要な耐震壁を構成し、そ		
				れぞれ壁の間を強固な床板		
				で一体に連結しているの		
				で、全体として剛な構造と		
				なっている。		
				8		
				1.4.3.2 タービン建屋		
				タービン建屋は、地上2		
				階, 地下 2 階で, 平面が約 96		
				m (南北方向) ×約 58m (東		
				西方向)の鉄筋コンクリー		
				ト造(一部鉄骨鉄筋コンク		
				リート造及び鉄骨造)の建		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	T	T	要水事項との対比表し	1		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				物である。	240 01 1 241134 21 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
				建物の内部は、多くの遮		
				一		
				たがって十分な耐震性を有		
				する構造となっている。		
				(8)		
				1.4.3.3 制御建屋		
				制御建屋は,地上3階,地		
				下 2 階で, 平面が約 41m (南		
				北方向) ×約 40m (東西方向)		
				の鉄筋コンクリート造(一		
				部鉄骨造)の建物である。		
				部鉄有垣)の建物である。		
				· ·		
				1.4.3.4 防潮堤		
				防潮堤は、鋼管式鉛直壁		
				(一般部),鋼管式鉛直壁		
				(岩盤部)及び盛土堤防の		
				3種類の構造形式に区分さ		
				れ、敷地の前面に設置する。		
				鋼管式鉛直壁 (一般部)		
				は,延長約420m,直径2.2m		
				及び 2.5m の鋼管杭に天端		
				高さ 0.P.+29m*の鋼製遮水		
				壁を取り付け、周囲に背面		
				補強工(コンクリート)、セ		
				メント改良土、改良地盤及		
				び置換コンクリートを配置		
				した剛な構造物であり、鋼		
				管杭及び改良地盤を介して		
				砂岩, 頁岩, 砂岩頁岩互層で		
				ある荻の浜累層に着岩して		
				いる。		
				鋼管式鉛直壁 (岩盤部)		
				は, 延長約 260m, 直径 2.2m		
				及び 2.5m の鋼管杭に天端高		
				さ O.P.+29m の鋼製遮水壁		
				を取り付けた剛な構造物で		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	版工総甲語書 基本設計方針(前)	放上認中請者 基本設計方針(後)	設直計り中語者 本文	版直計刊中請者 添付書類八	設直計可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	金/下队日/75日(四/	金不吸用力到 (区)	T-A	あり、鋼管杭を介して砂岩、	人(全个队们为到已少为)	
				頁岩,砂岩頁岩互層である		
				荻の浜累層に着岩してい		
				る。		
				盛土堤防は,延長約 120m,		
				一 差上をある。 天端高さ 0.P. +29m のセメ		
				ント改良土で盛り立てた盛		
				土構造物であり、直接又は		
				改良地盤を介して砂岩、頁		
				岩、砂岩頁岩互層である荻		
				石, 砂石貝石互信 Cめる状 の浜累層に着岩している。		
				* 防潮堤の高さは, 平成		
				23 年 (2011 年) 東北		
				地方太平洋沖地震に		
				よる約1m の沈降を		
				考慮した表記とする。		
				写應した衣託とする。 ⑧		
				· ·		
				1.4.3.5 防潮壁		
				防潮壁は,鋼製遮水壁(鋼板),鋼製遮水壁(鋼桁),鋼		
				製扉及び鉄筋コンクリート		
				(RC) 遮水壁の4種類の		
				構造形式に区分され、2号		
				及び3号炉海水ポンプ室,		
				2号及び3号炉放水立坑並		
				びに3号炉海水熱交換器建		
				屋取水立坑に設置する。		
				対象の		
				ち,2号及び3号炉海水ポンプ室,2号及び3号炉放		
				水立坑に設置する防潮壁		
				は、フーチング上に設置するエエル領に、領になった。		
				るH形鋼に、鋼板をボルトで控令した構造物でなり		
				で接合した構造物であり、		
				フーチングと一体化した鋼		
				管杭を介して砂岩, 頁岩, 砂		
				岩頁岩互層である荻の浜累		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

条色: 故画変更計可と基本改訂方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

世/年/ 世/年/ 世/年/ 世/年/ 世/年/ 世/年/ 世/年/ 世/年/	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/ 世 本
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				層に着岩している。		
				鋼製遮水壁 (鋼桁) は,海		
				水ポンプ室及び地中構造物		
				を横断し、フーチング上に		
				設置した鉄筋コンクリート		
				(RC) 支柱に, 支承ゴムを		
				介して鋼桁を設置する構造		
				物であり、フーチングと一		
				体化した鋼管杭を介して砂		
				岩, 頁岩, 砂岩頁岩互層であ		
				る荻の浜累層に着岩してい		
				る。		
				鋼製扉は,フーチング上		
				に設置した鉄筋コンクリー		
				ト(RC)支柱と鋼製扉を,		
				扉取付部 (ヒンジ) により接		
				合した片開き式の構造物で		
				あり、フーチングと一体化		
				した鋼管杭を介して砂岩,		
				頁岩、砂岩頁岩互層である		
				荻の浜累層に着岩してい		
				る。		
				鉄筋コンクリート (RC)		
				遮水壁は, フーチングと鉄		
				筋コンクリート (RC) 壁を		
				一体とした剛な構造物であ		
				り、フーチングと一体化し		
				た鋼管杭を介して砂岩、頁		
				岩,砂岩頁岩互層である荻		
				の浜累層に着岩している。		
				8		
				1.4.3.6 原子炉格納容器		
				原子炉格納容器はドライ		
				ウェルとサプレッションチ		
				ェンバから構成しており,		
				ドライウェルは内径約 23m		
				の円筒殻の上に, 内径約 23m		
	l			-> 1 PI //X *> 工で, 「1 工作 J Z J III		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料>
・ 辞書-1~の展開書 (雑兄説明資料)

・様式-1〜の展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	T		安水争項との対比衣・			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	至个队门刀匠 (門)	至本以日乃町(仮)		の半球殻をつけた高さ約	及い基本取引力可との利比	
				37m の鋼製圧力容器であ		
				り、ベント管を介してサプ		
				レッションチェンバと接続		
				している。		
				半球殻上部付近にはシヤ		
				ラグを設けて、原子炉圧力		
				容器から原子炉格納容器に		
				伝えられる水平力及び原子		
				炉格納容器にかかる水平力		
				の一部を周囲の生体遮蔽壁		
				に伝える構造としている。		
				サプレッションチェンバ		
				は、円環形をしており、断面		
				(4, 13, 7) を して (30 9 , 6) 協 径約 9.4m, 円環部の中心径		
				約 38m の鋼製容器である。		
				(8) 8) 8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8		
				1.4.3.7 原子炉圧力容器		
				原子炉圧力容器は、内径		
				約5.6m, 高さ約22m, 質量は		
				原子炉圧力容器内部構造		
				物、内部冷却材及び燃料集		
				合体を含めて約 1,250t で		
				ある。		
				原子炉圧力容器は、底部		
				の鋼製スカートで支持さ		
				れ、スカートは鋼製円筒形		
				基礎にアンカボルトで接続		
				されている。原子炉圧力容		
				器は、容器外周に位置する		
				円筒状の原子炉遮蔽壁頂部		
				で原子炉圧力容器スタビラ		
				イザによって水平方向に支		
				持され、原子炉遮蔽壁の頂		
				部は原子炉格納容器スタビ		
				ライザによって原子炉格納		
				容器と結合する。原子炉圧		
	l					

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈基	設工認申請書 本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 <u>本文</u>	設置許可申請書 添付書類八 力容器スタビライザは地震 力に対し,原子炉圧力容器 の上部を水平方向に支持し	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				力に対し,原子炉圧力容器		
				の上部を水平方向に支持し		
				ている。		
				したがって,原子炉圧力		
				容器は、スカートで下端固		
				定,スタビライザで上部ピ		
				ン支持となっている。		
				8		
				1.4.3.8 原子炉圧力容器内		
				部構造物		
				炉心に作用する水平力		
				は,ステンレス鋼製の炉心		
				シュラウド及び炉心シュラ		
				ウド支持ロッドで支持す		
				る。炉心シュラウドは周囲		
				に炉心シュラウド支持ロッ		
				ドを設置した円筒形の構造		
				で、シュラウドサポートを		
				介して原子炉圧力容器の下		
				部に溶接する。		
				燃料集合体に作用する水		
				平力は、上部格子板及び炉		
				心支持板を通して炉心シュ		
				ラウドに伝える。燃料集合		
				体は、ジルカロイ製の細長		
				いチャンネルボックスに納		
				める。燃料棒は、燃料集合体		
				頂部及び底部のタイプレー		
				トで押さえられ、中間部も		
				スペーサによって押さえら		
				れるので過度の変形を生じ		
				ることはない。		
				気水分離器は、シュラウ		
				ドヘッドに取り付けられた		
				スタンドパイプに溶接す		
				る。蒸気乾燥器は,原子炉圧		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	加工和由註書	加工和由转击	安水争項との対比衣・	20. 男子, 古古寺	和黑光豆 计终其维担则	
技術基準規則 • 解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	至平欧门万町(門)	坐 个队门刀到(仮)	本文	力容器に付けたブラケット	及び基本政計方面との利比	
				で支持する。		
				20 台のジェットポンプ		
				は、炉心シュラウドの外周		
				に配置する。ジェットポン		
				プライザ管は、原子炉圧力		
				容器を貫通して立ち上が		
				り、上部において原子炉圧		
				力容器にライザブレースで		
				支持される。ジェットポン		
				プ上部のノズルアセンブリ		
				はボルトでライザに結合す		
				る。ジェットポンプのディ		
				フューザ下部はバッフルプ		
				レートに溶接する。ディフ		
				ューザ上部とスロートはス		
				リップジョイント結合にし		
				て、縦方向に滑ることがで		
				きるようにする。したがっ		
				て、ジェットポンプの支持		
				機構は、熱膨張は許すが、振		
				動を防止することができ		
				3.		
				制御棒駆動機構ハウジン		
				グは,上部は原子炉圧力容		
				器底部のスタブチューブに		
				溶接し,下部はハウジング		
				サポートで支持し, 地震荷		
				重に対しても十分な強度を		
				もつように設計する。		
				8		
				1.4.3.9 原子炉再循環系		
				原子炉再循環ループは2		
				ループあって, 外径約 0.52m		
				のステンレス鋼管で原子炉		
				圧力容器から下方に伸び,		
				その下に原子炉再循環ポン		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++-45° ++ 36° +++ 111	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/±±= ±z.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				プを設け,再び立ち上げて		
				ヘッダに入れ,そこから5		
				本の外径約 0.28m のステン		
				レス鋼管に分け,原子炉圧		
				力容器に接続する。この系		
				の支持方法は,熱膨張によ		
				る動きを拘束せず、できる		
				限り剛な系になるように,		
				スプリングハンガ,スナッ		
				バ等を採用する。原子炉再		
				循環ポンプは、ケーシング		
				に取り付けたコンスタント		
				ハンガ等で支持する。		
				8		
				1.4.3.10 原子炉本体の基		
				礎		
				原子炉本体の基礎につい		
				ては, 内筒及び外筒の円筒		
				鋼板の間にコンクリートを		
				充填した,鋼材とコンクリ		
				ートの複合構造となってい		
				る。		
				8		
				1.4.3.11 その他		
				その他の機器,配管につ		
				いては,運転荷重,地震荷		
				重、熱膨張による荷重を考		
				慮して,必要に応じてリジ		
				ットハンガ, スナッバ, その		
				他の支持装置を使用して耐		
				震性に対しても熱的にも十		
				分な設計を行う。		
				8		
				1.4.4 地震検知による耐震		
				安全性の確保		
				1.4.4.1 地震感知器		
				安全保護系の一つとして		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州圣中观别一所代	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII ∕~>
				地震感知器を設け, ある程		
				度以上の地震が起こった場		
				合に原子炉を自動的に停止		
				させる。スクラム設定値は		
				弾性設計用地震動Suの加		
				速度レベルに余裕を持たせ		
				た値とする。安全保護系は,		
				フェイル・セイフ設備とす		
				るが, 地震以外のショック		
				によって原子炉をスクラム		
				させないよう配慮する。		
				地震感知器は,基盤の地		
				震動をできるだけ直接的に		
				検出するため建屋基礎版の		
				位置、また主要な機器が設		
				置されている代表的な床面		
				に設置する。なお,設置に当		
				たっては試験及び保守が可		
				能な原子炉建屋の適切な場		
				所に設置する。		
				9		
				1.4.4.2 地震観測等による		
				耐震性の確認		
				発電用原子炉施設のうち		
				安全上特に重要なものに対		
				しては, 地震観測網を適切		
				に設置し,地震観測等によ		
				り振動性状の把握を行い,		
				それらの測定結果に基づく		
				解析等により施設の機能に		
				支障がないことを確認して		
				いくものとする。また,原子		
				炉をスクラムさせるような		
				ある程度以上の地震が起こ		
				った場合には,平成23年		
				(2011 年) 東北地方太平洋		
				沖地震等の影響を踏まえて		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要水事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				設計体系に反映した事項		
				(初期剛性低下の考慮等)		
				について分析し, 設計の妥		
				当性を確認する。		
				なお、地震観測装置の設		
				置に当たっては、地震観測		
				を継続して実施するため		
				に、地震観測網の適切な維		
				持管理を行うとともに、平		
				成 23 年 (2011 年) 東北地		
				方太平洋沖地震等に対する		
				振動性状の詳細検討結果に		
				応じて観測装置の充実を図		
				心して既例表直の几天で囚る。		
				る。 <u> </u>		
				V 10. その他発電用原子炉の		
				10. その他発電用原子炉の		
				10.15 地下水位低下設備		
				10.15.1 概要		
				地下水位低下設備は、防		
				潮堤下部の地盤改良等によりは下水の流にがある。		
				り地下水の流れが遮断され		
				敷地内の地下水位が地表面		
				付近まで上昇するおそれが		
				あることを踏まえ、発電用		
				原子炉施設周辺の地下水位		
				を一定の範囲に保持するた		
				めのものである。		
				地下水位低下設備は 0. P.		
				+14.8m 盤の発電用原子炉		
				施設周辺に設置する。		
				③(③m 重複)		
				10.15.2 設計方針		
				(1) 地下水位低下設備は,		
				基準地震動Ssに対して機		
				能維持する設計とする。③0		
	1	I.				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

様式-7 : 前回提出時からの変更箇所 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

11.41° ++ 344.10 Du	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/+te →≠
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				(2) 地下水位低下設備は,		
				設置許可基準規則第十二条		
				第2項に基づく設計とす		
				る。 ��		
				(3) 地下水位低下設備は,		
				全交流動力電源喪失に配慮		
				し、常設代替交流電源設備		
				からの電源供給が可能な設		
				計とする。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
				(4) 地下水位低下設備は,		
				外部事象へ配慮した設計と		
				<u> </u>		
				<u>9 3.</u> 3p		
				10 15 0 2 == 1/#		
				10.15.3 主要設備		
				地下水位低下設備は、ド		
				レーン、揚水井戸、揚水ポン		
				プ、配管及び計測制御装置		
				<u>により構成</u> される。 3 n		
				10.15.4 手順等		
				地下水位低下設備の機能		
				喪失への対応として、復旧		
				のための予備品の確保及び		
				可搬型設備を用いた機動的		
				な措置について <u>手順書及び</u>		
				<u>体制を整備</u> するとともに,		
				地下水位を一定の範囲に保		
				持できないと判断した場合		
				には、プラントを停止する。		
				また,地下水位低下設備の		
				機能喪失時の措置について		
				は,運転管理上の方針とし		
				て保安規定に定めて、管理		
				していく。 3 q		
	1	1	1	ı		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車値との対比素

基本 (
項目)				
		第2	(正) (追加要求事項に伴う差異 (波及的影響については追加要求事項に該当) 原子炉冷却系 統施設(共通 項目) 第 2.1.1 表 耐震重要度分 類表 (以下,耐震 重要度分類表 について同

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

森色: 成画変英計判と基本改訂方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料>
・様式-1 への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との	対比表 -		_
設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書		考
	1987年 19	1.4.1 1.2	追加要求事項に伴う差異 (波及的影響については追 加要求事項に該当)	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との		
設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比 備考
主要収集		(1) 表現 (1) 表现	追加要求事項に伴う差異 (津波防護施設,浸水防止設 備,津波監視設備は追加要求 事項に該当)

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車項との対比表

			要求事項との		•	_	
設工認申請書 基本設計方針(前		設工認申 基本設計方針			置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	耐機重要度 分 類 8 クラス		部舗の関数 分類 5ク類		野類重要成 分類 類類 Bクラス		
(II) 放射性極端物や 内臓 アルス 大人	類化原物の 一型性的では、 一型性的では、 一型性的では、 一型にでんなん。、 一型にでんなん。 のに、ない、 のに、ない、 のに、ない、 のに、ない、 のに、ない、 のに、ない、 のに、ない、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	国 J 政党情報を終められ 関している施設、ただ しつ機能において、 が機能によっている。 の機能によっている。 ではよっないを を はいましている。 ではよっないを を はいましている。 ではよっないを を はいましている。 ではよっないを を にはよっないを を にはよっないを を にはよっないを を にはよっないを を を にはよっないを を を を にはよっないを を を を を を を を を を を を を を	機能財労権 機能財労権 ((ii) 放射性廃棄物を 内臓している施設、ただし内臓腫 改・ただし内臓腫 ガルない又は内臓腫 ガルにより、その 表質によって公衆 に与える放射線の 影響が周辺原理区 影響が周辺原理区 が発星限度に比か 十分に小さいもの は除く			
・主義気感がし安全 ・主義気感ができる。 ・主義気を及び締分、原子存合均均令に ・成本存合均均等化 ・放射性経薬物処理 であっただし、ラ ラスに属するもの は除く		東京学 主義の表表の表示 の日本の企画が利定 の日本の企画が利定 の。ただし、モクラス に関するものは無代 に関するものは無代	主要が選手 適用適用 適用適用 ・ 主要以第二 ・ に要以第二 ・ のかまで)	・放射性筋膜物処理 が対し、C クラス・だだし、C クラス・に属するも のは除く	主要設備 適用範囲 ・主蒸気系(主蒸気 第二隔欄弁より主 素二隔欄弁より主 素 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
ш ш ш ш *	第2.1.1 表 耐 ラフス B**	φ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	а	第1.4.1- (注1) 財 機 サラス (注9) (注9)		
1 1	1. ※ 耐寒重要度分類表 補助股備*ご 適用範囲	1 1	1.1 表 - 赤原重要原分類表	92	-1.表 耐痰重要度分類表 (4/6)		
1 1 1	類表 (4/6) 2 耐 耐 カラス	1 1			類波 (4/6 (注2) 耐 歳 ケラス		
·機器·配管等の支持機器・配管等の支持機器・配管等の支持機器・配管等の支持機器・配管等の支持機器・配管等の支持構造物	直接支持構造物 適用範囲 過用範囲 機器・促管等の支 持構造物	を認め、正常ない女字 ・概念・正常ない女字 ・概念・正常ない女字 ・概念・正常ない女字 ・概念・	(4/6) 通過支持時間 通過用過過 ・機器等・配置等の支持 機器等	・機器 配管等の支 特構造物	2 2		
а а	#3 一番 かラス B*8		Bee Bee Bee	а	(注3) 単 膜 クラス B (注9) B (注10)		
	間接支持構造物** 適用範囲	原子が観測・ケーアンを開 ・ケーアンを開 ・原子が構成 ・ケーアンを開 ・サイフ・クンを開 ・サイフ・クンを開	間接支列機器が 適用機器 原子呼吸器 ターピン性脱仕落気 第二限第から主務 気止め外までの発音・ 気止が分までの発音・ がた支持する部分	・原子炉建設 ・ターにン連盟 ・焼却炉建設 ・サイトパンカ機般	間接支持構造物 適用範囲 ・原子炉建壁 タービン建壁(主 タービン建設(主 第5条1 隔離弁よ り主統列止め弁ま での配管・弁を支 特十る部分) 特十る部分) ・原子炉建度 ・原子炉建度		
w w w w w w	() () () () () () () () () ()	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	San (San	S S S S	参 (音 (音 (音 (音 (音 (音 (音 (音 (音 (音 (音 (音 (音		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜半単位アッカドギ

	要求事項との		
設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 添付書類 ()	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比 備考
新田	1 日本の	第1.4.1-1 表 所張 原	及び基本設計方針との対比

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料>
・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との)対比表	
設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比 備考
器調果政 分 類 Cクラス	C S S W W W W W W W W W W W W W W W W W	が 分類 類型 でクラス	追加要求事項に伴う差異 (地下水位低下設備の要求
機能別分類 (1) 原子中の反応度 本当期十名ための 施院では、ウランス 施院では、ウランス (1) 放射性的関や内 は、いるか、大 は、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	機能が必要 (1) 原子性の反応変化 を助するための施設 できまりました。 ラスに加えな、機能 (1) 別子間の反応を保護 しているの、以上に しているの、以上に しているの、以上に しているの、以上に しているの、以上に を対した。 グラスのの、 のできるの、 のできるの、 が関づる。 グラスのの、 のできるのできる。 グラスのの、 のできるのできる。 グラスのの、 のできるのできる。 グラスのの、 のできるのできる。 グラスのの、 のできるのでを に しているのできる。 グラスののできる。 グラスののできる。 グラスののできる。 グラスののできる。 グラスののできる。 グラスののできる。 グラスののできる。 グラスのでを、 グラスのでを、 グラスのでを、 グラスのでを、 グラスのでを グラスのでを グラスのでを がを がを がを がを がを がを がを がを がを が	機能別分類 (1) 原子中の反応度 を抑制するための (2) 第29 ススススススススススススススススススススススススススススススススススス	は追加要求事項に該当)
世間の	語の 日本	第一 主要政権 主要政権 主要政権 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	
明 9 9 9 9 9 9 9 8 6 6 6 6 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	第 7 美元	第1.4.1- (計) (計)	
一	耐度低度度分類表 (6/6) 	- 機気排掘機関 (E2)	
歴 日 瀬 瀬 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	(6/6)		
(6/6) (6/6)	施設・正常の公共中央認 ・	(6/6) 直接文件構造物 通用範囲 通用範囲 ・機器・配管・場の文件 構造物 等点的 ・機器・配管・場の文件 構造物 等の文件 構造物 等の文件 構造物 等の文件 構造物 等の文件 構造物 等の文件 構造物 等の文件 構造物 等の文件 構造物 等の文件	
。 2 2 3 3 5 6 6 7 7 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	C C S S S S S S S S S S S S S S S S S S	(EE 3)	
理技文技術過數 通用微田 通用微田 通用微田 通用微田 一頭十方藻腺 ・ケイトベン分藻腺 ・ケイトベン分藻腺 ・海メス 海膜 ・海メス 海膜 ・海メス 海膜 ・海水の 海膜 ・海水の 海膜 ・海水の 海膜 ・海水の 海膜 ・海水の 海膜 ・海水の 海 ・海 ・海 ・海 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		原原皮料構造物 通用機関 通用機関 通用機関 通用機関 通用機関 原子学機関 ・原子学機関 ・ターレン機関 ・ターン・機関 ・ターン・機関 ・ターン・機関 ・ターン・機関 ・ターン・機関 ・ターン・機関 ・ターン・機関 ・ターン・機関 ・ターン・最高的 ターン・ 原子学権 原子学権 原子学権 原子学権 原子学権 原子学権 原子・アート 構造的 タート・ 構造的 タート・ 構造的 タート・ 構造的 タート・	
W M M M M M M M M M M M M M M M M M M		(3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

条色:設置変更計可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1 への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

【第5条 地震による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	第5条(地震による損傷の防止)								
1.	技術基準の条文、解釈への)適合性に関する考え方							
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類				
1	設計基準対象施設の地震 による周辺斜面の崩壊に 対する設計方針	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	3	4	а				
2	設計基準対象施設の耐震 設計の基本方針	同 上	1	1 3	a, b, e				
3	基準地震動に対する耐震 重要施設の耐震設計の基 本方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。 また,地下水位低下設備の機能喪失 時の措置については,保安規定で担保する旨を記載している。	2	2 3	a, b, e				
4	設計基準対象施設の耐震 重要度分類	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1 2	1 2 3	а				
5	地震力の算定方法	同 上	1 2	1 2 3	a				
6	荷重の組合せと許容限界	同 上	1 2	1 2 3	a, h				
7	設計における留意事項の うち,各段階における波 及的影響の評価方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。 また,波及的影響を防止するための機器設置時の配慮事項については,保安規定で担保する旨を記載している。	2	2 3	a				
8	燃料被覆管の耐震性	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	4	5	а				
9	兼用キャスクの耐震性	兼用キャスクを用いた使用済燃料 の貯蔵設備を設置しない旨を記載 している。	5 6	6 7	_				
2.	設置許可本文のうち、基本	本設計方針に記載しないことの考え方	•						
No.	項目	考え方			添付書類				
1	敷地の面積及び形状 本項目については発電所敷地の概要を示したものであるため、基本設計方針には記載しない。								
2	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	記載しな	い。	_				
3	基準地震動 S s 及び弾性 設計用地震動 S d の策定 方針	設置許可で担保されている事項であ	るため記	載しない。	_				

【第5条 地震による損傷の防止】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

3.	設置許可添八のうち、基本	設計方針に記載しないことの考え方	
No.	項目	考え方	添付書類
	発電用原子炉施設の耐震 設計方針	設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。	_
2>	設計基準対象施設の地盤 に対する設置方針	第4条に対する内容であり、本条文では記載しない。	_
3>	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	_
4		津波防護施設に対する設計方針は DB と SA で同様のため, SA に対する設計方針は記載しない。	a
\$	設計基準対象施設の構造 計画・設置計画	第5条の要求事項にないことから,添付書類に地震の影響を低減するための構造計画及び配置計画について記載する。	a
6>	基準地震動 S s 及び弾性 設計用地震動 S d の策定 方針	設置許可で担保されている事項であるため記載しない。	a
♦	波及的影響を考慮すべき 施設	耐震重要度分類を示した耐震重要度分類表を基本設計 方針に記載するにあたり,波及的影響を考慮すべき施設 を基本設計方針に記載した場合,抽出の都度,工事計画 認可申請が必要となり,合理的でないため,添付書類に 記載し,機器設置時等における波及的影響の防止につい ては,保安規定にて担保する。 波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動及びそ の評価については添付書類に記載する。また,溢水及び 火災の観点から抽出した施設の溢水評価及び火災評価 について,それぞれ第12条及び第7条に記載するため, 記載しない。	а
8>	主要施設の耐震構造	主要設備の構造に関する記載であり、当該構造を踏まえた耐震性については添付書類に記載するため、記載しない。	a
<9>	地震検知による耐震安全 性の確保	地震感知器及び地震トリップ設定値については,建設工認の添付書類を踏襲し,地震トリップ設定値は設計用地震動S ₁ を基に設定しており,今回設定したSdはS ₁ の応答スペクトルを概ね下回らないよう配慮していることから記載しない。 以上を踏まえ,地震観測を継続して実施するために,地震観測網の維持管理については,保安規定にて担保する。	а
10	地下水位低下設備の設計 方針	地下水位低下設備の詳細事項については添付書類に記載するため記載しない。	а
\Diamond	多様性等	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。	a

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第5条 地震による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

4.	詳細な検討が必要な事項
No.	書類名
а	耐震性に関する説明書
b	原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面
С	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面
d	排気筒の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面(自立型のものに限る。)
е	原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面
f	補助ボイラーの基礎に関する説明書
g	斜面安定性に関する説明書
h	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
i	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
j	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
(地震による損傷の防止)		イ 発電用原子炉施設の位置			
		(1) 敷地の面積及び形状			
		常設耐震重要重大事故防止設			
		備又は常設重大事故緩和設備が			
		設置される重大事故等対処施設			
		については, 基準地震動 Ssによ			
		<u>る地震力</u> によって生じるおそれ			
第五十条 重大事故等対処施設	2. 自然現象	がある <u>周辺の斜面の崩壊</u> に対し			
は、次に掲げる施設の区分に応	2.1 地震による損傷の防止	て, 重大事故等に対処するために			
じ、それぞれ次に定めるところに	2.1.1 耐震設計	必要な機能が損なわれるおそれ			
より施設しなければならない。		がない場所に設置する。 ①	1. 安全設計		
【解釈】	(1) 耐震設計の基本方針		1.4 耐震設計		
1 第50条の適用に当たって	耐震設計は,以下の項目に従っ	ロ 発電用原子炉施設の一般構造	1.4.2 重大事故等対処施設の耐		
は、第5条の解釈に準ずるものと	て行う。	(1) 耐震構造	震設計		
する。		(ii) 重大事故等対処施設の <u>耐震</u>	1.4.2.1 重大事故等対処施設の		
	重大事故等対処施設について	<u>設計</u>	耐震設計の基本方針		
	は,施設の各設備が有する重大事	重大事故等対処施設について	重大事故等対処施設については,	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設 (共通)
一 常設耐震重要重大事故防止	故等に対処するために必要な機	は, 設計基準対象施設の耐震設計	設計基準対象施設の耐震設計に	(重大事故等対処設備の設備区	2.1.1 耐震設計
設備が設置される重大事故等対	能及び設置状態を踏まえて,常設	における動的地震力又は静的地	おける動的地震力又は静的地震	分を記載)	
処施設(特定重大事故等対処施設	耐震重要重大事故防止設備が設	震力に対する設計方針を踏襲し,	力に対する設計方針を踏襲し,重		
を除く。) 基準地震動による地震	置される重大事故等対処施設(特	重大事故等対処施設の構造上の	大事故等対処施設の構造上の特		
力に対して重大事故に至るおそ	定重大事故等対処施設を除く。以	特徴,重大事故等における運転状	徴,重大事故等における運転状		
れがある事故に対処するために	下同じ。), 常設耐震重要重大事故	態,重大事故等時の状態で施設に	態, 重大事故等時の状態で施設に		
必要な機能が損なわれるおそれ	防止設備以外の常設重大事故防	作用する荷重等を考慮し,適用す	作用する荷重等を考慮し, 適用す		
がないこと。	止設備が設置される重大事故等	る地震力に対して重大事故等に	る地震力に対して重大事故等に		
2348910	対処施設(特定重大事故等対処施	対処するために必要な機能が損	対処するために必要な機能が損		
	設を除く。以下同じ。),常設重大	なわれるおそれがないことを目	なわれるおそれがないことを目		
	事故緩和設備が設置される重大	的として、 1 設備分類に応じ	的として,設備分類に応じて,以		
	事故等対処施設(特定重大事故等	て,以下の項目に従って耐震設計	下の項目に従って耐震設計を行		
二 常設耐震重要重大事故防止	対処施設を除く。以下同じ。),常	を <u>行う。</u> ②a	う。��(②a 重複)		
設備以外の常設重大事故防止設	設重大事故防止設備(設計基準拡				
備が設置される重大事故等対処	張)が設置される重大事故等対処				
施設(特定重大事故等対処施設を	施設 (特定重大事故等対処施設を				
除く。) 設置許可基準規則第四	除く。以下同じ。), 常設重大事故				
条第二項の規定により算定する	緩和設備(設計基準拡張)が設置				
地震力に十分に耐えること。②③	される重大事故等対処施設(特定				
589	重大事故等対処施設を除く。以下				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 ・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 様式-7 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	,	女小尹"只	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【解釈】	同じ。)及び可搬型重大事故等対				
2 第 1 項第2号に規定する	処設備に分類する。				
「設置許可基準規則第4条第2	②a 【50条1】				
項の規定により算定する地震力					②a 引用元: P1
とは、設置許可基準規則解釈第3					
9条2の地震力とする。258	重大事故等対処施設のうち,常		(1) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	設耐震重要重大事故防止設備又		設備が設置される重大事故等対	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	は常設重大事故防止設備(設計基		処施設(特定重大事故等対処施設		
	準拡張) (当該設備が属する耐震		を除く。)		
三 常設重大事故緩和設備が設	重要度分類が S クラスのもの) が		基準地震動Ssによる地震力		
置される重大事故等対処施設(特	設置される重大事故等対処施設		に対して,重大事故に至るおそれ		
定重大事故等対処施設を除く。)	は, 基準地震動Ssによる地震力		がある事故に対処するために必		
基準地震動による地震力に対し	に対して, 重大事故に至るおそれ		要な機能が損なわれるおそれが		
て重大事故に対処するために必	がある事故に対処するために必		ないように設計する。		
要な機能が損なわれるおそれが	要な機能が損なわれるおそれが		◆(④a⑥a 重複)		
ないこと。236890	ない設計とする。				
	④a⑥a 【50 条 2】				④a⑥a 引用元:P13
	建物・構築物については、構造			基準要求への適合性を明確化	同上
	物全体としての変形能力(終局耐				
	力時の変形) について十分な余裕				
	を有し、建物・構築物の終局耐力				
	に対し妥当な安全余裕を有する				
	設計とする。機器・配管系につい				
	ては、その施設に要求される機能				
	を保持する設計とし, 塑性ひずみ				
	が生じる場合であっても,その量				
	が小さなレベルにとどまって破				
	断延性限界に十分な余裕を有し,				
	その施設に要求される機能に影				
	響を及ぼさない, また, 動的機器				
	等については, 基準地震動 S s に				
	よる応答に対して,その設備に要				
	求される機能を保持する設計と				
	する。なお、動的機能が要求され				
	る機器については, 当該機器の構				
	造,動作原理等を考慮した評価を				
	•				

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

< 関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	行い,既往の研究等で機能維持の				
	確認がなされた機能確認済加速				
	度等を超えていないことを確認				
	する。				
	②b 【50 条 3】				②b 引用元: P13
	重大事故等対処施設のうち,常		(2) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	設耐震重要重大事故防止設備以		設備以外の常設重大事故防止設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	外の常設重大事故防止設備が設		備が設置される重大事故等対処		
	置される重大事故等対処施設は,		施設 (特定重大事故等対処施設を		
	代替する機能を有する設計基準		除く。) <mark>⑤</mark> b		
	事故対処設備が属する耐震重要		代替する機能を有する設計基		
	度分類のクラスに適用される地		準事故対処設備が属する耐震重		
	震力に十分に耐えることができ		要度分類のクラスに適用される		
	る設計とする。		地震力に十分に耐えることがで		
	⑤a 【50 条 4】		きるように設計する。		
			(5)a		
	常設耐震重要重大事故防止設		(3) 常設重大事故緩和設備又は	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	備以外の常設重大事故防止設備		常設重大事故緩和設備(設計基準	いによる差異あり	1,422
	が設置される重大事故等対処施		拡張)が設置される重大事故等対	(tea Dilippo)	
	設と常設重大事故緩和設備又は		処施設(特定重大事故等対処施設		
	常設重大事故緩和設備(設計基準		を除く。) ⑥ b		
	拡張) が設置される重大事故等対		基準地震動Ssによる地震力		
	処施設の両方に属する重大事故		に対して、重大事故に対処するた		
	等対処施設については、基準地震		めに必要な機能が損なわれるお		
	動Ssによる地震力を適用する		それがないように設計する。◆		
	ものとする。		(⑥d 重複)		
	⑤ b ⑤ c⑥b 【50 条 5】		なお,本施設と(2) <u>の両方に属</u>		
			する重大事故等対処施設につい		
			ては、基準地震動Ssによる地震		
	重大事故等対処施設のうち,常		<u>力を適用するものとする。</u> ⑤c⑤	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	設重大事故緩和設備又は常設重		e6e	いによる差異あり	
	大事故緩和設備(設計基準拡張)				
	が設置される重大事故等対処施				

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表し						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	設は, 基準地震動Ssによる地震					
	力に対して,重大事故に対処する					
	ために必要な機能が損なわれる					
	おそれがないように設計する。					
	⑥d 【50条6】				⑥d 引用元:P15	
	建物・構築物については、構造			基準要求への適合性を明確化	原子炉冷却系統施設 (共通)	
	物全体としての変形能力(終局耐				2.1.1 耐震設計	
	力時の変形) について十分な余裕					
	を有し,建物・構築物の終局耐力					
	に対し妥当な安全余裕を有する					
	設計とする。機器・配管系につい					
	ては、その施設に要求される機能					
	を保持する設計とし, 塑性ひずみ					
	が生じる場合であっても, その量					
	が小さなレベルにとどまって破					
	断延性限界に十分な余裕を有し,					
	その施設に要求される機能に影					
	響を及ぼさない, また, 動的機器					
	等については、基準地震動Ssに					
	よる応答に対して,その設備に要					
	求される機能を保持する設計と					
	する。なお、動的機能が要求され					
	る機器については, 当該機器の構					
	造,動作原理等を考慮した評価を					
	行い, 既往の研究等で機能維持の					
	確認がなされた機能確認済加速					
	度等を超えていないことを確認					
	する。					
	②c 【50 条 7】				②c 引用元:P15	
	重大事故等対処施設のうち,常		(4) 常設重大事故防止設備(設計	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上	
	設重大事故防止設備(設計基準拡		基準拡張) が設置される重大事故	いによる差異あり		
	張)(当該設備が属する耐震重要		等対処施設 (特定重大事故等対処			
	度分類が B クラス又は C クラス		施設を除く。)			
	のもの) が設置される重大事故等		当該設備が属する耐震重要度			
	対処施設は、当該設備が属する耐		分類のクラスに適用される地震			

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料>
・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争坦。	との対比表 ┗━━━━		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
四 特定重大事故等対処施設設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐え、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。①【解釈】3 第1項第4号に規定する「設置許可基準規則第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、設置許可基準規則解釈第3	基本設計方針(後) 震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。 「③d【50条8】 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動Ssによる地震力を適用するものとする。 「⑤e⑥e【50条9】	設置許可申請書	設置許可申請書 添付書類八 力に十分に耐えることができる ように設計する。⑤d (5) 可搬型重大事故等対処設備 地震による周辺斜面の崩壊,溢 水,火災等の影響を受けない場所 に適切に保管する。 ◆(⑦b 重複) (6) 常設耐震重要重大事故防止 設備,常設重大事故緩和設備(設計基準		*** *
9条3の地震力とする。① 2 重大事故等対処施設(前項第 二号の重大事故等対処施設を除			拡張)が設置される重大事故等対 処施設については,基準地震動S sによる地震力が作用した場合 においても,接地圧に対する十分 な支持力を有する地盤に設置す		
く。)が設置許可基準規則第四条 第三項の地震により生ずる斜面			る。 また,常設耐震重要重大事故防		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

< 関連する資料>
・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		タハチ ス	との対比衣		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
の崩壊によりその重大事故等に	E-1 101/721 (D)	1122	止設備以外の常設重大事故防止	20 an 1 gain 20 21 C 12 74,72	
対処するために必要な機能が損			設備が設置される重大事故等対		
なわれるおそれがないよう、防護			処施設については、代替する機能 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
措置その他の適切な措置を講じ			を有する設計基準事故対処設備		
なければならない。①			が属する耐震重要度分類のクラ		
			スに適用される地震力,常設重大		
			事故防止設備(設計基準拡張)が		
			設置される重大事故等対処施設		
			については、当該設備が属する耐		
			震重要度分類のクラスに適用さ		
			れる地震力が作用した場合にお		
			いても,接地圧に対する十分な支		
			持力を有する地盤に設置する。		
			♦		
	d. 常設耐震重要重大事故防止		(7) <u>重大事故等対処施設</u> に適用	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	設備, 常設重大事故緩和設備, 常		する動的地震力は,水平2方向及	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	設重大事故防止設備(設計基準拡		び鉛直方向について適切に組み		
	張)(当該設備が属する耐震重要		合わせて算定するものとする。な		
	度分類がSクラスのもの) 又は常		お,水平2方向及び鉛直方向の地		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		震力が同時に作用し,影響が考え		
	張) が設置される重大事故等対処		られる施設及び設備については		
	施設については, 基準地震動 S s		許容限界の範囲内にとどまるこ		
	及び弾性設計用地震動Sdによ		とを確認する。 4 b 6 f		
	る地震力は水平 2 方向及び鉛直				
	方向について適切に組み合わせ				
	て算定するものとする。				
	4b6f 【50条11】				
	Carol Karakera.				
	e. 常設耐震重要重大事故防止		(8) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	設備,常設重大事故緩和設備,常		設備,常設重大事故緩和設備,常	いによる差異あり	
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡	6 9 71 77 00)	
	張)(当該設備が属する耐震重要		張)(当該設備が属する耐震重要		
	度分類がSクラスのもの)又は常		度分類がSクラスのもの)又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	張) が設置される重大事故等対処		張)が設置される重大事故等対処		
	施設の土木構造物は、基準地震動		施設の土木構造物は、基準地震動		
	旭取り上个傳垣物は, 基準地農期				

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		タハヂ 哀じ	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	基本設計方針(後) Ssによる地震力に対して、重大 事故等に対処するために必要な 機能が損なわれるおそれがない 設計とする。 ④c⑥g【50条12】 津波防護施設,浸水防止設備及 び津波監視設備並びに浸水防止 設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動 Ssによる地震力に対して、構造 物全体として変形能力(終局耐力 時の変形)について十分な余裕を 有するとともに、それぞれの施設 及び設備に要求される機能が保	本义	窓ではる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。④c⑥g (9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動多による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「1.4.1 設計基準	及び基本設計方針との対比 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通)2.1.1 耐震設計
	持できる設計とする。 ④d⑥h⑦a 【50条13】		対象施設の耐震設計」に示す津波 防護施設,浸水防止設備及び津波 監視設備並びに浸水防止設備が 設置された建物・構築物の設計方 針に基づき設計する。4d6h⑦a		
	f. 常設耐震重要重大事故防止 設備以外の常設重大事故防止設 備が設置される重大事故等対処 施設は、上記に示す、代替する機 能を有する設計基準事故対処設 備が属する耐震重要度分類のク ラスに適用される地震力に対し て、おおむね弾性状態にとどまる 範囲で耐えられる設計とする。 ⑤ 【50条14】			基準要求への適合性を明確化	同上
	常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震 重要度分類が B クラス又は C クラスのもの)が設置される重大事			基準要求への適合性を明確化	同上

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	基本設計方針(後) 故等対処施設(特定重大事故等対 処施設を除く。)は、上記に示す、 当該設備が属する耐震重要度分 類のクラスに適用される設計と とする。 ⑤ 【50条15】 g. 常設耐震重要重大事故防止 設備、常設重大事故緩和設備、常 設重大事故防止設備(設計基準拡 張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常 設重大事故緩和設備(設計基準拡 張)が設置される重大事故等対処 施設が、それ以外の発電所内にある施設(資機材等含む。)の波的 影響によって、重大事故等に対処 するためによって、要な機能を損なわない設計とする。 ④e⑥i【50条16】	<u>Α</u> Χ	(10) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故核和設備,常設重大事故核和設備,常設重大事故核和設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設が,Bクラス及びCクラスの施設,常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備がよびに当該設備がよりが設置される可能では、当該設備が、Bクラスのものが設置される可能では、当該の変更が、Bクラスのものが設置である。 一位では、当該設備が属する、対策を対処を対し、対策を対処をでは、対策を対処をでは、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対処、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対処、対域、対策を対処、対域、対策を対処、対域、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対域、対策を対し、対域、対策を対し、対策を対し、対策を対域、対策を対域、対策を対域、対策を対域、対策を対域、対策を対域、対域、対策を対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対	反び基本設計方針との対比 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通)2.1.1 耐震設計
	h. 可搬型重大事故等対処設備 については、地震による周辺斜面			同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	同上

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	の崩壊等の影響を受けないよう		柳門百秋八	人の名字版目の引きつれた	
	に「5.1.5 環境条件等」に基づ				
	く設計とする。				
	⑦ b 【50 条 17】		(11) 重大事故等対処施設の構造		⑦b 引用元: P16
			計画及び配置計画に際しては,地		
			震の影響が低減されるように考		
			慮する。③		
			(12) 常設耐震重要重大事故防止		
			設備,常設重大事故緩和設備,常		
			設重大事故防止設備(設計基準拡		
			張)又は常設重大事故緩和設備		
			(設計基準拡張)が設置される重		
			大事故等対処施設については,防		
			潮堤下部の地盤改良等により地		
			下水の流れが遮断され敷地内の		
			地下水位が地表面付近まで上昇		
			するおそれがあることを踏まえ,		
			地下水位を一定の範囲に保持す		
			る地下水位低下設備を設置し,同		
			設備の効果が及ぶ範囲において		
			は、その機能を考慮した設計用地		
			下水位を設定し水圧の影響を考		
			慮する。地下水位低下設備の効果		
			が及ばない範囲においては、自然		
			水位より保守的に設定した水位		
			又は地表面にて設計用地下水位		
			を設定し水圧の影響を考慮する。		
			① (④g⑥1 重複)		
			(13) 常設耐震重要重大事故防止		
			設備,常設重大事故緩和設備,常		
			設重大事故防止設備(設計基準拡		
			張)(当該設備が属する耐震重要		
			度分類がSクラスのもの)又は常		
			設重大事故緩和設備(設計基準拡重)が設置される重大事故等対処		
			張) が設置される重大事故等対処		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

	T			T , ,	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			施設については、液状化、揺すり		
			込み沈下等の周辺地盤の変状を		
			考慮した場合においても,重大事		
			故等に対処するために必要な機		
			<u>能が損なわれるおそれがないよ</u> <u>うに設計する。</u> ④f⑥k		
			<u> </u>		
	i. 緊急時対策所の耐震設計の		(14) 緊急時対策所の耐震設計の	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	基本方針については、「(6) 緊急		基本方針については,「1.4.2.7	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	時対策所」に示す。		<u>緊急時対策所」に示す。</u> ⑥j		
	⑥j 【50 条 18】				
	j. 常設耐震重要重大事故防止			同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	設備,常設重大事故緩和設備,常			いによる差異あり	
	設重大事故防止設備(設計基準拡				
	張)(当該設備が属する耐震重要				
	度分類がSクラスのもの)又は常				
	設重大事故緩和設備(設計基準拡 張)が設置される重大事故等対処				
	施設については、液状化、揺すり				
	込み沈下等の周辺地盤の変状を				
	考慮した場合においても,重大事				
	故等に対処するために必要な機				
	能が損なわれるおそれがないよ				
	う,適切な対策を講ずる設計とする。				
	る。 ④f⑥k 【50条19】				
	(2) 耐震重要度分類及び重大事				
	故等対処施設の設備の分類		1 4 9 9 香土市北燃品加票の		
	b. 重大事故等対処施設の設備 分類		1.4.2.2 重大事故等対処設備の 設備分類		
	重大事故等対処設備について,	a. 重大事故等対処設備につい	重大事故等対処設備について,	 同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	施設の各設備が有する重大事故	て,施設の各設備が有する重大事	施設の各設備が有する重大事故	いによる差異あり	
	等に対処するために必要な機能	故等に対処するために必要な機	等に対処するために必要な機能		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	安水事項との対比衣						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	及び設置状態を踏まえて,以下の	能及び設置状態を踏まえて,(a),	及び設置状態を踏まえて,以下の	20 ET RH327 C 3 797			
	設備分類に応じて設計する。3a	(b), (c), (d)及び(e)のとおり分	区分に分類する。				
		類し、以下の設備分類に応じて設	② (③a 重複)				
		計する。 ③a	♥ (@u ± k/				
	(a) 常設重大事故防止設備	(a) 常設重大事故防止設備	(1) 常設重大事故防止設備				
	重大事故等対処設備のうち,重	重大事故等対処設備のうち,重	重大事故等対処設備のうち,重				
	大事故に至るおそれがある事故	大事故に至るおそれがある事故	大事故に至るおそれがある事故				
	が発生した場合であって,設計基	が発生した場合であって,設計基	が発生した場合であって, 設計基				
	準事故対処設備の安全機能又は	準事故対処設備の安全機能又は	準事故対処設備の安全機能又は				
	使用済燃料プールの冷却機能若	使用済燃料貯蔵プール (以下「 <u>使</u>	使用済燃料プールの冷却機能若				
	しくは注水機能が喪失した場合	<u>用済燃料プール</u> 」という。) <u>の冷</u>	しくは注水機能が喪失した場合				
	において,その喪失した機能(重	却機能若しくは注水機能が喪失	において、その喪失した機能(重				
	大事故に至るおそれがある事故	した場合において,その喪失した	大事故に至るおそれがある事故				
	に対処するために必要な機能に	機能(重大事故に至るおそれがあ	に対処するために必要な機能に				
	限る。)を代替することにより重	る事故に対処するために必要な	限る。)を代替することにより重				
	大事故の発生を防止する機能を	機能に限る。)を代替することに	大事故の発生を防止する機能を				
	有する設備であって常設のもの	より重大事故の発生を防止する	有する設備であって常設のもの				
	3b	機能を有する設備であって常設	◆(③b 重複)				
	イ. 常設耐震重要重大事故防止	<u>のもの</u> ③b					
	設備	(a-1) <u>常設耐震重要重大事故防</u>	a. 常設耐震重要重大事故防止				
	常設重大事故防止設備であっ	<u>止設備</u>	設備				
	て,耐震重要施設に属する設計基	常設重大事故防止設備であっ	常設重大事故防止設備であっ				
	準事故対処設備が有する機能を	て, 耐震重要施設に属する設計基	て, 耐震重要施設に属する設計基				
	代替するもの③c	準事故対処設備が有する機能を	準事故対処設備が有する機能を				
	口. 常設耐震重要重大事故防止	<u>代替するもの</u> ③c	代替するもの				
	設備以外の常設重大事故防止設	(a-2) <u>常設耐震重要重大事故防</u>	◆(③c 重複)				
	備	止設備以外の常設重大事故防止	b. 常設耐震重要重大事故防止				
	常設重大事故防止設備であっ	<u>設備</u>	設備以外の常設重大事故防止設				
	て、イ.以外のもの3d	常設重大事故防止設備であっ	備				
	【50条20】	<u>て,</u> (a-1) <u>以外のもの</u> ③d	常設重大事故防止設備であっ				
			て, a. 以外のもの				
			҈ (③d 重複)				
	(b) 常設重大事故緩和設備	(b) 常設重大事故緩和設備	(2) 常設重大事故緩和設備		原子炉冷却系統施設(共通)		
	重大事故等対処設備のうち,重	重大事故等対処設備のうち,重	重大事故等対処設備のうち,重		2.1.1 耐震設計		
	大事故が発生した場合において、	大事故が発生した場合において、	大事故が発生した場合において、		2. 1. 1 III] /JX HX H		
	当該重大事故の拡大を防止し、又	当該重大事故の拡大を防止し、又	当該重大事故の拡大を防止し、又				
	コ陜里八尹耿い加八を別止し, 入	<u>コ阪里八ず取り加入を関単し, 入</u>	コ阪里八尹政ツ瓜八を別止し,入		J		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		211173	の対比衣		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	はその影響を緩和するための機 能を有する設備であって常設の もの ③e 【50条21】	はその影響を緩和するための機 能を有する設備であって常設の もの③e	はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの①(③e重複)		
	(c) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大事故等時に機能を期待する設備であって,重大事故の発生を防止する機能を有する(a)以外の常設のもの ③f 【50条22】	(c) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大 事故等時に機能を期待する設備 であって,重大事故の発生を防止 する機能を有する(a-1)及び(a- 2)以外の常設のもの3f	(3) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大 事故等時に機能を期待する設備 であって,重大事故の発生を防止 する機能を有する(1)以外の常設 のもの◆(3f 重複)	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 2.1.1 耐震設計
	(d) 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大事故等時に機能を期待する設備であって,重大事故の拡大を防止し,又はその影響を緩和するための機能を有する(b)以外の常設のもの ③g【50条23】	(d) 常設重大事故緩和設備(設計 基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大 事故等時に機能を期待する設備 であって,重大事故の拡大を防止 し,又はその影響を緩和するため の機能を有する(b)以外の常設の もの③g	(4) 常設重大事故緩和設備(設計 基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大 事故等時に機能を期待する設備 であって,重大事故の拡大を防止 し,又はその影響を緩和するため の機能を有する(2)以外の常設の もの①(③g重複)		同上
	(e) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可 搬型のもの③h 重大事故等対処設備のうち,耐 震評価を行う主要設備の設備分 類について,第2.1.2表に示す。 ③i【50条24】	(e) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって 可搬型のもの③h b. 常設耐震重要重大事故防止設 備又は常設重大事故防止設備(設 計基準拡張)(当該設備が属する 耐震重要度分類がSクラスのも の)が設置される重大事故等対処 施設(特定重大事故等対処施設を	(5) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって 可搬型のもの ◆ (3h 重複) 重大事故等対処設備のうち,耐 震評価を行う主要設備の設備分 類について,第1.4.2−1表に示 す。3i	同趣旨の記載であるが, 表現の違いによる差異あり	同上

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		除く。)は、基準地震動Ssによ	13/11/ 11/20/		
		る地震力に対して,重大事故に至			
		るおそれがある事故に対処する			
		ために必要な機能が損われるお			
		<u>それがない</u> ように <u>設計する。</u> 4a			
		6 a			
		建物・構築物については, 構造			
		物全体としての変形能力(終局耐			
		力時の変形) について十分な余裕			
		を有し、建物・構築物の終局耐力			
		に対し妥当な安全余裕を有する			
		ように <u>設計する。</u>			
		機器・配管系については, その			
		施設に要求される機能を保持す			
		<u>る</u> ように <u>設計し, 塑性ひずみが生</u>			
		じる場合であっても,その量が小			
		さなレベルにとどまって破断延			
		性限界に十分な余裕を有し,その			
		施設に要求される機能に影響を			
		<u>及ぼさない</u> ように <u>, また, 動的機</u>			
		器等については, 基準地震動 S s			
		による応答に対して,その設備に			
		要求される機能を保持するよう			
		に <u>設計する</u> 。②b			
	(3) 地震力の算定方法		1.4.2.3 地震力の算定方法	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	耐震設計に用いる地震力の算		重大事故等対処施設の耐震設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	定方法は、以下の方法による。		計に用いる地震力の算定方法は,		
	<u></u> 8a		「1.4.1.3 地震力の算定方法」に		
			示す設計基準対象施設の静的地		
			震力,動的地震力及び設計用減衰		
			定数について,以下のとおり適用		
			する。 8 a		
	a. 静的地震力		(1) 静的地震力	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	a. 肝的地震力 重大事故等対処施設について	c. 常設耐震重要重大事故防止設	常設耐震重要重大事故防止設	いによる差異あり	Ind T
	は、常設耐震重要重大事故防止設	備以外の常設重大事故防止設備	備以外の常設重大事故防止設備	* である左共のソ	
	備以外の常設重大事故防止設備	が設置される重大事故等対処施	又は常設重大事故防止設備(設計		
	州火バツ市以里八尹以別止以佣	<u> が以目で40公里八尹以守別処</u> 肥	人は市以里八才以別北以開(設計		<u> </u>

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
[X阳至中州东门 /]中八	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	V anv
	が設置される重大事故等対処施	設 (特定重大事故等対処施設を除	基準拡張)(当該設備が属する耐		
	設に,代替する機能を有する設計	く。) は, <u>代替する機能を有する</u>	震重要度分類がBクラス又はC		
	基準事故対処設備が属する耐震	設計基準事故対処設備が属する	クラスのもの) が設置される重大		
	重要度分類のクラスに適用され	耐震重要度分類のクラスに適用	事故等対処施設について,		
	る静的地震力を,常設重大事故防	<u>される</u> 地震力に十分に耐えるこ	「1.4.1.3 地震力の算定方法」の		
	止設備(設計基準拡張)(当該設	とができるように設計する。	「(1) 静的地震力」に示すBクラ		
	備が属する耐震重要度分類が B	常設重大事故防止設備(設計基	ス又はCクラスの施設に適用す		
	クラス又は C クラスのもの) が設	準拡張) (当該設備が属する耐震	る <u>静的地震力を適用する。</u> ⑧c		
	置される重大事故等対処施設に,	重要度分類がBクラス又はCク			
	当該設備が属する耐震重要度分	ラスのもの) が設置される重大事			
	類のクラスに適用される静的地	故等対処施設は, 当該設備が属す			
	震力を、それぞれ適用する。	る耐震重要度分類のクラスに適			
	8 b 8 c 【50 条 25】	用される地震力に十分に耐える			
		ことができるように設計する。 ⑧			
		b			
		なお, <u>Bクラス施設の機能を代</u>			
		替する常設耐震重要重大事故防			
		止設備以外の常設重大事故防止			
		設備が設置される重大事故等対			
		処施設のうち, 共振のおそれのあ			
		る施設又は常設重大事故防止設			
		備(設計基準拡張)(当該設備が			
		属する耐震重要度分類がBクラ			
		<u>ス</u> 又はCクラスのもの) <u>が設置さ</u>			
		れる重大事故等対処施設が属す			
		る耐震重要度分類がBクラスの			
		もののうち, <u>共振のおそれ</u> のある			
		施設については,弾性設計用地震			
		<u>動 S d に 2 分の 1 を乗じた</u> 地震			
		動によりその影響についての検			
		討を行う。			
		機器・配管系ともに、おおむね弾			
		性状態にとどまる範囲で耐えら			
		れるように設計する。 2 (⑨ay 重			
		複)			
		建物・構築物については, 発生			
		する応力に対して、「建築基準法」			

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
基 华放訂力對(後)	1.7.1	你 付 看 類 八	及び基本設計方針との対比	
	4) 至汉/			
	d. 常設重大事故緩和設備又は常			
	設重大事故緩和設備(設計基準拡			
	張) が設置される重大事故等対処			
	施設 (特定重大事故等対処施設を			
	除く。) <u>は、基準地震動Ssによ</u>			
	る地震力に対して,重大事故に対			
	処するために必要な機能が損な			
	われるおそれがないように設計			
	-			
	-			
	(- <u>HVHI) 30</u>			
	e. 可搬型重大事故等対処設備			
	設工認申請書基本設計方針(後)	基本設計方針(後) 本文 等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ②(⑨ao 重複)機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。 ②(⑨ay 重複) d. 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設を除く。) は、基準地震動Ssによる地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損な	基本設計方針(後) 本文 等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。②(⑨ao重複)機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。②(⑨ay重複) d. 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動Ssによる地震力に対しく、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。 d 建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全検を有するように設計し、選性いずみが生じる場合であっても、その施設に要求される機能を保持するように設計し、選性いずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動Ssによる機能を保持するように改計に、選生、動的機器等については、基準地震動Ssによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように改計する。	英の安全上適切と認められる規格及び基件による許容応力度を許容限界とする。②(⑩+o 重複) 機器・配管系については、応答 が全体的におおれる理性状能に とどまるように設計する。②(⑪ ay 重視) d. 常設重大事故緩和設備。又は常設度が表現地 施設(特定重大事故等対処施設を除く。) は. 基準地震動と S.による地震力に対して、重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設と除く。) は. 基準地震動と S.による地震力に対して、重大事故に対し、重大事故に対し、重大事故に対し、重大事故に対し、重大事故に対し、重大事故に対し、重大事故に対し、重大事故に対し、重大事故に対し、重大事故に対し、主人事故に対し、主人事故に対し、主人事故は、持定事故を体としての変形能力(終問間力時の変形)については、構造物を体としての変形能力(終問間力時の変形)については、美商・情楽物の終周削力に対しる場合を発を有するように設計・対していては、その施設に要求される機能を保持するように設計、対していては、その施設に要求される機能に影響を展出し、その施定に要求とれる機能に影響を展出し、一定の機能に影響を展出し、一定の関連に要求される機能に影響を展出し、一定の関連に要求される機能に影響を展出し、主の影響に対して、この設備に要求される機能に影響を展出し、この影響が表現して、この設備に要求される機能に表現して、この設備に要求される機能に表現して、この設備に要求される機能に表現して、この設備に要求される機能に表現して、この設備に要求される機能と保持する。ように設計する。②c

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

·1) 様式-7

	T	I	の対比表	T	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	基 华政訂刀釘(仮)	本文	添付書類八	及い基本設計方針との対比	
		は、地震による周辺斜面の崩壊、			
		溢水,火災等の影響を受けない場			
		所に適切に保管する。⑦b			
	, 41 to 10 = 1				
	b. 動的地震力		(2) <u>動的地震力</u>	同趣旨の記載であるが,表現の違	
	重大事故等対処施設のうち、常		常設耐震重要重大事故防止設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	設耐震重要重大事故防止設備,常		備,常設重大事故緩和設備,常設		
	設重大事故緩和設備, 常設重大事		重大事故防止設備(設計基準拡		
	故防止設備(設計基準拡張)(当		張)(当該設備が属する耐震重要		
	該設備が属する耐震重要度分類		度分類がSクラスのもの)又は常		
	が S クラスのもの) 又は常設重大		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	事故緩和設備(設計基準拡張)が		張)が設置される重大事故等対処		
	設置される重大事故等対処施設		施設について,「1.4.1.3 地震力		
	については、基準地震動Ssによ		の算定方法」の「(2) 動的地震力」		
	る地震力を適用する。		に示す入力地震動を用いた地震		
	8d 【50 条 26】		応答解析 <u>による地震力を適用す</u>		
			<u>る。</u> ®d		
	常設耐震重要重大事故防止設		常設耐震重要重大事故防止設		同上
	備以外の常設重大事故防止設備		備以外の常設重大事故防止設備		
	が設置される重大事故等対処施		が設置される重大事故等対処施		
	設のうち、Bクラスの施設の機能		設のうち, Bクラスの施設の機能		
	を代替する共振のおそれのある		<u>を代替する共振のおそれのある</u>		
	施設,常設重大事故防止設備(設		施設,常設重大事故防止設備(設		
	計基準拡張) が設置される重大事		計基準拡張) が設置される重大事		
	故等対処施設のうち, 当該設備が		故等対処施設のうち, 当該設備が		
	属する耐震重要度分類が B クラ		属する耐震重要度分類がBクラ		
	スで共振のおそれのある施設に		スで共振のおそれのある施設に		
	ついては, 共振のおそれのある B		<u>ついては,</u> 「1.4.1.3 地震力の算		
	クラスの施設に適用する地震力		定方法」の「(2) 動的地震力」に		
	を適用する。		示す共振のおそれのあるBクラ		
	8 e 【50条 27】		スの施設に適用する地震力を適		
			<u>用する。</u> ⑧e		
	常設耐震重要重大事故防止設		常設耐震重要重大事故防止設	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	備,常設重大事故緩和設備,常設		備, 常設重大事故緩和設備, 常設	いによる差異あり	
	重大事故防止設備(設計基準拡		重大事故防止設備(設計基準拡		
	張) (当該設備が属する耐震重要		張) (当該設備が属する耐震重要		
	度分類が S クラスのもの) 又は常		度分類がSクラスのもの) 又は常		
	皮刀短が3クノへのもの) 又は吊				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		女 小 尹 · 只 (この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	設重大事故緩和設備(設計基準拡	11.22	設重大事故緩和設備(設計基準拡	X 0 22 [M 11 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12	
	張) が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の土木構造物については、基		施設の土木構造物については、		
	準地震動Ssによる地震力を適		「1.4.1.3 地震力の算定方法」の		
	用する。 ®f		「(2) 動的地震力」に示す屋外重		
	重大事故等対処施設のうち,設		要土木構造物に適用する地震力		
	単八争似寺が処施設のりち、設 計基準対象施設の既往評価を適		安工不傳垣物に週用する <u>地展刀</u> を適用する。 8 f		
	用できる基本構造と異なる施設		<u>を適用する。</u> なお, 重大事故等対処施設のう		
	については、適用する地震力に対		ち、設計基準対象施設の基本構造		
	して、要求される機能及び構造健		と異なる施設については、適用す		
	全性が維持されることを確認す		る地震力に対して,要求される機		
	るため、当該施設の構造を適切に		能及び構造健全性が維持される		
	モデル化した上で地震応答解析、		ことを確認するため、当該施設の		
	加振試験等を実施する。		構造を適切にモデル化した上で		
	加減 内談 号 を 夫 起 す る。 8 g 【50 条 28】		地震応答解析、加振試験等を実施		
	6 6 6 6 6 7 6 7 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		也長心各所切,加扱政鞅等を天旭 する。 8g		
			<u>9 3.</u> 0g		
	(a) 入力地震動			 同趣旨の記載であるが、表現の違	原子恒冷却系统施設 (共通)
	重大事故等対処施設における			いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	耐震 B クラスの施設の機能を代			(による) 上共のう	2. 1. 1 IIII //X (IX P)
	替する常設重大事故防止設備又				
	は当該設備が属する耐震重要度				
	分類が B クラスの常設重大事故				
	防止設備(設計基準拡張)が設置				
	される重大事故等対処施設の建				
	物・構築物のうち共振のおそれが				
	あり,動的解析が必要なものに対				
	しては、弾性設計用地震動Sdに				
	2分の1を乗じたものを用いる。				
	8h 【50条29】				(8)h 引用元: P14
	Local Control of the				C \$1/10/2 - 1.11
	(b) 地震応答解析			基準要求への適合性を明確化	同上
	イ. 動的解析法			2,2,3,3,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,	
	(イ) 建物・構築物				
	常設耐震重要重大事故防止設				
	備,常設重大事故緩和設備,常設				
L	(14) (14 B/C 至 / C 4 B/W/(18 B/W) [1] [K		I .	I .	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

	机工初中钟中	女小ず识し	設置許可申請書	凯里尔司 社体甘油相印	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	放	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	重大事故防止設備(設計基準拡	1.74	MALL H VEV	25-22-1 2021/2021 3 - 7020	
	張)(当該設備が属する耐震重要				
	度分類がSクラスのもの) 又は常				
	設重大事故緩和設備(設計基準拡				
	張) が設置される重大事故等対処				
	施設を支持する建物・構築物の支				
	持機能を検討するための動的解				
	析において、施設を支持する建				
	物・構築物の主要構造要素がある				
	程度以上弾性範囲を超える場合				
	には、その弾塑性挙動を適切に模				
	擬した復元力特性を考慮した地				
	震応答解析を行う。				
	④⑤ 【50条 30】				
	常設耐震重要重大事故防止設			基準要求への適合性を明確化	原子炉冷却系統施設 (共通)
	備,常設重大事故緩和設備,常設				2.1.1 耐震設計
	重大事故防止設備(設計基準拡				
	張)(当該設備が属する耐震重要				
	度分類がSクラスのもの)又は常				
	設重大事故緩和設備(設計基準拡				
	張)が設置される重大事故等対処				
	施設の土木構造物の動的解析は、				
	構造物と地盤の相互作用を考慮				
	できる連成系の地震応答解析手				
	法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程				
	度に応じて、線形、等価線形又は				
	接に応して、縁形、寺価縁形又は 非線形解析のいずれかにて行う。				
	45)				
	地震力については、水平2方向	f. 重大事故等対処施設に適用す			
	及び鉛直方向について適切に組	る動的地震力は、水平2方向及び			
	み合わせて算定する。	鉛直方向について適切に組み合			
	8i 【50条31】	わせて算定するものとする。⑧i			
		<u></u>			
		g. 重大事故等対処施設を津波か			
		ら防護するための津波防護施設、			

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本个以可为如 (反)	浸水防止設備及び津波監視設備		及り基本版刊力訓との利比	
		並びに浸水防止設備が設置され			
		た建物・構築物は, 基準地震動 S			
		s による地震力に対して, それぞ			
		れの施設及び設備に要求される			
		機能が保持できるように設計す			
		る。 ② (④d⑥h⑦a 重複)			
	c. 設計用減衰定数		(3) 設計用減衰定数	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	「2.1.1(3) 地震力の算定方			いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	法」の「c. 設計用減衰定数」を		の「(3) 設計用減衰定数」を適用		
	適用する。⑧j 【50条32】		する。 8 j		
	(4) 荷重の組合せと許容限界		1.4.2.4 荷重の組合せと許容限	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	耐震設計における荷重の組合		界	いによる差異あり	
	せと許容限界は以下による。 ⑨a		 重大事故等対処施設の耐震設		
	a. 耐震設計上考慮する状態		計における荷重の組合せと許容		
	地震以外に設計上考慮する状		R R R R R R R R R R R R R R R R R R R		
	態を以下に示す。		(1) 耐震設計上考慮する状態		
	(a) 建物·構築物		地震以外に設計上考慮する状		
	重大事故等対処施設について		態を次に示す。		
	は以下のイ. ~二. の状態を考慮		a. 建物・構築物		
	する。				
	イ. 運転時の状態		(a) 運転時の状態		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		限界」の「(1) 耐震設計上考慮す		
	する状態(a) 建物・構築物」に		る状態 a. 建物・構築物」に示		
	示す「イ. 運転時の状態」を適		す「(a) 運転時の状態」を適用す		
	用する。 <mark>⑨b</mark>		<u>る。</u> ⑨b		
	ロ. 設計基準事故時の状態		(b) 設計基準事故時の状態		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許				
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮				
	する状態(a) 建物・構築物」に		る状態 a.建物・構築物」に示す		
	示す「ロ. 設計基準事故時の状		「(b) 設計基準事故時の状態」を		
	態」を適用する。		 適用する。 <mark>⑨</mark> c		
	ハ. 設計用自然条件		(c) <u>重大事故等時の状態</u>		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		発電用原子炉施設が,重大事故		
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		に至るおそれがある事故又は重		

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	する状態(a) 建物・構築物 に	- 一	大事故時の状態で, 重大事故等対	及び基本政司力到との利比	
	示す「ハ. 設計用自然条件」を		処施設の機能を必要とする状態。		
	適用する。		9e		
	⑨d 【 50 条 33】		(d) <u>設計用自然条件</u>		
			_[1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
			限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
			る状態 a.建物・構築物」に示す		
			「(c)設計用自然条件」を適用す		
			<u>る。</u> 9d		
	ニ. 重大事故等時の状態			同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	発電用原子炉施設が,重大事故			いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	に至るおそれがある事故又は重				
	大事故時の状態で, 重大事故等対				
	処施設の機能を必要とする状態。				
	⑨e 【50 条 34】				
	(b) 機器・配管系		b. 機器・配管系	同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	重大事故等対処施設について			いによる差異あり	
	は以下のイ.~ホ.の状態を考慮				
	する。				
	イ. 通常運転時の状態		(a) <u>通常運転時の状態</u>		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許				
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
	する状態(b) 機器・配管系」に		る状態 b.機器・配管系」に示す		
	示す「イ. 通常運転時の状態」		<u>「</u> (a) <u>通常運転時の状態」を適用</u>		
	を適用する。 <mark>⑨f</mark>		<u>する。</u> 9f		
	口. 運転時の異常な過渡変化時		(b) <u>運転時の異常な過渡変化時</u>		
	の状態		の状態		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		<u>「</u> 1.4.1.4 <u>荷重の組合せと許容</u>		
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
	する状態(b) 機器・配管系」に		る状態 b.機器・配管系」に示す		
	示す「ロ. 運転時の異常な過渡		<u>「(b)運転時の異常な過渡変化時</u>		
	変化時の状態」を適用する。⑨g		の状態」を適用する。 ⑨g		
	ハ. 設計基準事故時の状態		(c) <u>設計基準事故時の状態</u>		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
	する状態 (b) 機器・配管系」に		<u>る状態</u> b.機器・配管系」に示す		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

< 関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		タハチ ス	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		11.24		X 0 22 1 8X 11/3 21 C 13/4 72	
	示す「ハ. 設計基準事故時の状		「(c) <u>設計基準事故時の状態」を</u>		
	態」を適用する。		適用する。 ^{9h}		
	二. 設計用自然条件		(d) <u>重大事故等時の状態</u>		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		発電用原子炉施設が,重大事故		
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		<u>に至るおそれがある事故又は重</u>		
	する状態(b) 機器・配管系」に		大事故時の状態で, 重大事故等対		
	示す「二. 設計用自然条件」を		処施設の機能を必要とする状態。		
	適用する。		9 j		
	⑨i 【50条 35】		(e) <u>設計用自然条件</u>		
			<u>「</u> 1.4.1.4 <u>荷重の組合せと許容</u>		
			限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
			る状態 b.機器・配管系」に示す		
			「(d)設計用自然条件」を適用す		
			<u> 3. </u> 9i		
	ホ. 重大事故時の状態			同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	発電用原子炉施設が, 重大事故			いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	に至るおそれがある事故又は重				
	大事故時の状態で, 重大事故等対				
	処施設の機能を必要とする状態。				
	⑨j 【50条 36】				
	b. 荷重の種類		(2) 荷重の種類	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	(a) 建物·構築物		a. 建物・構築物	いによる差異あり	
	重大事故等対処施設について				
	は以下のイ. ~ホ. の荷重とする。				
	イ. 発電用原子炉のおかれてい		(a) 発電用原子炉のおかれてい		
	る状態にかかわらず常時作用し		る状態にかかわらず常時作用し		
	ている荷重, すなわち固定荷重,		ている荷重、すなわち固定荷重、		
	積載荷重、土圧、水圧及び通常の		積載荷重、土圧、水圧及び通常の		
	気象条件による荷重 ^{9k}		気象条件による荷重		
	ロ. 運転時の状態で施設に作用		9k		
	する荷重91		(b) 運転時の状態で施設に作用		
	ハ. 設計基準事故時の状態で施		する荷重91		
	設に作用する荷重9m		(c) 設計基準事故時の状態で施		
	二. 地震力,風荷重,積雪荷重		設に作用する荷重9m		
	9n 【50条37】		(d) 重大事故等時の状態で施設		
	600 × 01 1		に作用する荷重 9 o		
			ICIT/II Y 公刊 里 WO		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

< 関連する資料>
・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	ホ. 重大事故等時の状態で施設		(e) <u>地震力, 風荷重, 積雪荷重</u> 等		同上
	に作用する荷重		9n		
	⑨o 【50条 38】				⑨o 引用元:P21
	ただし, 運転時の状態, 設計基		ただし, 運転時の状態, 設計基		同上
	準事故時の状態及び重大事故等		準事故時の状態及び重大事故等		
	時の状態での荷重には、機器・配		時の状態での荷重には、機器・配		
	管系から作用する荷重が含まれ		管系から作用する荷重が含まれ		
	るものとし、地震力には、地震時		るものとし、地震力には、地震時		
	土圧、機器・配管系からの反力、		土圧,機器・配管系からの反力,		
	スロッシング等による荷重が含		スロッシング等による荷重が含		
	まれるものとする。		<u>まれるものとする。</u> <pre> ⑨p </pre>		
	⑨p 【50条39】				
	(b) 機器・配管系		b. 機器・配管系	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	重大事故等対処施設について		D. <u>機能。即信求</u>	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	は以下のイ.~ホ.の荷重とする。			いによる左共のり	2.1.1
	イ. 通常運転時の状態で施設に		(a) 通常運転時の状態で施設に		
	作用する荷重 作用する荷重 の の の の の の の の の の の の の		(a) <u></u>		
	口. 運転時の異常な過渡変化時		(b) 運転時の異常な過渡変化時		
	の状態で施設に作用する荷重⑨r		の状態で施設に作用する荷重⑨r		
	ハ、設計基準事故時の状態で施		(c) 設計基準事故時の状態で施		
	設に作用する荷重(9s		設に作用する荷重9s		
	二. 地震力,風荷重,積雪荷重		<u>成に作用する何里</u> (98) (d) 重大事故等時の状態で施設		
	9t 【50条40】		に作用する荷重9u		
	9 t 【50 来 40】		(e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等		
			(e) <u>地展刀,風帆里,傾当侧里</u> 等 ⑨t		
	ホ. 重大事故等時の状態で施設			同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	に作用する荷重			回極目の記載であるか, 表現の達 いによる差異あり	IHJ
	©u 【50条41】			(いによる左共のり	
	❷u 【50 未 41】				
	c. 荷重の組合せ		(3) 荷重の組合せ	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	地震と組み合わせる荷重につ		<u>地震</u> 力と他の <u>荷重</u> との組合せ	いによる差異あり	
	いては,「2.3 外部からの衝撃に		を以下に示す。 ⑨v		
	よる損傷の防止」で設定している				
	風及び積雪による荷重を考慮し,				
	以下のとおり設定する。				

様式-7

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1〜の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		タパテバ	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	⑨v 【50 条 42】				⑨v 引用元: P23
	(a) 建物・構築物 イ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。		a. 建物・構築物 (a) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。⑨w	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通)2.1.1 耐震設計
	⑨w【50条43】 ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐力を担当を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を		(b) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故核和設備,常設重大事故核和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時作用している荷重,設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち,地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては,設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに,確率論的な考	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同上

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (練見質明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		2.11.7.0	の対比衣		1
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				及び室本版可力到との利比	
	として扱う。		察も考慮した上で設定する。 9x		
	⑨x 【50 条 44】				
	二. 常設耐震重要重大事故防止		(c) 常設耐震重要重大事故防止	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
	設備,常設重大事故緩和設備,常		設備, 常設重大事故緩和設備, 常	(過重条件の設定方法について	2.1.1 耐震設計
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡	明記)	
	張) (当該設備が属する耐震重要		張) (当該設備が属する耐震重要		
	度分類が S クラスのもの) 又は常		度分類がSクラスのもの)又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	張)が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の建物・構築物については,		施設の建物・構築物については,		
	常時作用している荷重,設計基準		常時作用している荷重,設計基準		
	事故時の状態及び重大事故等時		事故時の状態及び重大事故等時		
	の状態で施設に作用する荷重の		の状態で施設に作用する荷重の		
	うち、地震によって引き起こされ		うち, 地震によって引き起こされ		
	るおそれがない事象による荷重		<u>るおそれがない事象による荷重</u>		
	は, その事故事象の発生確率, 継		は,その事故事象の発生確率,継		
	続時間及び地震動の年超過確率		続時間及び地震動の年超過確率		
	の関係を踏まえ、適切な地震力		の関係を踏まえ、適切な地震力		
	(基準地震動 S s 又は弾性設計		(基準地震動Ss又は弾性設計		
	用地震動Sdによる地震力)と組		用地震動 S d による地震力) と組		
	み合わせる。この組合せについて		み合わせる。この組合せについて		
	は,事故事象の発生確率,継続時		は, 事故事象の発生確率, 継続時		
	間及び地震動の年超過確率の積		間及び地震動の年超過確率の積		
	等を考慮し,工学的,総合的に勘		等を考慮し,工学的,総合的に勘		
	案の上設定する。なお,継続時間		案の上設定する。なお、継続時間		
	については対策の成立性も考慮		については対策の成立性も考慮		
	した上で設定する。 ⑨y		<u>した上で設定する。</u> <a>9 y		
	以上を踏まえ,原子炉格納容器		以上を踏まえ,原子炉格納容器		
	バウンダリを構成する施設(原子		バウンダリを構成する施設(原子		
	炉格納容器内の圧力, 温度の条件		炉格納容器内の圧力, 温度の条件		
	を用いて評価を行うその他の施		<u>を用いて評価を行うその他の施</u>		
	設を含む。) については, いった		設を含む。) については, いった		
	ん事故が発生した場合,長時間継		ん事故が発生した場合,長時間継		
	続する事象による荷重と弾性設		続する事象による荷重と弾性設		
	計用地震動Sdによる地震力と		計用地震動Sdによる地震力と		
	を組み合わせ、その状態からさら		を組み合わせ、その状態からさら		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 要求事項との対比表

		女小尹快(との対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	に長期的に継続する事象による		に長期的に継続する事象による		
	荷重と基準地震動Ssによる地		荷重と基準地震動Ssによる地		
	震力を組み合わせる。 ⑨z		震力とを組み合わせる。 ⑨z ま		
	なお,格納容器破損モードの評		た、その他の施設については、い		
	価シナリオのうち,原子炉圧力容		ったん事故が発生した場合,長時		
	器が破損する評価シナリオにつ		間継続する事象による荷重と基		
	いては,重大事故等対処設備によ		準地震動Ssによる地震力とを		
	る原子炉注水は実施しない想定		 組み合わせる。 <pre>9aa</pre>		
	として評価しており,本来は機能				
	を期待できる高圧代替注水系, 低				
	圧代替注水系(常設)(復水移送				
	ポンプ) 又は低圧代替注水系(常				
	設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)				
	による原子炉注水により炉心損				
	傷の回避が可能であることから				
	荷重条件として考慮しない。⑨				
	また,その他の施設について				
	は,いったん事故が発生した場				
	合,長時間継続する事象による荷				
	重と基準地震動Ssによる地震				
	力とを組み合わせる。				
	⑨aa 【50条45】				

	本. 常設耐震重要重大事故防止		(d) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	
	設備以外の常設重大事故防止設		設備以外の常設重大事故防止設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	備又は常設重大事故防止設備(設		備又は常設重大事故防止設備(設		
	計基準拡張)(当該設備が属する		計基準拡張)(当該設備が属する		
	耐震重要度分類がBクラス又はC		耐震重要度分類がBクラス又は		
	クラスのもの) が設置される重大		<u>Cクラスのもの</u>) が設置される重		
	事故等対処施設の建物・構築物に		大事故等対処施設の建物・構築物		
	ついては、常時作用している荷重		については、常時作用している荷		
	及び運転時の状態で施設に作用		重及び運転時の状態で施設に作		
	する荷重と動的地震力又は静的		用する荷重と,動的地震力又は静		
	地震力とを組み合わせる。		的地震力とを組み合わせる。		
	(5)		b		
	(b) 機器・配管系		b. 機器・配管系		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	安水事項との対比な							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	イ. 常設耐震重要重大事故防止		(a) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)			
	設備, 常設重大事故緩和設備, 常		設備,常設重大事故緩和設備,常	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計			
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡					
	張) (当該設備が属する耐震重要		張) (当該設備が属する耐震重要					
	度分類がSクラスのもの)又は常		度分類がSクラスのもの) 又は常					
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡					
	張)が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処					
	施設の機器・配管系については,		施設の機器・配管系については,					
	通常運転時の状態で施設に作用		通常運転時の状態で作用する荷					
	する荷重と地震力とを組み合わ		重と地震力とを組み合わせる。 ⑨					
	せる。		ac					
	<pre>9ac 【50 条 47】</pre>							
	ハ. 常設耐震重要重大事故防止 ハ. 常設耐震重要重大事故防止		(b) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが、表現の違	同上			
	設備,常設重大事故緩和設備,常		設備,常設重大事故緩和設備,常	いによる差異あり	PI			
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡	いてよる左共のり				
	張)(当該設備が属する耐震重要		張)(当該設備が属する耐震重要					
	度分類がSクラスのもの)又は常		度分類がSクラスのもの)又は常					
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡					
	張) が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処					
	施設の機器・配管系については、		施設の機器・配管系については、					
	運転時の異常な過渡変化時の状		運転時の異常な過渡変化時の状					
	態,設計基準事故時の状態及び重		態, 設計基準事故時の状態及び重					
	大事故等時の状態で作用する荷		大事故等時の状態で作用する荷					
	重のうち、地震によって引き起こ		重のうち、地震によって引き起こ					
	されるおそれがある事象によっ		されるおそれがある事象によっ					
	て作用する荷重と地震力とを組		て作用する荷重と地震力とを組					
	み合わせる。重大事故等による荷		み合わせる。重大事故等が地震に					
	重は設計基準対象施設の耐震設		よって引き起こされるおそれが					
	計の考え方及び確率論的な考察		ある事象であるかについては, <u>設</u>					
	を踏まえ、地震によって引き起こ		計基準対象施設の耐震設計の考					
	されるおそれがない事象による		<u>え方</u> に基づくとともに, <u>確率論的</u>					
	荷重として扱う。		<u>な考察</u> も考慮した上で設定する。					
	⑨ad 【50 条 48】		<pre>9ad</pre>					
	· 一份犯耐電手而手上車投吐!		(。) 党犯副電手電手上車提供点	1. 供乳斗の印施ル				
	ホ. 常設耐震重要重大事故防止		(c) 常設耐震重要重大事故防止	設備設計の明確化	同上			
	設備,常設重大事故緩和設備,常		設備,常設重大事故緩和設備,常	(過重条件の設定方法について				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	20 20 di 24		設置許可申請書	30 BB 36 -7	1
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文		設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	設重大事故防止設備(設計基準拡	123	設重大事故防止設備(設計基準拡	明記)	
	張)(当該設備が属する耐震重要		張)(当該設備が属する耐震重要	74,60	
	度分類がSクラスのもの)又は常		度分類がSクラスのもの)又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	張) が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の機器・配管系については、		施設の機器・配管系については、		
	運転時の異常な過渡変化時の状		運転時の異常な過渡変化時の状		
	態, 設計基準事故時の状態及び重		態,設計基準事故時の状態及び重		
	大事故等時の状態で施設に作用		大事故等時の状態で作用する荷		
	する荷重のうち地震によって引		重のうち地震によって引き起こ		
	き起こされるおそれがない事象		されるおそれがない事象による		
	による荷重は、その事故事象の発		荷重は、その事故事象の発生確		
	生確率,継続時間及び地震動の年		率,継続時間及び地震動の年超過		
	超過確率の関係を踏まえ, 適切な		確率の関係を踏まえ, 適切な地震		
	地震力(基準地震動Ss又は弾性		力(基準地震動Ss又は弾性設計		
	設計用地震動Sdによる地震力)		用地震動Sdによる地震力)と組		
	と組み合わせる。この組合せにつ		<u>み合わせる。この組合せについて</u>		
	いては,事故事象の発生確率,継		は,事故事象の発生確率,継続時		
	続時間及び地震動の年超過確率		間及び地震動の年超過確率の積		
	の積等を考慮し, 工学的, 総合的		等を考慮し,工学的,総合的に勘		
	に勘案の上設定する。なお、継続		案の上設定する。なお、継続時間		
	時間については対策の成立性も		については対策の成立性も考慮		
	考慮した上で設定する。 9ae		<u>した上で設定する。</u>		
	以上を踏まえ,重大事故等時の		以上を踏まえ,重大事故等時の		
	状態で作用する荷重と地震力(基		状態で作用する荷重と地震力(基		
	準地震動Ss又は弾性設計用地		準地震動Ss又は弾性設計用地		
	震動Sdによる地震力) との組合		震動Sdによる地震力)との組合		
	せについては,以下を基本設計と		せについては,以下を基本設計と		
	する。 ^{⑨af}		<u>する。</u> ⑨af		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ		原子炉冷却材圧力バウンダリ		
	を構成する設備については, いっ		を構成する設備については, いっ		
	たん事故が発生した場合,長時間		たん事故が発生した場合,長時間		
	継続する事象による荷重と弾性		継続する事象による荷重と弾性		
	設計用地震動Sdによる地震力		設計用地震動Sdによる地震力		
	とを組み合わせ、その状態からさ		とを組み合わせ、その状態からさ		
	らに長期的に継続する事象によ		らに長期的に継続する事象によ		
	る荷重と基準地震動Ssによる		る荷重と基準地震動Ssによる		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
投 州 基	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	佣石
	地震力とを組み合わせる。 ⑨ag		地震力とを組み合わせる。		
	原子炉格納容器バウンダリを		原子炉格納容器バウンダリを		
	構成する設備(原子炉格納容器内		構成する設備(原子炉格納容器内		
	の圧力,温度の条件を用いて評価		の圧力, 温度の条件を用いて評価		
	を行うその他の施設を含む。)に		を行うその他の施設を含む。) に		
	ついては、いったん事故が発生し		ついては、いったん事故が発生し		
	た場合,長時間継続する事象によ		た場合,長時間継続する事象によ		
	る荷重と弾性設計用地震動Sd		る荷重と弾性設計用地震動 S d		
	による地震力とを組み合わせ, そ		による地震力とを組み合わせ, そ		
	の状態からさらに長期的に継続		の状態からさらに長期的に継続		
	する事象による荷重と基準地震		する事象による荷重と基準地震		
	動Ssによる地震力とを組み合		動Ssによる地震力とを組み合		
	わせる。		<u>わせる。</u>		
	なお,格納容器破損モードの評		いては,いったん事故が発生した		
	価シナリオのうち,原子炉圧力容		場合,長時間継続する事象による		
	器が破損する評価シナリオにつ		荷重と基準地震動Ssによる地		
	いては,重大事故等対処設備によ		震力とを組み合わせる。 ⑨ai		
	る原子炉注水は実施しない想定				
	として評価しており,本来は機能				
	を期待できる高圧代替注水系, 低				
	圧代替注水系 (常設) (復水移送				
	ポンプ) 又は低圧代替注水系(常				
	設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)				
	による原子炉注水により炉心損				
	傷の回避が可能であることから				
	荷重条件として考慮しない。 9				
	その他の施設については,いっ				
	たん事故が発生した場合,長時間				
	継続する事象による荷重と基準				
	地震動 S s による地震力とを組				
	み合わせる。				
	⑨ai 【50条49】				
	へ. 常設耐震重要重大事故防止		(d) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	設備以外の常設重大事故防止設		設備以外の常設重大事故防止設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	備又は常設重大事故防止設備(設		備又は常設重大事故防止設備(設		
	計基準拡張) (当該設備が属する		計基準拡張)(当該設備が属する		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可、技術基準規則	備考
	基本設計方針(後) 耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については,通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と,動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ②aj 【50条50】	本文	添付書類八 耐震重要度分類がBクラス又は Cクラスのもの)が設置される重 大事故等対処施設の機器・配管系 については、通常運転時の状態又 は運転時の異常な過渡変化時の 状態で作用する荷重と動的地震 力又は静的地震力とを組み合わ せる。 ⑨aj	及び基本設計方針との対比	
	(d) 荷重の組合せ上の留意事項 動的地震力については、水平2 方向と鉛直方向の地震力とを適 切に組み合わせ算定するものと する。 ⑨ak 【50条51】		c. 荷重の組合せ上の留意事項 (a) 常設耐震重要重大事故防止 設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故協所。 (設重大事故協所其事故 (設重大事故協所其事故。 (当該設備が属するを関係。 (記事故経知、大事故と、 (記事故を、 (記事故と、 (記事故を、 (記事故と、 (記事故を、 (記事故を、 (記事故を、 (記事故を、 (記事故を、 (記事故を、 (記事故と、 (記事故を、 (記事故と、 (記事なと、 (記事なと、 (記事なと、 (記事なと、 (記事なと、 (記事なと、 (記事なと、 (記事なと、 (記事なと、 (記事など、 (記書など、	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 2.1.1 耐震設計

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

< 関連する資料>
・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
[X阳圣中/阮东] /] [TW	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	<u> </u>
			いものとする。 🅸		
			(d) 重大事故等対処施設を支持		
			する建物・構築物の当該部分の支		
			持機能を確認する場合において		
			は,支持される施設の設備分類に		
			応じた地震力と常時作用してい		
			る荷重,重大事故等時の状態で施		
			設に作用する荷重及びその他必		
			要な荷重とを組み合わせる。		
					医力层外积液体护剂。(北汉)
	d. 許容限界		(4) <u>許容限界</u>	同趣旨の記載であるが,表現の違	
	各施設の地震力と他の荷重と		各施設の地震力と他の荷重と	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	を組み合わせた状態に対する許		を組み合わせた状態に対する許		
	容限界は次のとおりとし、安全上		容限界は次のとおりとし、安全上		
	適切と認められる規格及び基準,		適切と認められる規格及び基準、		
	試験等で妥当性が確認されてい る値を用いる。		試験等で妥当性が確認されている。		
	る個を用いる。 ⑨al 【50条 52】		<u>る</u> 許容応力等 <u>を用いる。</u> ⑨al		
	(9a1 【50 亲 52】				
	(a) 建物・構築物		a. 建物・構築物	 同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	イ. 常設耐震重要重大事故防止		(a) 常設耐震重要重大事故防止	いによる差異あり	
	設備, 常設重大事故緩和設備, 常		設備,常設重大事故緩和設備,常		
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡		
	張) (当該設備が属する耐震重要		張) (当該設備が属する耐震重要		
	度分類が S クラスのもの) 又は常		度分類がSクラスのもの) 又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	張) が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の建物・構築物(へ. に記載		施設の建物・構築物 ((e)に記載		
	のものを除く。)		のものを除く。)		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと		<u>「</u> 1.4.1.4 <u>荷重の組合せと許容</u>		
	許容限界」の「d. 許容限界」に		限界」の「(4)許容限界」に示す		
	示すSクラスの建物・構築物の基		Sクラスの建物・構築物の基準地		
	準地震動S s による地震力との		震動Ssによる地震力との組合		
	組み合わせに対する許容限界を		せに対する許容限界を適用する。		
	適用する。 <mark>⑨am</mark>		(9am)		
	ただし,原子炉格納容器バウン		ただし,原子炉格納容器バウン		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

< 関連する資料>
・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	ダリを構成する施設の設計基準		ダリを構成する施設の設計基準		
	事故時の状態における長期的荷		事故時の状態における長期的荷		
	重と弾性設計用地震動Sdによ		重と弾性設計用地震動Sdによ		
	る地震力の組合せに対する許容		る地震力との組合せに対する許		
	限界は,「2.1.1(4) 荷重の組合		容限界は,「1.4.1.4 荷重の組合		
	せと許容限界」の「d. 許容限界」		せと許容限界」の「(4)許容限界」		
	に示すSクラスの建物・構築物の		に示すSクラスの建物・構築物の		
	弾性設計用地震動Sdによる地		弾性設計用地震動Sdによる地		
	震力又は静的地震力との組合せ		震力又は静的地震力との組合せ		
	に対する許容限界を適用する。		に対する許容限界を適用する。 ⑨		
			an		
	口. 常設耐震重要重大事故防止		(b) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	設備以外の常設重大事故防止設		設備以外の常設重大事故防止設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	備又は常設重大事故防止設備(設		備又は常設重大事故防止設備(設		
	計基準拡張)(当該設備が属する		計基準拡張)(当該設備が属する		
	耐震重要度分類がBクラス又はC		耐震重要度分類がBクラス又は		
	クラスのもの) が設置される重大		<u>Cクラスのもの) が設置される重</u>		
	事故等対処施設の建物・構築物		大事故等対処施設の建物・構築物		
	(ト. に記載のものを除く。)		<u>((f)に記載のものを除く。)</u>		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと		<u>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容</u>		
	許容限界」の「d. 許容限界」に		限界」の「(4)許容限界」に示す		
	示す B クラス及び C クラスの建		Bクラス及びCクラスの建物・構		
	物・構築物の許容限界を適用す		築物の許容限界を適用する。		
	5 .				
	⑨ao 【50 条 54】				
			() = 1. Mr () VZ = 12 2 2 2 1 + U		
	ハ. 設備分類の異なる重大事故		(c) 設備分類の異なる重大事故		同上
	等対処施設を支持する建物・構築		等対処施設を支持する建物・構築	いによる差異あり	
	物(へ.及びト.に記載のものを		<u>物 (</u> (e) <u>及び</u> (f) <u>に記載のものを除</u>		
	除く。)		<u>〈。)</u>		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		<u>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容</u>		
	容限界」の「d. 許容限界」に示		限界」の「(4)許容限界」に示す		
	す耐震重要度分類の異なる施設		耐震重要度分類の異なる施設を		
	を支持する建物・構築物の許容限		支持する建物・構築物の許容限界 な適用する。		
	界を適用する。 ⑨ap		<u>を適用する。</u>		
	なお、適用に当たっては、「耐		<u>なお,適用に当たっては,「耐</u>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安	との対比表 ┕━━━	I	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈		設置許可申請書	設置許可申請書		
	放対処設備が属する耐震重要度 分類をSクラスとする。 ②at 【50条56】 ホ. 気密性,止水性,遮蔽性, 通水機能,貯水機能を考慮する施 設 構造強度の確保に加えて気密 性,止水性,遮蔽性,通水機能, 貯水機能が必要な建物・構築物に ついては,その機能を維持できる 許容限界を適切に設定するもの とする。			設備設計の明確化 (技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。)	同上

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			の対比衣		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	⑨ 【50条 57】				
	へ. 常設耐震重要重大事故防止		(e) <u>常設耐震重要重大事故防止</u>		原子炉冷却系統施設 (共通)
	設備,常設重大事故緩和設備,常		設備,常設重大事故緩和設備,常	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡		
	張)(当該設備が属する耐震重要		張)(当該設備が属する耐震重要		
	度分類がSクラスのもの)又は常		度分類がSクラスのもの)又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が計算される重力事故な対象		
	張) が設置される重大事故等対処 施設の土木構造物		<u>張) が設置される重大事故等対処</u> 施設の土木構造物		
	施設の工作機造物 「2.1.1(4) 荷重の組合せと		<u>ル設の工不構造物</u> <u>「</u> 1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
	許容限界」の「d. 許容限界」に		1.4.1.4 <u>何里の組合せる計名</u> 限界」の「(4)許容限界」に示す		
	示す屋外重要土木構造物の基準		屋外重要土木構造物の基準地震		
	地震動Ssによる地震力との組		動Ssによる地震力との組合せ		
	合せに対する許容限界を適用す		に対する許容限界を適用する。⑨		
	る。		au		
	<mark>⑨au 【50条 58】</mark>				
	ト. 常設耐震重要重大事故防止		(f) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	設備以外の常設重大事故防止設		設備以外の常設重大事故防止設	いによる差異あり	
	備又は常設重大事故防止設備(設		備又は常設重大事故防止設備(設		
	計基準拡張)(当該設備が属する		計基準拡張)(当該設備が属する		
	耐震重要度分類がBクラス又は		耐震重要度分類がBクラス又は		
	C クラスのもの) が設置される重		<u>Cクラスのもの) が設置される重</u>		
	大事故等対処施設の土木構造物		大事故等対処施設の土木構造物		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと		「1.4.1.4 <u>荷重の組合せと許容</u>		
	許容限界」の「d. 許容限界」に 示すその他の土木構造物の許容		限界」の「(4) <u>許容限界」に示す</u> その他の土木構造物の許容限界		
			を適用する。 9av		
	9av 【50条59】		<u>で週刊する。</u> Uav		
	(b) 機器・配管系		b. 機器・配管系	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	口. 常設耐震重要重大事故防止		(a) 常設耐震重要重大事故防止	いによる差異あり	
	設備, 常設重大事故緩和設備, 常		設備,常設重大事故緩和設備,常		
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡		
	張) (当該設備が属する耐震重要		張)(当該設備が属する耐震重要		
	度分類がSクラスのもの)又は常		度分類がSクラスのもの) 又は常		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書 (本設計方針(後)	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
設重大車		本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	と器・配管系		施設の機器・配管系		
	.1(4) 荷重の組合せと		「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
許容限界	引」の「d. 許容限界」に				
示すSク	プラスの機器・配管系の基		Sクラスの機器・配管系の基準地		
準地震動	めSsによる地震力との		震動Ssによる地震力との組合		
組合せに	こ対する許容限界を適用		せに対する許容限界を適用する。		
する。 9	Daw		<pre>9aw</pre>		
ただし	, 原子炉格納容器バウン		ただし,原子炉格納容器バウン		
ダリを構	構成する設備及び非常用		ダリを構成する設備,非常用炉心		
炉心冷却	印設備等の弾性設計用地		冷却設備等の弾性設計用地震動		
震動Sd	dと設計基準事故時の状		Sdと設計基準事故時の状態に		
態におけ	ける長期的荷重との組合		おける長期的荷重との組合せに		
せに対	する許容限界は、		<u>対する許容限界は,「</u> 1.4.1.4 <u>荷</u>		
Г2. 1. 10	(4) 荷重の組合せと許		重の組合せと許容限界」の「(4)		
容限界」	の「d. 許容限界」に示		許容限界」に示すSクラスの機		
すSクラ	スの機器・配管系の弾性		器・配管系の弾性設計用地震動S		
設計用地	也震動 S d による地震力		d による地震力又は静的地震力		
又は静的	り地震力との組合せに対		との組合せに対する許容限界を		
7	F限界を適用する。		<u>適用する。</u> ⑨ax		
(9ax) (5	50条60】				
一 八 常	設耐震重要重大事故防止		(b) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが, 表現の違	 原子炉冷却系統施設(共通)
	トの常設重大事故防止設		設備以外の常設重大事故防止設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	常設重大事故防止設備(設		備又は常設重大事故防止設備(設		***************************************
	拡張) (当該設備が属する		計基準拡張)(当該設備が属する		
耐震重要	更度分類Bクラス又はCク		耐震重要度分類がBクラス又は		
ラスのも	の)が設置される重大事				
故等対処	1施設の機器・配管系		大事故等対処施設の機器・配管系		
Г2. 1.	.1(4) 荷重の組合せと		「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
許容限界	引」の「d. 許容限界」に				
示す B ク	クラス及び C クラスの機		Bクラス及びCクラスの機器・配		
器・配管	管系の許容限界を適用す		管系の許容限界を適用する。 ^⑨ ay		
る。			_		
9ay [5	50条61】		c. 基礎地盤の支持性能		
			(a) 常設耐震重要重大事故防止		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
人们在于州 及 万州	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	ин 3
			設備,常設重大事故緩和設備,常		
			設重大事故防止設備(設計基準拡		
			張)(当該設備が属する耐震重要		
			度分類がSクラスのもの)又は常		
			設重大事故緩和設備(設計基準拡		
			張) が設置される重大事故等対処		
			施設の建物・構築物、機器・配管		
			系及び土木構造物の基礎地盤		
			「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
			限界」の「(4)許容限界」に示す		
			Sクラスの建物・構築物及びSク		
			ラスの機器・配管系の基礎地盤並		
			びに屋外重要土木構造物,津波防		
			護施設,浸水防止設備及び津波監		
			視設備並びに浸水防止設備が設		
			置された建物・構築物の基礎地盤		
			の基準地震動Ssによる地震力		
			との組合せに対する許容限界を		
			適用する。②		
			(b) 常設耐震重要重大事故防止		
			設備以外の常設重大事故防止設		
			備又は常設重大事故防止設備(設		
			計基準拡張)(当該設備が属する		
			耐震重要度分類がBクラス又は		
			Cクラスのもの) が設置される重		
			大事故等対処施設の建物・構築		
			物,機器・配管系及び土木構造物		
			の基礎地盤		
			「1.4.1.4 荷重の組合せと許		
			容限界」の「(4)許容限界」に示		
			すBクラス及びCクラスの建物・		
			構築物, Bクラス及びCクラスの		
			機器・配管系並びにその他の土木		
			構造物の基礎地盤の許容限界を		
			適用する。②		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

< 関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

る説明書 別添-1) 様式-7

	安水争頃との対比衣						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	(5) 設計における留意事項		1.4.2.5 設計における留意事項	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)		
	a. 波及的影響		「1.4.1.5 設計における留意事	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計		
	「2.1.1(5) 設計における留意		 項」を適用する。				
	事項」の a. 波及的影響を適用						
	する。						
	適用に当たっては,「耐震重要	h. 上記 b. 及び d. の施設は,	ただし,適用に当たっては,「耐				
	施設」を「常設耐震重要重大事故	Bクラス及びCクラスの施設,上	震重要施設」を「常設耐震重要重				
	防止設備, 常設重大事故緩和設	記c. の施設, 上記e. の設備,	大事故防止設備,常設重大事故緩				
	備,常設重大事故防止設備(設計	常設重大事故防止設備及び常設	和設備, 常設重大事故防止設備				
	基準拡張) (当該設備が属する耐	重大事故緩和設備並びに常設重	(設計基準拡張)(当該設備が属				
	震重要度分類が S クラスのもの)	大事故防止設備(設計基準拡張)	する耐震重要度分類がSクラス				
	又は常設重大事故緩和設備(設計	及び常設重大事故緩和設備(設計	のもの) 又は常設重大事故緩和設				
	基準拡張) が設置される重大事故	基準拡張)のいずれにも属さない	備(設計基準拡張)が設置される				
	等対処施設」に、「安全機能」を	常設の重大事故等対処施設の波	重大事故等対処施設」に,「安全				
	「重大事故等に対処するために	及的影響によって,重大事故等に	機能」を「重大事故等に対処する				
	必要な機能」に読み替える。	対処するために必要な機能を損	ために必要な機能」に読み替え				
	⑩a 【50条 62】	なわないように設計する。	<u>る。</u> ⑩a				
		波及的影響の評価に当たって					
	なお, 耐震重要度分類の下位の	は、敷地全体を俯瞰した調査・検	なお, 耐震重要度分類の下位の		同上		
	クラスに属する施設の波及的影	討を行い,事象選定及び影響評価	クラスに属する施設の波及的影				
	響については, B クラス及び C ク	を行う。なお、影響評価において	響については, Bクラス及びCク				
	ラスの施設に加え,常設耐震重要	は、上記 b. 及び d. の施設の設	ラスの施設に加え,常設耐震重要				
	重大事故防止設備以外の常設重	計に用いる地震動又は地震力を	重大事故防止設備以外の常設重				
	大事故防止設備又は常設重大事	適用する。	大事故防止設備又は常設重大事				
	故防止設備(設計基準拡張)(当	② (⑩a 重複)	故防止設備(設計基準拡張)(当				
	該設備が属する耐震重要度分類		該設備が属する耐震重要度分類				
	が B クラス又は C クラスのもの)		がBクラス又はCクラスのもの)				
	が設置される重大事故等対処施		が設置される重大事故等対処施				
	設, 可搬型重大事故等対処設備,		設,可搬型重大事故等対処設備,				
	常設重大事故防止設備及び常設		常設重大事故防止設備及び常設				
	重大事故緩和設備並びに常設重		重大事故緩和設備並びに常設重				
	大事故防止設備(設計基準拡張)		大事故防止設備(設計基準拡張)				
	及び常設重大事故緩和設備(設計		及び常設重大事故緩和設備(設計				
	基準拡張) のいずれにも属さない		基準拡張) のいずれにも属さない				
	常設の重大事故等対処施設の影		常設の重大事故等対処施設の影				
	響についても評価する。		響についても評価する。				
	⑩b 【50条 63】		® b				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

	I		の対比衣		I
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	五·1·以 11 / 7 2 1 (区 /	1124	また,可搬型重大事故等対処設	次0盆小阪町为計での利用	
			備については、地震による周辺斜		
			面の崩壊、溢水、火災等の影響を		
			受けない場所に適切な保管がな		
			されていることを併せて確認す		
			る。 ① (⑦b 重複)		
	b. 主要施設への地下水の影響	i . 常設耐震重要重大事故防止設			
	防潮堤下部の地盤改良等によ	備,常設重大事故緩和設備,常設		設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
	り山から海に向かう地下水の流	重大事故防止設備(設計基準拡		(地下水位による耐震性への影	2.1.1 耐震設計
	れが遮断され,敷地内の地下水位	張)又は常設重大事故緩和設備		響が生じうる建屋範囲を明確化。	
	が地表面付近まで上昇するおそ	(設計基準拡張)が設置される重		地下水位低下設備の設置目的(揚	
	れがあることを踏まえ,原子炉建	大事故等対処施設は, 防潮堤下部		圧力・液状化影響低減)と設置す	
	屋,制御建屋及び第3号機海水熱	の地盤改良等により地下水の流		るエリア,各エリア2系統設置す	
	交換器建屋に作用する揚圧力の	れが遮断され敷地内の地下水位		る方針を明確化。また,地下水位	
	低減及び周辺の土木構造物等に	が地表面付近まで上昇するおそ		低下設備の効果が及ぶ範囲が	
	生じる液状化影響の低減を目的	れがあることを踏まえ, 地下水位		0. P. +14. 8m 盤であることを明確	
	とし,地下水位を一定の範囲に保	を一定の範囲に保持する地下水		化。)	
	持するために,原子炉建屋・制御	位低下設備を設置し,同設備の効			
	建屋エリア及び第 3 号機海水熱	果が及ぶ範囲においては、その機			
	交換器建屋エリアに地下水位低	能を考慮した設計用地下水位を			
	下設備を各エリア 2 系統設置す	設定し水圧の影響を考慮する。			
	る。	地下水位低下設備の効果が及			
	耐震評価において,地下水位の	ばない範囲においては,自然水位			
	影響を受ける施設及びアクセス	より保守的に設定した水位又は			
	ルートについて,地下水位低下設	地表面にて設計用地下水位を設			
	備の効果が及ぶ範囲(0. P. +14. 8m	定し水圧の影響を考慮する。 ④g			
	盤)においては、その機能を考慮	© 1			
	した設計用地下水位を設定し水				
	圧の影響を考慮する。なお,地下				
	水位低下設備の効果が及ばない				
	範囲においては、自然水位より保				
	守的に設定した水位又は地表面				
	にて設計用地下水位を設定し水				
	圧の影響を考慮する。				
	④g⑥l 【50条64】				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
425 14 min 7 / 24/254 74 74 77	基本設計方針(後) 地下水位低下設備は、ドレー	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	, ,			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
	ン、接続桝、揚水井戸、蓋、揚水 ポンプ、配管、水位計、制御盤、			(地下水位低下設備の設計方針	2.1.1 耐震設計
	電源(非常用ディーゼル発電機),			について明確化)	
	電源盤及び電路により系統を構				
	成する。				
	がりる。 4h6m 【50条72】				④h⑥m 引用元:P45
	€110m (30 × 12)				使用创制 打用儿,下45
	地下水位低下設備は,ドレーン			設備設計の明確化	同上
	及び接続桝により揚水井戸に地			(地下水位低下設備の設計方針	
	下水を集水し、揚水ポンプ(容量			(設置する設備とその仕様)につ	
	375m³/h/個,揚程 52m,原動機出			いて明確化)	
	力 110kW/個) により, 揚水ポンプ				
	に接続された配管を通して地下				
	水を屋外排水路へ排水する。				
	揚水ポンプは, 設備の信頼性向				
	上のために地下水の最大流入量				
	を排水可能な容量を有する設計				
	とし、設備の信頼性向上のため				
	100%容量のポンプを1系統当た				
	り2個(計8個)設置し,集水し				
	た地下水を排水できる設計とす				
	る。				
	④⑥ 【50条73】				
	地下水位低下設備は,1系統当			設備設計の明確化	同上
	たり3個(計12個)設置した水			(地下水位低下設備の設計方針	PI
	位計からの水位信号を用いて、2			(設置する設備とその仕様)につ	
	out of 3 論理により揚水ポンプ			いて明確化)	
	の自動起動及び自動停止を行う			V くり14年1日/	
	ことで、揚水井戸の水位を自動で				
	制御できる設計とする。また、各				
	系統の水位を,原子炉建屋及び中				
	央制御室に設置した制御盤から				
	監視可能な設計とする。水位や設				
	備の異常時には、これらを確実に				
	検出して自動的に中央制御室に				

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

	机工知中等事	女小书识(設置許可申請書	机果新司 开体甘油相叫	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	放	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	警報 (水位低又は高,水位高高,	7.2	松门首规八	人の名字版品の到この利用	
	電源喪失、揚水ポンプ故障)を発				
	信する装置を設けるとともに、表				
	示ランプの点灯,ブザー鳴動によ				
	り運転員に通報できる設計とす				
	る。				
	制御盤は、2系統の独立した設				
	備を1系統当たり現場及び中央				
	制御室に1面ずつ設置し,原子炉				
	建屋・制御建屋エリア及び第3号				
	機海水熱交換器建屋エリアのそ				
	れぞれ1系統の設備ごとに、監				
	視・制御可能な設計とする。				
	4.6 【50条74】				
	地下水位低下設備は,電源盤			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
	(容量 296kVA),及び電路を設置			(地下水位低下設備の設計方針	2.1.1 耐震設計
	し,非常用交流電源設備である非			(設置する設備とその仕様)につ	2. 1. 1 III) AR IX FI
	常用ディーゼル発電機から設備			いて明確化)	
	に必要な電力を供給できる設計			(C) HE L)	
	とする。また、全交流動力電源喪				
	失となった場合は常設代替交流				
	電源設備であるガスタービン発				
	電機から設備に必要な電力を供				
	給できる設計とする。				
	電源盤は、2系統の独立した設				
	備を1系統当たり1面ずつ設置				
	し、原子炉建屋・制御建屋エリア				
	及び第 3 号機海水熱交器建屋エ				
	リアのそれぞれ1系統の設備ご				
	とに電力を供給できる設計とす				
	3.				
	④i⑥n 【50条 75】				④i⑥n 引用元: P45
					*
	揚水ポンプ,配管及び水位計は			設備設計の明確化	同上
	揚水井戸内に設置し、揚水井戸に			(地下水位低下設備の設計方針	—
	より支持するとともに、揚水井戸			(設置する設備とその仕様)につ	
	より文持するとともに、場水井戸			(設直する設備とその仕様)につ	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		タ ハ チ ス に	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	上部に蓋を設置することで,外部			いて明確化)	
	事象の影響を受けない設計とす				
	3.				
	46 【50条 76】				
	30 100 × 101				
	地下水位低下設備は, 地震時及			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
	び地震後を含む、原子力発電所の			(設置許可基準12条2項への適	
	供用期間の全ての状態(通常運転			合性を明記)	2. 1. 1 101/32 82 11
	時(起動時,停止時含む),運転			H E C 91 Hd)	
	時の異常な過渡変化時,設計基準				
	事故時及び重大事故等時)におい				
	て機能維持を可能とするため、基				
	準地震動Ssによる地震力に対				
	して機能維持する設計とする。				
	また、「実用発電用原子炉及び				
	その附属施設の位置、構造及び設				
	備の基準に関する規則 第十二条				
	第2項に基づき、地下水位低下設				
	備を設置する原子炉建屋・制御建				
	屋エリア及び第 3 号機海水熱交				
	換器建屋エリアの各エリアで,多				
	重性及び独立性を備える設計と				
	するとともに、外部事象等による				
	機能喪失要因に対し機能維持す				
	る設計とする。				
	さらに、プラント供用期間中に				
	おいて発生を想定する大規模損				
	壊時の対応も考慮する。				
	④ j④k⑥o⑥p 【50 条 65】				④j④k⑥o⑥p 引用元:P45
	地下水位低下設備の機能喪失			設備設計の明確化	同上
	が発生した場合を想定し,復旧措			(地下水位低下設備機能喪失時	
	置に必要な資機材として,原子炉			の対応方針を明記)	
	建屋・制御建屋エリア及び第3号				
	機海水熱交換器建屋エリアにお				
	ける全ての地下水位低下設備の				
	機能喪失を考慮し、予備品及び可				
	1				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

	-n	安小事识(an intal and a late of the second	
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	搬ポンプ (個数 3, 容量 114m³/h/ 個 (計 342m³/h)) を搭載した可搬 ポンプユニット (個数 2) を配備 する。 46 【50条77】		DWIJ E JAV		
	予備品は、復旧措置にあたり機器の交換が必要な場合に備え、各エリアを1系統復旧できる数量を配備する。 (46) 【50条78】			設備設計の明確化(地下水位低下設備機能喪失時の対応方針を明記)	原子炉冷却系統施設(共通) 2.1.1 耐震設計
	可搬ポンプユニットは、各エリアの排水機能の維持を可能とする配備数とし、高台の堅固な地盤に外部事象を考慮して分散配置する。 ④⑥【50条79】			設備設計の明確化 (地下水位低下設備機能喪失時 の対応方針を明記)	同上
	地下水位低下設備は、保安規定において運転上の制限を設定し、地下水位を一定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には、可搬ポンプユニットによる水位低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止する。また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自然災害発生時等の体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自然災害発生時の体制の整備として、保安規定に定めた上で、			設備設計の明確化(地下水位低下設備機能喪失時の対応方針を明記)	同上
	社内規定に定める。 ④1⑥q 【50条66】				④1⑥q 引用元:P45

様式-7

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料>
・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後) 地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地中埋設構造物の浮上りに対して、アクセスルートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定期間確保するとともに、アクセスルートの通行性に影響を与える場合は対策を講ずる設計とする。 46 【50条80】	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比 設備設計の明確化 (地下水位低下設備機能喪失時 の対応方針を明記)	同上
	地下水位低下設備で汲み上げた地下水は屋外排水路を通じて 0.P.+14.8m 盤から海へ自然流下により排水されるが,排水をより確実なものとするため,敷地側集水ピット(北側)についても基準地震動 S s に対し機能維持させる設計とする。 【5条75】【50条81】			設計の差異 (地下水位低下設備により汲み上げられた地下水は,屋外排水路の耐震化された範囲を通じて0.P.+14.8m 盤から海へ排水される。)	
			1.4.2.6 構造計画と配置計画 重大事故等対処施設の構造計 画及び配置計画に際しては、地震 の影響が低減されるように考慮 する。 建物・構築物は、原則として剛 構造とし、重要な建物・構築物は、 地震力に対し十分な支持性能を 有する地盤に支持させる。剛構造 としない建物・構築物は、剛構造		
			としない建物・構築物は、剛構造 と同等又はそれを上回る耐震安 全性を確保する。 機器・配管系は、応答性状を適切 に評価し、適用する地震力に対し		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

設工認申請書 設置許可申請書 設置許可申請書 設置許可申請書 設置許可申請書 設置許可,技術基準規則 仮び基本設計方針との対比 (報う 大術 大術 大術 大術 大術 大術 大術 大	
て構造強度を有する設計とする。 配置に自由度のあるものは、耐震 上の観点からできる限り重心位 置を低くし、かつ、安定性のよい 据付け状態になるよう配置する。 また、建物・構築物の建屋間相 対変位を考慮しても、建物・構築 物及び機器・配管系の耐震安全性 を確保する設計とする。 Bクラス及びCクラスの施設、常 設耐震重要重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備(設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類がBクラス又はCクラ	
配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する影計とする。 Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備以計點準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラ	
上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい 据付け状態になるよう配置する。 また、建物・構築物の建屋間相 対変位を考慮しても、建物・構築 物及び機器・配管系の耐震安全性 を確保する設計とする。 Bクラス及びCクラスの施設、常 設耐震重要重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備(設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類がBクラス又はCクラ	
置を低くし、かつ、安定性のよい 据付け状態になるよう配置する。 また、建物・構築物の建屋間相 対変位を考慮しても、建物・構築 物及び機器・配管系の耐震安全性 を確保する設計とする。 Bクラス及びCクラスの施設、常 設耐震重要重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備(設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類がBクラス又はCクラ	
据付け状態になるよう配置する。 また、建物・構築物の建屋間相 対変位を考慮しても、建物・構築 物及び機器・配管系の耐震安全性 を確保する設計とする。 Bクラス及びCクラスの施設、常 設耐震重要重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備で設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類がBクラス又はCクラ	
また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラ	
対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラ	
物及び機器・配管系の耐震安全性 を確保する設計とする。 Bクラス及びCクラスの施設,常 設耐震重要重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備又は 常設重大事故防止設備(設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類がBクラス又はCクラ	
を確保する設計とする。 Bクラス及びCクラスの施設,常 設耐震重要重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備又は 常設重大事故防止設備(設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類がBクラス又はCクラ	
Bクラス及びCクラスの施設,常 設耐震重要重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備又は 常設重大事故防止設備(設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類がBクラス又はCクラ	
設耐震重要重大事故防止設備以 外の常設重大事故防止設備又は 常設重大事故防止設備(設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類が B クラス又は C クラ	
外の常設重大事故防止設備又は 常設重大事故防止設備(設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類が B クラス又は C クラ	
常設重大事故防止設備(設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類が B クラス又は C クラ	
拡張)(当該設備が属する耐震重 要度分類がBクラス又はCクラ	
要度分類がBクラス又はCクラ	
スのもの) が設置される重大事故	
等対処施設, 可搬型重大事故等対	
び常設重大事故緩和設備並びに	
常設重大事故防止設備(設計基準	
拡張)及び常設重大事故緩和設備	
(設計基準拡張)のいずれにも属	
さない常設の重大事故等対処施	
設は、原則、常設耐震重要重大事	
故防止設備,常設重大事故緩和設	
備,常設重大事故防止設備(設計	
基準拡張)(当該設備が属する耐	
震重要度分類がSクラスのもの)	
又は常設重大事故緩和設備(設計	
基準拡張)が設置される重大事故	
等対処施設に対して離隔をとり	
配置する,若しくは基準地震動S	
s に対し構造強度を保つように	
し, 常設耐震重要重大事故防止設	
備,常設重大事故緩和設備,常設	
重大事故防止設備(設計基準拡	
張)(当該設備が属する耐震重要	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1〜の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

税に関する説明書 別添-1) 様式-7

	1		の対比衣	I	Τ
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	基 平成計刀並(後)		修り青頬八 度分類がSクラスのもの)又は常	及び基本設計力到との対比	
			設重大事故緩和設備(設計基準拡		
			張)が設置される重大事故等対処		
			施設の重大事故等に対処するた		
			めに必要な機能を損なわない設		
			計とする。		
			3		
	(6) 緊急時対策所		1.4.2.7 緊急時対策所	日孫ピの記針づまてが 末項の書	 原子炉冷却系統施設(共通)
	緊急時対策所については、基準		1.4.2.7 <u> </u>	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	地震動Ssによる地震力に対し		地震動Ssによる地震力に対し	いによる左共のり	2.1.1 顺展放訂
	で、重大事故等に対処するために		で、重大事故等に対処するために		
	び、と、が が		<u>で、里入事政寺に対処するために</u> 必要な機能が損なわれるおそれ		
	がない設計とする。		がないように設計する。 ⑥ o		
	60 【50条67】		<u>がない</u> よ		
	(30 × 01)				
	緊急時対策所を設置する緊急		緊急時対策所を設置する緊急	 同趣旨の記載であるが、表現の違	 原子炉冷却系統施設(共通)
	時対策建屋については、耐震構造		時対策建屋については、耐震構造	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	とし、基準地震動Ssによる地震		とし、基準地震動Ssによる地震	, led o'll stay	2. 1. 1 mij/zep/ pr
	力に対して、遮蔽性能を確保す		力に対して遮蔽性能を確保する。		
	る。また、緊急時対策所の居住性		また、緊急時対策所の居住性を確		
	を確保するため、基準地震動Ss		保するため、基準地震動Ssによ		
	による地震力に対して,緊急時対		る地震力に対して,緊急時対策所		
	策所の換気設備の性能とあいま		の換気設備の性能とあいまって		
	って十分な気密性を確保する。		十分な気密性を確保する。⑥p		
	⑥ p 【50 条 68】		さらに,施設全体の更なる安全		
			性を確保するため,基準地震動 S		
	更に, 施設全体の更なる安全性		sによる地震力との組合せに対		
	を確保するため, 基準地震動 S s		して,短期許容応力度以内に収め		
	による地震力との組合せに対し				
	て, 短期許容応力度以内に収める				
	設計とする。				
	⑨az 【50条69】				
	なお, 地震力の算定方法及び荷		なお, 地震力の算定方法及び荷	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	重の組合せと許容限界について		重の組合せと許容限界について	いによる差異あり	
	は,「2.1.1 (3) 地震力の算定		は,「1.4.1.3 地震力の算定方法」		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1〜の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1文州 基	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加州本ラ
	方法」及び「2.1.1 (4) 荷重の 組合せと許容限界」に示す建物・ 構築物及び機器・配管系のものを 適用する。 ③k・⑨ba 【50条70】		<u>及び「</u> 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。 8k ⁹ ba		
	2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,基準地震動 S s			同趣旨の記載であるが,表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 2.1.2 地震による周辺斜面の崩 壊に対する設計方針
	による地震力により周辺斜面の 崩壊の影響がないことが確認さ れた場所に設置する。 ①【50条71】				①引用元:P1
			10. その他発電用原子炉の附属施設 10.15 地下水位低下設備 10.15.1 概要 地下水位低下設備は,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保持するためのものである。 地下水位低下設備は 0.P. + 14.8m 盤の発電用原子炉施設周辺に設置する。 ◆(4g⑥1重複)		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料>
・ 様才 - 1 への展開表 (補足質明姿料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1X州基平规則 : 牌伙	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加力
			10.15.2 設計方針		
			(1) 地下水位低下設備は, 基準地		
			震動Ssに対して機能維持する		
			<u>設計とする</u> 。④j⑥o		
			(2) 地下水位低下設備は,設置許		
			可基準規則第十二条第2項に基		
			づく設計とする。 \delta		
			(3) 地下水位低下設備は,全交流		
			動力電源喪失に配慮し、常設代替		
			交流電源設備からの電源供給が		
			可能な <u>設計とする。</u> ④i⑥n		
			(4) 地下水位低下設備は,外部事		
			<u>象</u> へ配慮した設計とする。 4k 6		
			p		
			10.15.3 主要設備		
			地下水位低下設備は、ドレーン、		
			揚水井戸、揚水ポンプ、配管及び		
			計測制御装置 <u>により構成</u> される。		
			4h6m		
			I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		
			10.15.4 手順等		
			地下水位低下設備の機能喪失		
			への対応として、復旧のための予		
			備品の確保及び可搬型設備を用いた機動的な世界にのいても順		
			いた機動的な措置について手順		
			<u>書及び体制を整備</u> するとともに、		
			地下水位を一定の範囲に保持で		
			きないと判断した場合には、プラ		
			ントを停止する。また、地下水位		
			低下設備の機能喪失時の措置に		
			ついては、運転管理上の方針とし		
			て保安規定に定めて,管理してい		
			<. 416q		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

< 関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

基本記十八章 (後)		設工	認申請書	<u> </u>	水事項とい	設置許可申請書	設置許可、技術基準規則	
第2.1.2 表 重大等級等別政策値 (主要機関 の政権が相 (1/8) 正義								備考
主要契備	hole a	G 776.01 2000 - 8 -			tota		人の金行民用力料でマス村店	
透微分類 定義 (1)中は設計基準報金配配を	第2.1.2	表 重大事故等对処設	710. 3. 4. 4. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7.		第1.4.2-1 表 重	①大事故等対処設備(主要設備)の設備分類		医フレンカスない
・ 電話 (1) 本 (2) 本 (50/告人将	宁美	the management of the state of			主要設備		原子炉冷却系統施
上 密語的重要要	以闸刀泵	足我	112 20 100 100 100 100 100 100 100 100 1	設備分類	定義	100000000000000000000000000000000000000	(申請対象設備を明確化)	設 (共通項目)
大事権原施支援機 使用が使用が高少り。	1. 常設耐震重要重	常設重大事故防止	1111.	10×1011/2/201	72.42		※設置許可申請書添付書類八	第 2.1.2 表 重大
# 変更設定に属する 設計		Control of the Contro		9 党勃耐雲重更	党部重大事场		の第1.4.2-1 表は,設工認基本	事故等対処設備
図書		重要施設に属する	(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)		(A)		設計方針の第2.1.2表と対応さ	(主要設備) の設
を代替するもの (安計 新教験 20年 1 で の		10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1	The state of the s			WIN IN I	せるよう並べ替えを実施	備分類
(後日 からからなど (the contract of the contract of		以加		(9) 技術和物質の所根據語及び時藤據語		(以下,本表につ
・		を代替するもの						
(設計 アルルの海外に系統之執題) (設計 別			The State of the Control of the Cont		195-2651454,2554,2315			A. (IHI C°)
(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用) [B]			the state of the s		100000000000000000000000000000000000000			
B					100 miles			
(設計基準対象施設としてのみ第1,2 号機共用) [B] スキマサージタンク (設計基準対象施設としてのみ第1,2 分機共用) [B] -					1人管するもの			
(3) 原子 中舎用系統施設						グ・フィノユーザ(流路)[5, 6]		
- スキマサージタンク (設計基準対象施設としてのみ第1,2 芳機男用) (B) (関連監督官は、B) ・サイフォンブレータ孔 2. 原子が冷却系統施設 ・主蒸気悪心に 安全非連がし 弁織能用 アキュムレータ(S) ・主蒸気悪心に 安全非連がし 弁機能用 アキュムレータ(S) ・主蒸気悪心と 安全非連がし 弁機能用 アキュムレータ(S) ・主蒸気悪心と安全非自動紙圧機能用 アキュムレータ(S) ・主蒸気悪心と安全非自動が上機能用 アキュムレータ(S) ・直流気悪心と安全非(S) ・高圧代替注水系(注水系) 起管・弁 (流路) [B] ・原子が治財待化系配管 (流路) [B] ・原子が治財待化系配管 (流路) [S] ・原子が治財待化系配管 (流路) [S] ・復本的系系配管・弁、スパージャ (流路) [S] ・復本的系系配管・弁、スパージャ (流路) [S] ・復本的系系心で ・スパージャ (流路) [S] ・高圧が起スプレイ系配管・チ、スパージャ (流路) [S] ・資本的本系心で ・ スパージャ (流路) [S] ・資本的本系心で ・ (流路) [S] ・直が極心却ペナ・ジタンク ・原子が治療なシク ・原子が治療などう ・原子が治療な器 ・ブイルク装置 ・ブイルク装置 ・ブイルク装置 ・適解手動汗操作設備 ・海 (流路) [S] ・資本を終さまたア ・展音を終さまた。 (流路) [S] ・主蒸気速がし安全非透がし守検能用アキュムレータ (S] ・主蒸気速がし安全非透がし守検能用アキュムレータ (S] ・直流変動化圧は水系形で、弁 (流路) [S] ・資本を終さまた。 (流路) [S] ・資本を終さまた。 (流路) [S] ・直流変動化圧は水系形で、弁 (流路) [S]						(0) E 7 kg/A tu 7 ét th 20.		
(設計基準対象施設としてのみ第1,2 号機共用) [B] ・ 関連配管[S, B] ・ サイフオンブレーク孔 2. 原子が合却系統施設 ・ 法索法認がし安全からが上弁輸館用 アキュムレーク[S] ・ 主憲公認がし安全か自動動紅機能用 アキュムレーク[S] ・ 直流代験性水系クーセンボンブ ・ 後水所談かンク ・ 直流場際がし安全から ・ 直流場際が出来をで、(選路) [S] ・ 海に代替性水系の・ (議路) [B] ・ 原子が心却材や化系配管 (選路) [S] ・ 海に代替性水系の・ (議路) [S] ・ 海にがしななからいとなった。 (議路) [S] ・ 海にがしななからいとなった。 (議路) [S] ・ 海にがは人系示がフ ・ (表別を述べ) [S] ・ 海にがは人系が添えので、 (表路) [S] ・ 海にがは人系が添えのとうないとなった。 (表路) [S] ・ 海にがしななかきがしな全か[S] ・ 主意気達がし安全か[S] ・ 主意気達がし安全か[S] ・ 主意気達がし安全からい。 (表路) [S] ・ 主意気達がし安全からい。 (表路) [S] ・ 海に発音がより、 (表路) [S] ・ 海に発達などのと全からい。 (表路) [S] ・ 海に発達などのと全が表がしか機能用アキュムレータ [S] ・ 国際監督を開 ・ 海に発酵がなどので、 (表路) [S] ・ 主意気達がしな全がきが、 (表路) [S] ・ では解析の対象に関係に対えるが、 (表路) [S] ・ では解析の対象に関係を対えるに対している。 (表路) [S] ・ 海に発酵が、 (表路) [S] ・ 海に発酵が、 (表路) [S] ・ 海に発酵がなどので、 (表路) [S] ・ 海に発酵が、 (表路) [S] ・ 海に発酵がなどので、 (表路)			ATTOMAC VICEO ANY DESCRIPTION AND ADMINISTRATION ADMINISTRATION ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION ADMINISTRATION ADMINISTRATION ADMINISTRATION ADMINISTRATION ADMINISTRATION ADMINISTRATION AND ADMINISTRAT			1354.741.4.17.1355.4350.4350.4350.43		
B						TO THE CONTROL THE AREA CONTROL OF CONTROL O		
- 開連配管 [S, B] ・サイフォンブレーク孔 2. 原子が冷却系統施設 ・主族会迷が、安全が迷がした雑能用 アキュムレータ [S] ・主族会迷が、安全が追がした安全が自動施圧機能用 アキュムレータ [S] ・主族会迷が、安全が[S] ・主族会迷が、安全が[S] ・直流会迷が、安全が[S] ・ 海に代替注水系 クーピンボンプ ・ 後水管域シンク ・ 直流場別以上汪水系ボンフ ・ 後水管域シンク ・ 直流場別以上汪水系ボンフ ・ 後水管域シンク ・ 直流場別以上汪水系ボンフ ・ 後水管域シンク ・ 正方を地は入系が減タンク ・ 原子が極がは入系が減タンク ・ 原子が極が自水系が「クースルーター [S] ・ 主族気迷がし安全が迷がし弁機能用アキュムレータ 「 [S] ・ 上族気迷がし安全が迷がし弁機能用アキュムレータ [S] ・ 上族気迷がし安全が迷がしか機能用アキュムレータ [S] ・ 上族気迷がし安全が迷がしか機能用アキュムレータ [S] ・ 大阪を送ボンブ ・ 後水修送ボンブ ・ 後水修送ボンブ ・ 海豚手助外機体設備 ・ で水を送ばい (S) ・ ・ 後後ボンブ[B] ・ ・ 後後送ボンブ [S] ・ ・ 後後送ボンブ [S] ・ ・ 後継が (大塚と) ・ ・ 一次のよりに正大系ボンブ (大塚と) ・ ・ 一次のよりに正大系ボンブ (大塚と) ・ ・ 直部駆動所に正大系ボンブ (大塚と) ・ ・ 直部駆動所に正大系ボンブ (大塚と) ・ ・ 直部駆動所に正大系ボンブ (大塚と) ・ ・ 直部駆動所に正大系ボンブ (大塚と) ・ ・ 直部駆動所に正大系 (大塚と) ・ ・ 直部駆動所に正大系 (大塚と) [S] ・ ・ 直部駆動所に正大系 (大塚と) [S]								
- 原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) 2. 原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) - 主蒸気巡がし安全弁自動線圧機能用 アキュムレータ[S] - 主蒸気巡がし安全弁[S] - 高圧代替注水系 (注水系) 配管・弁 (流路) [B] - 接対ブール 補給水系配管・弁 (流路) [B] - 原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] - 海水射流タンク - 直飛廻側近上注水系アブ - 後水移送ポンプ - ほう酸水注入系にアブ - ほう酸水注入系にアブ - ほう酸水注入系にアブ - によう酸水は入系にアブ - によう酸水は入系にアブ - によう酸水は入系にアブ - に対しな全弁[S] - に対しな全弁[S] - に対しな全弁 [S] - 主蒸気遮がし安全弁 [S] - 主蒸気遮がし安全弁 [S] - 主蒸気速がし安全弁 [S] - 主蒸気速がし安全 [S] - 主蒸気速がし安全 (流路) [S] - 主蒸気速がし安全 (流路) [S] - 主蒸気速がし安全 (流路) [S] - 北海 (北海路) [S] - 北			• 関連配管 [S, B]					
2. 原子炉合均系統施設			サイフォンブレーク孔			A second		
 アキュムレータ[S] ・						N. C. A.		
 主蒸気迷がし安全弁自動減圧機能用 アキュムレータ[S] 主蒸気迷がし安全弁[S] 高圧化特注水系タービンポンプ 後水貯臓タンク 直流陽動以上注水系ボンブ (複水貯蔵方がし大き人系ボンブ (複水砂水注入系貯臓ケンク 「ほう酸水注入系が必ず 「ほう酸水注入系が必ず 「はう酸水注入系貯臓ケンク 「尿了が治腺治・カイ・シアシック 「関連管[S, B] ・選素気迷がし安全弁迷がし弁機能用アキュムレータ 「S] ・主蒸気迷がし安全弁追がし弁機能用アキュムレータ 「S] ・主蒸気迷がし安全弁直動減圧機能用アキュムレータ 「S] ・直流移送ボンブ[B] ・フィルタ装置出口側ラブチャディスク ・フィルタ装置 ・適隔手動弁操作設備 ・適隔手動弁操作設備 ・直流移動作圧注水系ボンブ ・直流移動作圧注水系ボンブ ・直流移動作圧注水系が必ず ・直流移動が上水水ボンブ ・直流移動が圧圧液水系が必ず ・直流移動が上水系が必ず ・直流移動が上水水ボンブ ・直流移動が上水系が必ず ・直流移動が上水系が必ず ・直流移動が上水系が必ず ・直流移動が上水系が必ず ・直流移動が上水系が必ず ・直流移動が上水系が必ず ・直流移動が上水系が必ず ・直が発動が上水系が必ず ・直が発動が上水系が必ず ・直が発動が上水系が必ず ・直が発動が上水系が必ず ・直が発動が上水系が必ず ・直が発動が上水系が必ず ・直が発動が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が						STATES OF THE SECRETARY OF AN ALL CONTROL OF THE SECRETARY OF THE SECRETAR		
アキュムレータ[S] ・ 直蒸気逃がし安全弁[S] ・ 原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] ・ 直正付替注水系グック ・ 復水給水系配管・弁・スパージャ (流路) [S] ・ 復水給水系配管・弁・スパージャ (流路) [S] ・ 復水移送ポンプ ・ 直流原動以生注水系ボンブ ・ 主蒸気迷がし安全弁[S] ・ ほう酸水注入系形酸タンク ・ 正方 が制除か却水サージタンク ・ 上蒸気迷がし安全弁選がし弁機能用アキュムレータ 「房子炉格納容器 ・ 主蒸気迷がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ ・ 原子炉格納容器 ・ 主蒸気迷がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ ・ フィルタ装置出口側ラプチャディスク ・ 資水移送ポンブ[B] ・ フィルタ装置 ・ 直流原動低圧注水系ポンプ ・ 遠隔手動弁操作設備 ・ 直流原動低圧注水系ポンプ			Provide Control Contro					
 ・ 主然気迷がし安全弁[S] ・ 高圧代替注水系タービンポンプ ・ 復水舒減タンク ・ 直流撃動改上注水糸ボンブ ・ 復水移送ポンプ ・ ほう酸水注入系ポンプ ・ ほう酸水注入系ポンプ ・ ほう酸水注入系ポンプ ・ はう酸水注入系形蔵タンク ・ 原 が精機冷却水サージタンタ ・ 関連配管 [S, B] ・ 財産配管 [S, B] ・ 原子 ア 格納容器 ・ ア イルタ装置 ・ フィルタ装置 ・ フィルタ装置 ・ 支援解手動弁操作設備 ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ ・ 直流駆動低圧注水系形管・弁 (流路) [S] ・ 直流駆動低圧注水系形管 ・弁 (流路) 			ACCUSE STATE OF THE STATE OF TH					
 ・ 商工団・管圧ホネテーとフボング ・ 復水貯蔵タンク ・ 直流彫郷的以土汪水系ボンブ ・ 復水移送ポンプ ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク ・ 原了が補機冷却水サージタンク ・ 関連配管[S, B] ・ 関連など ・ 正然気迷がし安全弁迷がし弁機能用アキュムレータ 「S] ・ 主然気迷がし安全弁連がし弁機能用アキュムレータ 「S] ・ 直然では、し安全弁自動減圧機能用アキュムレータ 「S] ・ 複水移送ボンブ[B] ・ フィルタ装置出口側ラブチャディスク ・ フィルタ装置 ・ 支属手動弁操作設備 ・ 直流彫動低圧注水系がンブ ・ 直流彫りに注水系がンブ ・ 直流彫りに注水系がシブ ・ 直流彫りに注水系がンブ ・ 直流彫りに注水系がンブ ・ 直流彫りに圧注水系が 			・主蒸気逃がし安全弁[S]					
 ・直流駆動の以上注水系ポンプ ・直流駆動の以上注水系ポンプ ・主蒸気速がし安全弁[S] ・主蒸気速がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・原了が補機冷却水サージタンク ・関連配管[S, B] ・関連の ・原子炉格納容器 ・フィルタ装置出口側ラプチャディスク ・フィルタ装置 ・選隔手動弁操作設備 ・直流駆動低圧注水系ポンプ 			And the first the second of th					
・ 復水移送ポンプ ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク ・ 原了炉補機冷却水サージタンク ・ 関連配管[S, B] ・ 周重弁 ・ 原子炉格納容器 ・ フィルタ装置出口側ラプチャディスク ・ フィルタ装置 ・ 遠隔手動弁操作設備 ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ			100 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			CONTRACTOR CONTRACTOR OF STATEMENT CONTRACTOR CONTRACTO		
・ほう酸水注入系貯蔵タンク ・原了炉補機冷却水サージタンク ・関連配管[S, B] ・周重弁 ・原子炉格納容器 ・フィルタ装置出口側ラプチャディスク ・フィルタ装置 ・遠隔手動弁操作設備 ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・直流駆動低圧注水系ポンプ								
- 原了 が 補機 冷却 ペナージタンク ・ 関連配管 [S, B] ・			The National Decree of Education and the Control of					
「原理配管 [S, B]						Control of the contro		
・原子炉格納容器 ・ 復水移送ポンプ[B] ・ フィルタ装置出口側ラプチャディスク ・ フィルタ装置 ・ 遠隔手動弁操作設備 ・ 遠隔手動弁操作設備 ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ			\$5.50 and 5.50 and 5.					
 ・フィルタ装置出口側ラプチャディスク ・ フィルタ装置 ・ 遠隔手動弁操作設備 ・ 直流駆動低圧注水系ボンブ ・ 直流駆動低圧注水系ボンブ ・ 直流駆動低圧注水系が 			The state of the s			,=05; 4 1		
・フィルタ装置 ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ ・ 遠隔手動弁操作設備 ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ			A CONTROL OF THE CONT					
・遠隔手動弁操作設備・直達駆動低圧注水系科学・弁(湾路)								
• 直流版動作圧注水系配帶• 並 (流彩)								
			•排気筒			直流駆動低圧注水系配管・弁(流路)		
・炉心支持構造物・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク(流			100000000000000000000000000000000000000					
路)[S]						路)[S]		
・残留熱除去系熱交換器(流路)[S]						· 残留熱除去系熱交換器 (流路) [S]		

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

第2.1.2表 低大物体学科機器 住妻設備 の設備が推 (2.18) 一次				安と	(争切と)	り対比表		
第2.1.2 表 重大事故等対較設備(主要設備)の設置を指しています。 正確の分散 「正確に対するのでは、「中には2月末の事物を施設を 能力にの存储を変更分類 「正常が生まれた。 「中では2月末の事物を施設を 能力にの存储を変更分類 「正常が生まれた。 「一般でかました存储 を変量を設定しませた。 「一般でかました存储 を変量を設定しませた。 「一般でかました存储 をでは、できると、同様で を変量を変更しません。 「一般でかました存储 をでは、できると、のでは、 「一般では、 「一般であまる。 「一般である。 「一般である。 「一般である。 「一般である。 「一般である。 「一般である。 「一般である。 「一般である。」 「一般である。 「一般である」 「一般である」 「一般である」 「一般である」 「一般である」 「一般である。 「一般である」 「一般である」」 「一般である」 「一般							設置許可,技術基準規則	備考
正要認備		基本設	計方針(後)			添付書類八	及び基本設計方針との対比	Viii 2
正成別 正成 1 下記 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第2.1.	2表 重大事故等対処	設備(主要設備)の設備分類(2/18)					
 1. 常設面及単板的方法。 常子 かとした資金	設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を	設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を		
	1. 常設耐震重要重	常設重人事故防止	・原子炉圧力容器					
・	大事故防止設備							
スプレイライン洗浄流量) ・ 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格 納容器冷却ライン洗浄流量) ・ 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量		設計基準事故対処 設備が有する機能	・残留熱除去系配管 (原子炉圧力容器内部) ・高圧炉心スプレイ系配管 (原子炉圧力容器内部) ・高圧炉心スプレイスパージャ ・差圧検出・ほう酸水注入系配管 (ティーより NI1 ノズルまでの外管) ・差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部) ・残留熱除去系熱交換器 3. 計測制御系が施設 ・制御棒[8] ・制御棒駆動機構[3] ・水圧制御ユニット (アキュムレータ) [8] ・水圧制御ユニット (窓素容器) [8] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[8] ・起動館域モニタ[8] ・出力館域モニタ[8] ・出力館域モニタ[8] ・出力館域モニタ[8] ・出力館域モニタ[8] ・高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 ・複水移送ボンブ出口圧力 ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・高圧代替注水系ポンプ出口温度 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・原子炉圧力[8] ・原子炉圧力[8] ・原子炉圧力[8]			(4)計測制御系統施設 ・ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能) ・制御棒[S] ・制御棒駆動機構[S] ・制御棒駆動機構[S] ・制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット[S] ・制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット[S] ・利御棒駆動水圧系配管(流路)[S] ・ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入系配管・弁(流路)[S] ・ほう酸水注入系配管・弁(流路)[S] ・ATWS緩和設備(自動減圧機能) ・代替自動減圧回路(代替自動減圧機能) ・ 土蒸気逃がし安全か自動減圧機能用アキュムレータ(流路)[S] ・高圧窒素ガス供給系配管・弁(流路)[S] ・直蒸気系配管・弁(流路)[S] ・直蒸気系配管・弁(流路)[S] ・直蒸気系配管・弁(流路)[S] ・原子炉木力を器温度 ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(広帯域)[S] ・原子炉水位(SA広帯域) ・飛行替注水系ボンブ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系へッドスプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系 B系格納容器冷却ライン洗浄流量)		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		女 7	(事項に))対比表		
	□ [記申請書 計方針 (後)			設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	設備(主要設備)の設備分類(3/18)			TO A PARK .	200 m 1 Mari 1995 C 1979 C	
設備分類 定義	主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	設備分類	定義	主要設備 ([]内は設計基準対象施設を		
1. 常設師養重要重 大事故防止設備 重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	・原子炉水位 (SA 燃料域) ・圧力抑制室圧力[S] ・圧力抑制室内空気温度[S] ・サプレッションプール水温度[S]	2. 常設耐震重要重大事故防止設備		兼ねる設備の耐震重要度分類) ・ 直流駆動低圧注水系ボンプ出口圧力 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・ 圧力抑制室内空気温度[S] ・ サプレッションプール水温度[S] ・ 圧力抑制室水位 ・ 起動領域モニタ[S] ・ 理均出力領域モニタ[S] ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・ フィルタ装置出口圧力 (広帯域) ・ フィルタ装置出口圧力 (広帯域) ・ フィルタ装置出口圧力 (広帯域) ・ フィルタ装置出口水素濃度 ・ 復水貯蔵タンク水位 ・ 高圧代替注水系ボンプ出口圧力 ・ 復水移送ボンブ出口圧力 ・ 高圧窒素ガス供給系 AD S 入口圧力[S] ・ 代替高圧窒素ガス供給系 密素ガス供給止め弁入口圧 カ ・ 6-2C 母線電圧[S] ・ 6-2F-1 母線電圧[S] ・ 6-2F-1 母線電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2B・電圧 ・ 125V 直流主母線 2B・電圧 ・ 250V 直流主母線電圧[S] ・ 125V 直流主母線電圧[S]		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		女々	(事項と)	7)対比表	<u>, </u>	
	認申請書 計方針(後)			設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
基本設	安備(主要設備)の設備分類(4/18) 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類) ・炉心支持構造物 ・原子炉圧力容器 ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ ・主蒸気逃がし安全介 4. 放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(低線量) ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(低線量) ・中央制御室送風機[S] ・中央制御室が風機[S] ・中央制御室が重循環シスルタ装置[S] ・中央制御室が重循環フィルタ装置[S] ・中央制御室上をへい壁[S] ・関連配管[S] 5. 原子炉格納施設 ・原子炉格納施設 ・原子炉格納施設 ・原子炉格納を器[S] ・機器搬出入用「S] ・逃がし安全弁搬出入口[S] ・関連配管[5] ・運気配線情報出入口[S] ・ 門員用エアリック[S] ・ 可員用を影の機構搬出入口[S] ・ 可員用を認定のである。 では、	設備分類 2. 常設耐震重要 重大事故防止 設備	定義	設置許可申請書		備考
・ベント管[S] ・ベント管ベローズ[S] ・ベントヘッダ[S] ・ドライウェルスプレ	・ベント管[S] ・ベント管ベローズ[S] ・ベントやベローズ[S] ・ベントへッダ[S] ・ドライウェルスプレイ管[S] ・サプレッションチェンバスプレイ管[S]			料流路) [S]		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表し

		忍申請書 - + - (%)			設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
設備分類 1. 常設斯///////// 大事故防止設備 常設重 一 常設重 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	基本設計 金大事故等対処設定義 重大事故所止であって、両する であって、属する を設定事な機能 を表する機能 を表する機能 を表するもの	- 方針(後) 備 (主要設備) の設備分類 (5/18) 主要設備 ([]]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) ・復水貯蔵タンク ・フィルタ装置 ・フィルタ装置出口側ラブチャディスク ・関連配管 ・関連発 ・関連発 ・関連弁 ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔手動弁操作設備	設備分類 2. 常設耐震重要 重大事故防止 設備	定義	設置許可申請書 添付書類八 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) ・250V 蓄電池 [C] ・125V 代替充電器 ・250V 充電器 [C] ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F 系 ・緊急用高圧母線 26 系	設置許可,技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
		6. 非常用電源設備 ・非常用電源設備 ・非常用電源設備 ・非常用電源設備 ・非常用電源設備がスタービン機関 ・ガスタービン発電設備がスタービン機関 ・ガスタービン発電設備が再移送ポンプ ・ガスタービン発電設備解とはカンク ・ガスタービン発電設備解とは内といるでは、 ・ ガスタービン発電設備が表別の ・ ガスタービン発電設備が表別の ・ ガスタービン発電設備が表別の ・ ガスタービン発電設備が表別の ・ ガスタービン発電設備がスタービン発電機の ・ ガスタービン発電設備がスタービン発電機の ・ ガスタービン発電設備がスタービン発電機の ・ ガスタービン発電設備がスタービン発電機の ・ 技術電装置 ・ 対えタービン発電機の ・ 対スタービン発電機の ・ 実施できる。 ・ は非常用) ・ メタルクラッドスイッチギア(非常用) ・ モータコントロールセンタ(非常用) ・ モータコントロールセンタ(非常用) ・ ・ ・ 動力変圧器(非常用) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			・緊急用動力変圧器 2G 系 ・緊急用低圧母線 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2C 系 ・緊急用交流電源切替盤 2D 系 ・非常用高圧母線 2C 系 [S] ・非常用高圧母線 2D 系 [S] ・緊急時対策所軽油タンク ・緊急時対策所軽神移送系配管・弁(燃料流路) (8)非常用取水設備 ・貯留堰 [S]		

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

基本設計	認申請書 十方針(後) 備 (主要設備) の設備分類 (6/18) 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
設備分類 定義	主要設備 ([]内は設計基準対象施設を			
大事故防止設備 設備であって、耐震 重要施設に属する	兼ねる設備の耐震重要度分類) ・動力変圧器(緊急用) ・パワーセンタ(緊急用) ・モータコントロールセンタ(緊急用) ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤 ・460V 原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用) ・120V 原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)			
	- 中央制御室 120V 交流分電盤 (緊急用) - 125V 充電器 2A 及び 2B - 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B - 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B - 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 - 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B - 125V 直流电路線盤 2H - 125V 代替充電器 - 250V 充電器 - 250V 充電器 - 250V 直流主母線盤 - メタルクラッドスイッチギア (緊急時対策所用) - 動力変圧器 (緊急時対策所用) - 105V 交流電源切替盤 (緊急時対策所用) - 105V 交流分電盤 (緊急時対策所用) - 120V 交流分電盤 (緊急時対策所用) - 120V 交流分電盤 (緊急時対策所用) - 120V 交流分電盤 (緊急時対策所用) - 125V 直流主母線盤 (緊急時対策所用)			
	・関連配管 8. 非常用取水設備 ・貯留堰[C]			

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		認申請書 計方針(後)			設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
2019		と備(主要設備)の設備分類(7/18)				及り至本政司の別にの利比	
7/2:1:2	工 主八十八八八	主要設備	-				
設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を			主要設備		
HXVIII J J J SK	N_4X	兼ねる設備の耐震重要度分類)	設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を		
2. 常設重大事故緩	重大事故笔对処設	1. 核燃料物質の取扱及び貯蔵施設			兼ねる設備の耐震重要度分類)		
和設備	備のうち、重大事故	1 CONT. [27] [27] [27] [27] [27] [27] [27] [27]	3. 常設重大事故	重大事故等対	(1)原子炉本体		
THAM	が発生した場合に	(設計基準対象施設としてのみ第1.2号機共用)	緩和設備	処設備のう	Control of the Contro		
	おいて、当該重大事	[S]	ADZ THAZ IM	ち, 重大事故	WALL WILLS THE CI		
	故の拡大を防止し,	使用済燃料貯蔵ラック			(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		
	又はその影響を緩	(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)		331 Add 380 331 300 760	A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O		
	和するための機能	[S]		合において,	・使用済燃料プール[S]		
	を有する設備であ	・制御棒・破損燃料貯蔵ラック[S]		当該重大事故			
	って常設のもの	・使用済燃料プール水位/温度		の拡大を防止	・使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)[C]		
		(ガイドパルス式) [C]		し、又はその	・使用済燃料プール監視カメラ		
		・使用済燃料プール水位/温度		影響を緩和す	・燃料プール冷却浄化系配管・弁(流路)[S,B]		
		(ヒートサーモ式)		るための機能			
		・関連配管		を有する設備	(3)原子炉冷却系統施設		
		・使用済燃料プール監視カメラ		であって常設			
		a record by the control of the contr		のもの	・復水貯蔵タンク[B]		
		2. 原子炉冷却系統施設		0) 60)			
		・主蒸気逃がし女全弁自動減圧機能用			・高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁(流路)		
		アキュムレータ[S] - 主蒸気逃がし安全介[s]			・主蒸気系配管・弁・クエンチャ (流路) [S, B]		
		・高圧代替注水系タービンポンプ			·原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管 · 弁 (流路)		
		・復水貯蔵タンク			[3]		
		・復水移送ポンプ			・高圧代替注水系 (注水系) 配管・弁 (流路)		
		・代替循環冷却ポンプ			・補給水系配管・弁 (流路) [B]		
		・残留熱除去系ストレーナ			・燃料プール補給水系弁(流路) [B]		
		・原子炉補機冷却水サージタンク「S]			·原子炉冷却材浄化系配管(流路)[S]		
		· Kijegić [S, B]			・復水給水系配管・弁・スパージャ (流路) [S]		
		• 関連弁			・高圧炉心スプレイ系配管・弁(流路)[S]		
		- 炉心支持構造物			・主蒸気逃がし安全弁「S」		
		・原子炉圧力容器					
		給水スパージャ			・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ		
		• 残留熱除去系配管(原子炉圧力容器内部)			[S]		
		• 残留熱除去系熱交換器			復水移送ポンプ[B]		
		・原子炉格納容器			・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク(流		
					路) [S]		
					· 残留熱除去系熱交換器 [S]		
					SERVICE SERVIC		
					(4)計測制御系統施設		
					・ほう酸水注入系ポンプ[S]		
					・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S]		
					・ほう酸水注入系配管・弁(流路) [S]		
			,		・格納容器内水素濃度(D/W)		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

				女小尹	事項とり	対比表		
		認申請書				設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計	 				添付書類八	及び基本設計方針との対比	か用グラ
AMA ST. ST. ST. ST.		The Avenue Har to an He to don't a trans						
第2.1.2表	重大事故等対処設	備(主要設備)の設備分類(8/18)				-}- 700 PM /##		
		主要設備	an Me (s des		cala Me	主要設備		
設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を	設備分類		定義	([]内は設計基準対象施設を		
		兼ねる設備の耐震重要度分類)				兼ねる設備の耐震重要度分類)		
Actual Decidence allowers to the transferrence and decident	THE RESERVE OF THE PROPERTY.	3. 計測制御系統施設	3. 常設重大	F故		·格納容器內水素濃度(S/C)		
		・ほう酸水注入系ポンプ[S]	緩和設備			·格納容器内雰囲気水素濃度[S]		
		・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S]				·格納容器内雰囲気酸素濃度[S]		
17,000,000	The second secon	・高圧代替注水系ポンプ出口圧力				· 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置		
100	の拡大を防止し、	・代替循環冷却ポンプ出口圧力						
	and the same of th	・復水移送ポンプ出口圧力				• 原子炉建屋内水素濃度		
100000	するための機能	· 残留熱除去系熱交換器入口温度[C]				• 原子炉圧力容器温度		
0.000 8.00	10.110	・				·原子炉圧力[S]		
20	て常設のもの	・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系へ				·原子炉圧力 (SA)		
		ッドスプレイライン沈浄流量)				·原子炉水位(広帯域)[S]		
		・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B				·原子炉水位 (燃料域) [S]		
		系格納容器冷却ライン洗浄流量)				·原子炉水位(SA広帯域)		
		・代替循環冷却ポンプ出口流量				·原子炉水位(SA燃料域)		
		·原子炉圧力[S]						
		・原子炉圧力(SA)				・高圧代替注水系ポンプ出口流量		
		・原子炉水位(広帯域)[S]				・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッド		
		・原子炉水位(燃料域)[S]				スプレイライン洗浄流量)		
		・原子炉水位(SA 広帯域)				残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納		
		- 原子炉水位(SA 燃料域)				容器冷却ライン洗浄流量)		
		・ドライウェル圧力[S]				・代替循環冷却ポンプ出口流量		
		・圧力抑制室圧力[S]				・代替循環冷却ポンプ出口圧力		
		・ドライウェル温度[S]				· 原子炉格納容器下部注水流量		
		・圧力抑制室内空気温度[S]				・原子炉格納容器代替スプレイ流量		
		・サプレッションプール水温度[S] ・原子炉格納容器下部温度				・ドライウェル温度		
		・原子が恰利谷高下部温度 ・格納谷器内雰囲気酸素濃度[S]				Mark San Control of the Control of t		
		・格納容器內水素濃度(D/W)				· 圧力抑制室内空気温度[S]		
		· 格納容器內水素濃度(D/W)				・サプレッションプール水温度[S]		
		·格納容器內雰囲気水素濃度[S]				・ドライウェル圧力		
		・復水貯蔵タンク水位				圧力抑制室圧力		
		・原子炉格納容器代替スプレイ流量				• 圧力抑制室水位		
		•原子炉格納容器下部注水流量				• 原子炉格納容器下部水位		
		· 圧力抑制室水位[S]				• 原子炉格納容器下部温度		
		• 原子炉格納容器下部水位				・ドライウェル水位		
		NN 1 W JEWINSHIE HINNEY						
						· 残留熱除去系熱交換器入口温度 [C]		
						・フィルタ装置入口圧力(広帯域)		
						・フィルタ装置出口圧力 (広帯域)		
						・フィルタ装置水位 (広帯域)		
						・フィルタ装置水温度		
						・フィルタ装置出口水素濃度		
						C. J. C. declinical in Assistance		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表し

	1,5 - 1,	認申請書			設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計	·方針(後)			添付書類八	及び基本設計方針との対比	AH . A
第2.1.2表 重設備分類	重大事故等対処設定義	備(主要設備)の設備分類(9/18) 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	設備分類	定義	主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)		
和設備 備の が発 おい 故の 又は 和す を有	のうち、重大事故 絶生した場合に いて、当該重大事 か拡大を防止し、 はその影響を緩 するための機能 肯する設備であ で常設のもの	飛んなの間の間景重要投方期) ・ドフイワエル水位 ・原子炉建屋内水素濃度 ・関連配管[S] ・無線連絡設備(固定型)[C] ・衛星電話設備(固定型)[C] ・安全パラメータ表示システム(SPDS)[C] ・データ伝送設備[C] ・フィルタ装置出口水素濃度 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・フィルタ装置九口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置上に合一2F-2 母線電圧[S] ・6-2F-2 母線電圧[S] ・6-2D 母線電圧[S] ・4-2C 母線電圧[S] ・4-2C 母線電圧[S] ・125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・125V 直流主母線 2A-1 電圧 ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・芝圧検出・ほう酸水注入系配管(ティーより NII ノズルまでの外管) ・差圧検出・ほう酸水注入系配管(原子炉圧力容器内部) ・炉心支持構造物 ・原子炉圧力容器	3. 常設重大事故緩和設備		 ・ 復水貯蔵タンク水位 ・ 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ・ 復水移送ポンプ出口圧力 ・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) ・ 6-2C 母線電圧 [S] ・ 6-2F-1 母線電圧 ・ 6-2F-1 母線電圧 ・ 6-2F-2 母線電圧 [S] ・ 4-2C 母線電圧 [S] ・ 125V 直流主母線 2A 電圧 [S] ・ 125V 直流主母線 2B 電圧 [S] ・ 125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・ 125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・ 125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・ 無線連絡設備 (固定型) ・ 衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・ 無線通信装置 ・ 有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型),衛星電話設備 (固定型)に係るもの) ・ 有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS)に係るもの) ・ 行線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS)に係るもの) ・ 体納容器内雰囲気放射線モニタ (高線量、低線量) ・ 体納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)[S] ・ 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)[S] ・ フィルタ装置出口放射線モニタ (P型) ・ 中央制御室連蔽[S] ・ 中央制御室連載[S] ・ 中央制御室共風機[S] ・ 中央制御室再循環送風機[S] ・ 中央制御室再循環送風機[S] ・ 中央制御室再循環送風機[S] ・ 中央制御室再循環送風機[S] ・ 中央制御室再循環送風機[S] ・ 中央制御室再循環でフィルタ装置[S] 		

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表し

		認申請書				設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
Mr a + a		計方針(後)	+			添付書類八	及び基本設計方針との対比	
第2.1.2	表 重大事故等对处設	と備(主要設備)の設備分類(10/18)						
	1.34	主要設備				主要設備		
設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を		設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を		
a 3650 = 1 + 1765		兼ねる設備の耐震重要度分類)		104111172734	7-4-4	兼ねる設備の耐震重要度分類)		
2. 常設重大事故緩	THE RESERVE OF THE PARTY OF THE	4. 放射線管理施設		o deep of Late +6		THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		
和設備	備のうち、重大事故			3. 常設重大事故		・中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ (流路) [S]		
	が発生した場合に			緩和設備		・中央制御室待避所加圧設備(配管・弁)(流路)		
	おいて、当該重大事					 緊急時対策所遮蔽 		
	故の拡大を防止し、	・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ				 緊急時対策所非常用送風機 		
	又はその影響を緩	Maria Caracteria				緊急時対策所非常用フィルタ装置		
	和するための機能					緊急時対策所非常用給排気配管・弁(流路)		
	を有する設備であって常設のもの	(高線星) ・中央制御室送風機[S]				・緊急時対策所加圧設備(配管・弁)(流路)		
	つて吊政のもの	・中央制御室再循環送風機[S]				SKIENTALKIM (ILE) // (NUMI)		
						(a) rec -> 1-> 14- AL Masse		
		・中央制御室排風機[S] ・中央制御室再循環フィルタ装置[S]				(6)原子炉格納施設		
		・緊急時対策所非常用送風機				·原子炉格納容器[S]		
		・緊急時対策所非常用フィルタ装置				・サプレッションチェンバ[S]		
		・2次しゃへい壁(原子炉建屋原子炉棟外壁)[B]				スプレイ管(流路) [S]		
		・補助しゃ~い (原子炉建屋) [B]				・代替循環冷却ポンプ		
		・補助しゃへい (制御建屋) [B]				・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ (流路) [S]		
		・中央制御室しゃへい壁[S]				フィルタ装置		
		· 中央制御室待避所遮蔽				・フィルタ装置出口側圧力開放板		
		・緊急時対策所遮蔽				・ 速隔チ動弁操作設備		
		• 関連配管[S]						
						・原子炉格納容器フィルタベント系配管・弁 (流路)		
		5. 原子炉格納施設				・原子炉格納容器調気系配管・弁(流路) [S]		
		・原子炉格納容器[S]				· 静的触媒式水素再結合装置		
		・機器搬出入用ハッチ[S]				・非常用ガス処理系排風機 [S]		
		・逃がし安全弁搬出入口[S]				・非常用ガス処理系空気乾燥装置(流路)[S]		
		- 制御棒駆動機構搬出入口[S]				非常用ガス処理系フィルタ装置(流路)[S]		
		・サプレッションチェンバ出入口[S]				・非常用ガス処理系配管・弁(流路) [S]		
		・所員用エアロック[S]				·排気筒 (流路) [S]		
		・配管貫通部[S]				・原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置		
		· 電気配線貫通部[S]						
		・原子炉建屋原子炉棟(二次格納施設)[S]				・原子炉建屋原子炉棟 [S]		
		•原子炉建屋大物搬入口[S]						
		・原子炉建屋エアロック[S]				(7)非常用電源設備		
						・ガスタービン発電機		
						・ガスタービン発電設備軽油タンク		
						・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ		
						・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流		
						路)		
						・軽油タンク[S]		
						・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃		
				_		か市川ノイービル光电政開窓杆移送示配官・井 (窓		
	·						·	W M

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

亜水車項との対比表

	要求事項との対比表	•	
工認申請書 設計方針(後)	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
設備(主要設備)の設備分類(12/18) 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) 6. 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電設備軽油タンク[S] ・ガスタービン発電設備がスタービン機関 ・ガスタービン発電設備調速装置 ・ガスタービン発電設備排業調速装置 ・ガスタービン発電設備終料移送ポンプ ・ガスタービン発電設備軽油タンク	(A) 行音規八	及び基本設計力軒との対比	

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車項との対比表

		要求事項との対比表		
	認申請書 計方針(後)	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
第2.1.2表 重大事故等対処認 定義 定義 重大事故等対処設 備のうち、重大事故 が発生した場合に おいて、当該重大し、 又はその影響を緩 和するための機能 を有する設備であって常設のもの	 ・125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 ・125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2 及び 2B-3 ・125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B ・125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ ・125V 充電器 2H 			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第50条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

第2.1.2 次 近大野 体				安	水事頃とり	別 比 衣 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	•	
第2.1.2表 重大率が容対処理像 (主要設備) の設備分類 (14/18) 主要設備 主要設備 (1. 四十二次対称機能設を 排れる記像の補債重要度分類) 3. 常意重大字故鍵								供去
主要設備		基本設計	计方針(後)			添付書類八	及び基本設計方針との対比	加力
正主ない。	第2.1.2	表 重大事故等対処設	:備(主要設備)の設備分類(14/18)			X		
第243 高設備、申報被 設計基準対象施設 原子が補助が動物器 原子が補助が動物が大力(S) 原子が補助が均均が大力(S) 原子が補助が対抗助が表えたし一方(S) 原子が補助が対抗助が表えたし一方(S) 原子が補助が対抗助が表えたし一方(S) 原子が補助が対抗し対抗が表えたし一方(S) 原子が補助が対抗し対抗が表えたし一方(S) 原子が補助が対抗し対抗が表えたし一方(S) 原子が補助が対抗し対抗が表えため 中の機能を有する常設 東常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル機能と同じ、非常用ディーゼルを電設備が対抗が大力(S) 東常用ディーゼルを電設備が対抗が大力(S) 東常用ディーゼルを電設備が対抗が大力(S) 東常用ディーゼルを電設備が対抗が大力(S) 東常用ディーゼルを電設備が対力(タンク(S) 東常用ディーゼルを電設備が対力(タンク(S) 東常用ディーゼルを電設備が対力(タンク(S) 東常用ディーゼルを電設備が対力(タンク(S) 東常用ディーゼルを電設備が対力(タンク(S) 東常用ディーゼルを電設備が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを可能設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを可能設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを可能設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを可能設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを可能設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを可能設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを可能が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを電設倫が対力(ア・ゼルを可能が対力(ア・ゼルを						5.5		
3. 常設重大事故線 和設備(設計基	設備分類	定義		設備分類	定義			
和設備(設計基 準並退)						兼ねる設備の耐震重要度分類)		
野店で観念を 期待す - 原子 が補機合知体ポンプ[S] - 原子が補機合和係ポンプ[S] - 原子が補機合和係素系を含む。 原子が補機合和水系 (原子が補機合和係系系を含む。 原子が補機合和水系 (原子が補機合和水系を含む。 原子が補機合和水系 (原子が補機合和水系を含む。 原子が補機合和水系 (原子が補機合和水系を含む。 原子が補機合和水系 (原子が補機合和水系を含む。 原子が補機合和水系 (原子が補機合和水系を含む。 原子が補機合和水系 (原子が補機合和水系を含む。 原子が補機合和水系(原子が補機合和水系を含む。 原子が補機合和水系(原子が補機合和水系を含む。 原子が補機合和水系(原子が補機合和水系を含む。 原子が補機合和水系(原子が補機合和水系を含む。 原子が補機合和水系(原子が補機合和水系を含む。 原子が相模合和水系(原子が補機合和水系を含む。 原子が相模合和水系の原発・原子・原子が構造の相様が表のできる。 原子が補機合和水系の原発・原子・原子・海水系ストレーナ・サージタンク(流路) - 非常用ディーゼル発電設備機等が高いたと同様を有するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	TOTAL SECTION OF THE PERSON OF	Andread and the second section of the sect	Code Code Code Code Code Code Code Code	5. 常設重大事故	設計基準対象	(1)原子炉冷却系統施設		
る設備であって、重 大事なのは大を店 止し、又はその影響 を緩和するための 機能を有する常設 重大事故後和政第 (2. 非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル 機関[S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水・ンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水・ンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水・ンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水・ンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水・ンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水・シブ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水・ジブ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水・ジブ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水・ジブ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関がデイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備局域を設定 [S] ・非常用ディーゼル発電設備局施装設 [S] ・非常用ディーゼル発電設備局施装設 [S] ・非常用ディーゼル発電設備局施装設 [S] ・非常用ディーゼル発電設備局施装設 [S] ・非常用ディーゼル発電設備局施装設 [S]	120 Tables and - 1 Land of the		(A)	緩和設備(設	施設のうち,	・原子炉補機冷却水ポンプ [S]		
大事故の拡大を防 原子炉補機冷却亦サージタンク[S] 原子炉補機冷却亦水系ストレーナ[S] 上し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設 重大事故緩和設備 以外の常設のもの 非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル機関[S] 非常用ディーゼル発電設備調速装置[S] 非常用ディーゼル発電設備機関利清水ボンブ [S] 非常用ディーゼル発電設備機関利清水ボンブ [S] 非常用ディーゼル発電設備機関利清水ボンブ [S] 非常用ディーゼル発電設備影料を送ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備機関利清水ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備機関利清水ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備機関利清水ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備機関利清水ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備機料を送ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備機料を送ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備機料を送ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備機料を送ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備機料を送ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備機関利清水ボンボ[S] 非常用ディーゼル発電設備機関利請を認定[S] 非常用ディーゼル発電設備所能送置[S] 非常用ディーゼル発電設備所能送置[S]	準拡張)	- 22 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15		計基準拡張)	重大事故等時	・原子炉補機冷却海水ポンプ [S]		
## は、又はその影響を緩和するための機能を有するための機能を有する作数 重大事故緩和設備 以外の常設のもの *** ** ** ** ** ** ** ** **			MARKET IN AMERICAN MARKET AND		に機能を期待	·原子炉補機冷却水系熱交換器 [S]		
を緩和するための 機能を有する常設 重大事故緩和設備 以外の常設のもの 2. 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電設備非常調速表置[S] ・非常用ディーゼル発電設備非常調速表置[S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水ボンブ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水ボンブ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機等ドイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備機等ドイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備機等ドイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備機等ドイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備機等ドイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備機等がイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備機等がイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備機等がイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備解解が解析技术ンブ[S] ・非常用ディーゼル発電設備解解が解析技术ンブ[S] ・非常用ディーゼル発電設備解除解析技术ンブ[S] ・非常用ディーゼル発電設備解除解析技术ンブ[S] ・非常用ディーゼル発電設備解除機能対応に対して、 ・非常用ディーゼル発電設備所限を設置[S]		San			する設備であ	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含		
機能を有する常設 重大事放緩和設備 以外の常設のもの と、非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル機関[S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水ボンブ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水ボンブ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水ボンブ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関が高水ボンブ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機料デイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備機料が表ボンブ[S] ・非常用ディーゼル発電設備機料が表ボンブ[S] ・非常用ディーゼル発電設備が終料デイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備が終料でイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備が終料でイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備防破装を置[S] ・非常用ディーゼル発電設備防破装置[S]		Control of the contro	CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF		って, 重大事	む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク		
以外の常設のもの ・非常用ディーゼル発電設備調速装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備機関所(清水ボンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関所(清水ボンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関所(清水ボンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関所(清水ボンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備が終決です。 ・非常用ディーゼル発電設備が終入です。 ・非常用ディーゼル発電設備が終入です。 ・非常用ディーゼル発電設備が終入です。 ・非常用ディーゼル発電設備が終入です。 ・非常用ディーゼル発電設備が料がする。 ・非常用ディーゼルを表記を表しませる。 ・非常用ディーゼルを表しませる。 ・非常用ディーを表しませる。 ・非常用ディーを表しませる。 ・非常用ディーを表しませる。 ・非常用ディーを表しませる。 ・非常用ディーを表しませる。 ・非常用ディーを表しませる。 ・非常用ディーを表しませる。 ・非常用ディーを表しませる。 ・非常用ディ		THE REPORT OF THE PARTY OF THE	INCERCE CO.		故の拡大を防	(流路) [S]		
以外の常設のもの		重大事故緩和設備	2. 非常用電源設備		止し、又はそ			
機関[S] ・非常用ディーゼル発電設備非常調速装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備排常調速装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備機関(対情小ポンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備が料定イタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備がは送ボンブ[S] ・非常用ディーゼル発電設備がは送ボンブ[S] ・非常用ディーゼル発電設備がは送ボンブ[S] ・非常用ディーゼル発電設備がは表達置[S] ・非常用ディーゼル発電設備がは表達置[S]		以外の常設のもの	・非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル			(2) 非常用雷源設備		
 ・非常用ディーゼル発電設備調速装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水ボンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水ボンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備空気だめ(自動)[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料を送ボンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料を送ボンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料を送ボンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料を送ボンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備排常用ディーゼル発電設備排常用ディーゼル発電設備が終ま置[S] ・非常用ディーゼル発電設備保護継電装置[S] 			7.757.45.757.7		The second second second second second			
・非常用ディーゼル発電設備機関小清水ポンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関小清水ポンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備機関小清水ポンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク [S] ・非常用ディーゼル発電設備排常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル発電設備所破装置 [S] ・非常用ディーゼル発電設備保護継電装置 [S]								
和設備以外の 常設のもの 常設のもの 常設のもの 常設のもの 常設のもの 常設のもの 常常用ディーゼル発電設備燃料を送ポンプ[S] 非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル発電設備が表達[S] 非常用ディーゼル発電設備が表達[S] 非常用ディーゼル発電設備保護継電装置[S]					- At 1			
- 非常用ディーゼル発電設備控気だめ (白動) [8] - 非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク [8] - 非常用ディーゼル発電設備排常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル発電設備が収入している。 第200 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						WHITE A CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE PROP		
 ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル発電設備励磁装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備励磁装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備保護継電装置[S] 					11-193 (00)9-8-11-1-1			
 ・非常用ディーゼル発電設備排常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル発電設備助磁装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備励磁装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備保護継電装置[S] 					III IIX . O .			
発電機[S] ・非常用ディーゼル発電設備励磁装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備保護継電装置[S]								
・非常用ディーゼル発電設備励磁装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備保護継電装置[S]			・非常用ディーゼル発電設備非常用ディーゼル					
・非常用ディーゼル発電設備保護継電装置[S]			Control of the Contro					
・								
			• 與理 升[S]					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第50条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書		(小事快)	設置許可申請書	設置許可	可,技術基準規則	供去
基	基本設計方針 (後)			添付書類八	及び基本	設計方針との対比	1用 右
	基本設計方針(後)	設備分類 1. 常設耐震重要 重大事故防止	定義 常設重大事故 防止設備であ って,耐震重 要施設に属す る設計基準事	設置許可申請書 添付書類八 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) (1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)[C] ・使用済燃料プール監視カメラ (2)原子炉冷却系統施設 ・補給水系配管・弁(流路)[B]		.,	備考

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

			安.	水争坦と0			
設工認申請書 基本設計方針(後)					設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
第2.1.2 設備分類 5. 常設重大事政历 止設備(設計基 準拡張)	基本設言 表 重大事故等対処設 定義	十方針 (後) 備 (主要設備) の設備分類 (16/18) 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) 1. 原子炉冷却糸統施設 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系水ンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・ドライウェルスプレイ管 ・サプレッションチェンバスプレイ管 ・高圧炉心スプレイ系ポンプ[S] ・復水貯蔵タンク ・高圧炉心スプレイ系ストレーナ[S] ・低圧炉心スプレイ系ポンプ[S]	設備分類 4. 常設重大事故 防止設備(設計基準拡張)	定義 設計基準対象 施設のうち、 重大事故等発 生時に機能を 期待する設備 であって、重 大事故の発生 を防止する機	設置許可申請書 添付書類八 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) (1)原子炉冷却系統施設 ・主蒸気系配管・弁(流路)[S] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁(流路)[S] ・補給水系配管(流路)[B] ・原了炉冷却材浄化系配管(流路)[S] ・複水給水系配管・弁・スパージャ(流路)[S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S]		備考
		・低圧炉心スプレイ系ストレーナ[8] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ ・原子炉補機冷却水系熱交換器[5] ・原子炉補機冷却水不シブ[8] ・原子炉補機冷却体ポンプ[8] ・原子炉補機冷却体系系トレーナ[8] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器[6] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系サージタンク[8] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系ナージタンク[8] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系ナージタンク[8] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系ナージタンク[8] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系サージタンク[8] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系カトレーナ[8] ・関連配管[8, B] ・関連配管[8, B] ・関連介医] ・炉心支持構造物 ・原子炉圧力容器 ・原子炉圧力容器 ・原子炉圧力容器 ・原子炉を必ずる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 (流路) [S] ・高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ (流路) [S] ・田PCS注入隔離弁 [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・原子炉再循環系配管・弁・ジェットボンブ (流路) [S] ・低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ (流路) [S] ・低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ (流路) [S] ・原子炉補機冷却水ボンプ [S] ・原子炉補機冷却水ボンプ [S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器 [S] ・原子炉補機冷却水系之り[S] ・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク (流路) [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系が変換器 [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系 (高圧炉心スプレイ補機冷却水系 (高圧炉心スプレイ		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第50条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1~の展開表 (補足説明資料)

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安心	大事項との	7. 对比衣	·	
設工 基本設計	設置許可申請書 添付書類八			設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
設備分類 5. 常設重大事故坊 止設備(設計基 準拡張) 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2	備(主要設備)の設備分類(17/18) 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類) 3. 計測制御系統施設。原子炉隔離時冷却系ボンブ出口圧力[S]。商圧炉心スプレイ系ボンブ出口圧力[C] (仮圧炉心スプレイ系ボンブ出口圧力[C] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・房子炉隔離時冷却系ボンブ出口流量[S] ・高圧炉心スプレイ系ボンブ出口流量[S] ・ 残留熱除去系ボンブ出口流量[S] ・ 残留熱除去系ボンブ出口流量[S] ・ 残留熱除去系ボンブレイ系ボンブ出口流量[S] ・ 段留熱除去系ボンブルスボンブ出口流量[S] ・ 段日熱除去系ボンブレス系ボンガロ流量[S] ・ 月炉に表で、カール・大学の対象では、大学の表別を表別では、大学の表別では、大学	設備分類 4. 常設重大事故 防止設備(設 計基準拡張)	定義	主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) (2)計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量[S] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・残留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力[S] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系素交換器冷却水入口流量[C] ・原子炉補機冷却水系系統流量[S] ・6-2H 母線電圧[S] ・HPC S125v 直流主母線電圧[S] (3)原子炉格納施設 ・スプレイ管(流路)[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料が送端と対して、まずに対して、まがに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まがに対し、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対し、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対し、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第50条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

亜水車値との対比素

接 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表
第21.2 表 重大事故等対決設備 (主要設備) の設備分類 (2818) 定義 (1. P) は設計法学対象施設を 兼なる活動の新産重要更分類 (1. P) は設計法学対象施設を 兼なる活動の新産重要更分類 (1. P) は設計法学対象施設を 兼なる活動の新産重要更分類 (1. P) は設計法学対象施設を 兼なる活動の新産重要更多 (1. P) は要なスプレイ系ディーセルを電設備高圧 特定 機能を 有す お正がなスプレイ系ディーセルを電設備調度 装置 (1. D) が (1. P) が (1. P
主要記備
 高 密度重大事務処 のうち、重大事化等等 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備高圧 等心スプレイ系ディーゼル発電設備高圧 等心スプレイ系ディーゼル発電設備調速 装置(S) 本部 の発生を持 上する機能を有する 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備調速 装置(S) 血 出機 国外の常設 のもの
- 関連配管[S] - 関連配管[S] - 関連報告 24 及び2B - 125V 充電器 24 及び2B - 125V 直流分電盤 2H

【第50条 地震による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	位 T ○ タ (出場で トフ 出版 ○ 叶 山)								
	第 50 条 (地震による損傷の防止)								
1.									
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類				
1	重大事故等対処施設の地 震による周辺斜面の崩壊 に対する設計方針	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	2	1	С				
2	重大事故等対処施設の耐 震設計の基本方針	同 上	1 − ~ <u>≡</u>	1 2	С				
3	重大事故等対処設備の設 備分類	同 上	1	_	С				
4	常設耐震重要重大事故防 止設備等が設置される重 大事故等対処施設の耐震 設計方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。 また,地下水位低下設備の機能喪失時の措置については,保安規定で担保する旨を記載している。	1 —	1	c, d, e, f				
(5)	常設耐震重要重大事故防 止設備以外の常設重大事 故防止設備等が設置され る重大事故等対処施設の 耐震設計方針		1 =	1 2	С				
6	常設重大事故緩和設備等 が設置される重大事故等 対処施設の耐震設計方針	また, 地下水位低下設備の機能喪失	1 Ξ	1	c, d, e, f				
7	可搬型重大事故等対処設 備の地震による影響(溢 水,火災を除く。)を考慮 した保管方針	設置許可との整合を鑑み記載して	-	_	a, b, c				
8	地震力の算定方法	同上	1 − ~Ξ	1 2	С				
9	荷重の組合せと許容限界	同 上	1 − ~Ξ	1	с, g				
10	設計における留意事項の うち,各段階における波 及的影響の評価方針		1 一 1 三	1	С				
(1)	特定重大事故等対処設備 の耐震設計方針	特定重大事故等対処設備は,今回の 変更申請対象外であるため記載し ない。	1 四	3	_				
2.	2. 設置許可本文のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目								
1	重大事故等対処施設の耐基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しな 震設計 い。								

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第50条 地震による損傷の防止】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

2	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	_					
3.	. 設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方							
No.	項目	考え方	添付書類					
\bigcirc	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	_					
\$	重大事故等対処施設の地 盤に対する設置方針	第49条に対する内容であり、本条文では記載しない。	С					
\$	重大事故等対処施設の構 造計画・設置計画 第 50 条の要求事項にないことから、添付書類に地震の 影響を低減するための構造計画と配置計画について記 載する。							
4		第 50 条の要求事項にないことから,添付書類に荷重の 組合せにおいて包含できるケース等の留意事項につい て記載する。	С					
\$	地下水位低下設備の設計 方針	地下水位低下設備の詳細事項については添付書類に記載するため記載しない。	С					
4.	. 詳細な検討が必要な事項							
No.	書類名							
a	要目表							
b	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図							
С	耐震性に関する説明書							
d	原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面							
е	原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面							
f	排気筒の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面(自立型のものに限る。)							
g	発電用原子炉施設の自然理	現象等による損傷の防止に関する説明書						
h	発電用原子炉の設置の許可	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書						
i	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書							